

天照大神と記して、其の化し給ひし神鳳遊化の所なりと記せるは、上神谷村大字鉢ヶ峯寺鉢ヶ峯鎮座の舊國神社の縁起中に、同社祭神天照大神の化し給ひし神鳳の千種森即ち此の地に移れることを記せるものに似て、當社祭神を其の天照大神なりとせるにあらざるかの疑を生せしむるも、同縁起は大鳥五社を纏めて五社祭神中、神位の高き天照大神を擧げたるものなるべきは、後記弘化三年十月神鳳寺より奉行所に提出したる社寺由緒書中に、其の五社と申者第一日本武尊、次は天照大神と社順に記して、日本武尊を第一に置けるに依りても其の然るを推するに足れるを以て、其の祭神といへるは當社祭神にあらずして、大鳥美波比神社の祭神即ち天照大神を指したるものと知らるれども、學者の所説は、當社の祭神を天兒屋根命なりとせり。即ち其の所説に依れば、本地は大鳥連の居りし所なるを以て、其の同流たる殿木連の等乃木神社・和田連の美多禰神社・蜂田連の蜂田神社に各其の祖神を祀りしが如く、當社には同連の其の祖天兒屋根命を祀りしものなりと。然れども大鳥連の祖天兒屋根命は大鳥濱神社に祀られれば、同連が其の祖を祀りしものとせば、そは同社に之を祀りしものと見るこそ正しかるべけれ。祭神の誤れるものを糺して、之を其の正に歸せしむべきは固よりなれども、大鳥連の祖天兒屋根命は、現に五社の一なる大鳥濱神社に祀られあるに拘らず、古來久しく祀られ、世人に深く印象せられ來れる當社祭神に異説を立つるは、當社以外なる大鳥五社中に同神を祀れる大鳥濱神社のあることを閑却せるより起りしものなるかの如くに思はる。然れども當社祭神は、學者の説け

る前記天兒屋根命なりとの説、其の正を得たりしものなりけん、先年大鳥連の祖神に決定せられしといふ。大鳥連の祖神といへば天兒屋根命を指せるなるべし。故に從來久しく祭祀せられ來りし日本武尊は、當社に其の祭を享けさせられざることとなる。共に、天兒屋根命は大鳥五社中なる當社及び大鳥濱神社の兩所に祀らるゝこととなる。當國に於ける一の宮にして、元正天皇の靈龜二年河内國を割きて當國を置き、國內五大社の分靈を合祀して五社總社を國府所在の府中に建て給ふに方り、當社の分靈も同社に合祀せられて泉州五社の稱起り、聖武天皇は天平四年の大旱に際し、五社および井の八幡宮に奉幣して雨を祈らせ給ひ、且五社及び總社に社領六千八百石を寄せて、其の壹千參百石を當社に分賜せらる。仁明天皇承和九年十月從五位下より從五位上に昇格し、清和天皇の貞觀元年正月二十七日には從四位下に、同三年秋七月二日には從三位に昇進し給ひ、文武天皇は慶雲二年菅生朝臣小村を勅使として奉幣し、淳和天皇は弘仁十四年秋七月奉幣して雨を祈り、清和天皇は貞觀元年九月八日使を遣はし幣を奉じて風雨の爲めに祈り給へり。大鳥五社流記に依れば復た多くの神田等を寄せられたるを知るべし。後平清盛は熊野よりの歸途、其の子重盛と共に參拜して神馬を獻せしといふ。往時より奉仕せしは大鳥氏なりしが、別に宮寺ありて神事に與れり、神鳳寺是れなり。寺は僧正行基の開創せし所なりと傳ふれども、星霜重りて荒敗しけるを、寛文の初め快圓比丘之を再興して眞言律宗に屬し、大鳥山と號し來りしも、明治初年の神佛分離に依りて廢絶せり。當時寺僧中復職神勤するものな



かりしが爲め、神前向の儀は當分五大社神職に於て勸め來りしに、同四年五月宮幣大社に列せらる。往時に於ける社殿改築等のことは詳ならず。永祿・天正の兵亂に劫火の燒く所となり、慶長七年十一月豊臣秀頼に再建せられしも、其の後大坂の亂起るに及び復た兵火に罹りて灰燼と化し、僅に塔一基を残せるに過ぎざりしが、寛文の初め快圓比丘は幕府及び堺町奉行石河土佐守の寄附、并に泉州一國中の人別勸化を許されたる寄財を以て社殿佛閣を再建せり。石の鳥居を土佐守の寄附せしも此の時にして、寺は同十三年より眞言宗南方一派の本寺となる。然れども社殿佛閣とも尙充分ならざる所ありしを以て幕府に出願し、幕府は元祿十四年柳澤出羽守に命じ、出羽守は其の代官金丸又左衛門・雨宮庄九郎を普請奉行として修繕に着手し、同年十二月三日竣成し、遷宮入佛料金貳百兩を寄せられて初めて舊觀に復せり。爾來數回に互りて修繕は加へられたりしも、明治元年六月朔神鳳寺に屬する建物即ち本堂・左右廊下・不動堂・五重塔・方丈・經藏・中門・僧舎・鐘樓堂・下藏・柴部屋は悉く取拂を命せられて、本尊等は毛須莊赤畑村の光明院に移轉せらる。社殿は大鳥式と稱して特別保護建造物たりしも、明治三十八年八月十四日火災に罹りて全部焼失せしかば、同四十二年官費參萬參千餘圓を以て改築せらる、即ち現在の建物是れなり。祭典は往古は一ケ年中に一百餘度の多きに上りしが、明治維新後は改正せられて其の數を減じたるも、毎月一日に行はる、月次祭を除きて、尙多くの祭典行はるゝが中に、二月十九日の祈年祭・八月十三日の例祭・十一月二十四日の新嘗祭は當社の大祭にし

大鳥北濱神社・大鳥濱神社・大鳥井關神社・大鳥美波比神社

て奉幣使の參向あり、祭儀最も莊嚴に行はる。外に花摘祭・御祓祭・冬季祭あり、何れも亦當社に於ける重要な祭式にして、花摘祭は四月十三日に行はれ、濱寺公園内の行宮に神輿の渡御ありて、堺市乳守遊廓の妓女盛裝して來り、二人は什丁に扮して花車を牽き、十人は花笠を冠りて花摘女に扮し、六名乃至八名は稚兒に扮し、稚兒と花摘女は什丁の牽ける花車の前に除行して前驅を爲せり。又御祓祭は七月三十一日に行はれて人形其の他の作物を牽出し、堺市宿院の行宮に神輿の渡御あり。宿院はもと住吉神社の御旅所たりしも、明治維新の後同社の神幸廢絶せしかば、市民の請に依りて當社御祓祭の頓宮所となせしものにて、後住吉神社の神幸を再興せらるゝに及びて兩社の神幸所となれるなり。兩祭とも遠近より賽者群集して殷賑を極む。攝社に大鳥北濱神社・大鳥濱神社(一に當社を除きて中津尾社を加へ兩道入姫命を祀るとせるもの)・大鳥井關神社・大鳥美波比神社あり、即ち已記の如く大鳥五社中の四社にして、もと獨立の神社なりしも、明治の後に至りて當社の攝社と定めらる。美波比神社は大鳥五社流記に當社内の中宮なりと記すれば、往時より當社内ありしものなるべきも、近代北王子村にありしは、何れの時にか同地に移轉せられしものなるべし、同地にありて同地の氏神たらざりしは其の證ならん、明治六年三月二十六日教部省の指令に依りて、同十二年七月二日北王子村より當境内に移され、今も中之宮といへり。大鳥井關神社は八田莊村大字堀上の大明神山にありしも、亦同大字の氏神たらざりしが、明治四十一年五月同所より移され、美波比神社に合祀せられて境内攝社となり、大鳥北濱神社は濱寺町大字下な



る舊西下村の字南垣外にありて同舊西下村の氏神、大鳥濱神社は高石町大字今在家字井戸森にあり同大字の氏神にして、共に境外攝社なり。四社とも已記の如く延喜式内の神社にして、文武天皇の慶雲二年勅使管生朝臣小村の奉幣して祭りし所なりといふ。先年神社合併の議あるに際し、明治四十二年四月六日本地字野田の村社菅原神社(菅原)・字五龍堂の同菅原神社(菅原)・大字野代字三上山の同菅原神社(菅原)・大字北王子字千原法の同押別神社・濱寺村大字下字寺内の同天神社(國常)を攝社大鳥美波比神社に合祀せらる。合祀社中に於ける押別神社は延喜式内の舊社にして石押別命を祭り、別松宮と稱せられし神社なり。

社域は老松・古杉・雜木等密生し、鬱葱として幽邃を極む。謂ゆる千種森にして、當社祭神奉祀の初め、一夜にして俄に生せし種々の樹木なるを以て此の名ありといふ。古の四至は東は道並に神田を限り、西は大道を限り、南は野田村並道を限り、北は榎本村並に小道を限りしが、今は北は小道を限り、南は本地字野田並に道を限り、西は小栗街道を限り、東は公田並に道を限り、其の坪數實に壹萬參千參百八拾五坪の廣さを有せり。賽道の入口はもと東なりしを、今は西に變更せられたるも、舊賽道には尙當時の鳥居を殘せり。變更せられし現在の賽道は、小栗街道より入れるものにして、石造の三の鳥居は屹然として其の裡に高く聳え、廣潤清淨の道を通り、二の鳥居を過ぎて進めば社前の廣庭にして、社前に一の鳥居あり。神殿は南面して建てられ、檜皮葺にして大鳥式なり、本殿・向拜・中門・祝詞

舎あり。同祝詞舎より左右に開ける透塀は、社殿の四方を圍みて中心の一區を畫し、祝詞舎の前面に拜殿・同向拜あり、長方形を爲せる玉垣は、更に中心區の四方を繞りて其の外廓を爲し、神樂所・神饌所・寶庫・繪馬舎・祭器庫・社務所等は各所に建てらる。攝社大鳥美波比神社は社務所の東に北面し、本殿・拜殿を存して石の鳥居は其の前にあり、南方の一邱は高天原と呼ばれ、白鳥降臨の靈地なりと傳ふ。攝社の東部は其の北部に亘り宮寺神風寺のありし所にして、其の斷礎遺井等は存在當時を偲はしむ。乾位に清泉あり、深さ參尺位にして水質清冽、四時増減なし、行基井といひ、行基の掘りしものなりと。又長位に神石あり、明神の影向石といひ、高さ四尺・廻り參尺許にして石柵を以て圍めり、一に夜鳴石の名あり、數度の兵燹に罹りし後叢裡に埋もれたりしを、堺町奉行石河土佐守利政之を穿ち起して持歸り、堺の自邸に置きけるに一夜異聲を發せしかば、大に驚き恐れて返納し、直に今の如く奉祀せると共に、神慮を宥めんが爲め石の鳥居を獻じ、且境内に杉壹千本を植ゑて、左の和歌二首を奉納せりとなん。

玉籬に岩きり多く動なき國をまもりの大鳥の神  
いつみなるちくさの森に跡たれてちかひつきせし萬代まで

日本後紀

淳和天皇弘仁十四年秋七月丙辰、奉和泉國大鳥社幣、

續日本後紀

仁明天皇承和九年十月己巳、奉授和泉國從五位下大鳥神從五位上、

第三篇 國都市町村志

第三章

和泉國

第二節

泉北郡 鳳村

三五九



三代實錄

清和天皇貞觀元年正月廿七日甲申、京畿七道諸神進階及新叙惣二百六十七社、奉授和泉國正五位下勳八等大鳥神從四位下、九月八日庚申、和泉國大鳥神等遣使奉幣爲風雨祈禱、同三年秋七月二日甲戌、授和泉國從四位下勳八等大鳥神從三位、平治物語 清盛も然るへしとて都を指して引返す、(鳥野のな) 和泉國大鳥の宮に着き給ふ、重盛秘藏せられける飛鹿毛といふ馬に白鞍置きて神馬に引き給へば、清盛一首あり、

かひこそよかへりはてなは飛ひかけりはくみたてよ大鳥の神

大鳥大神宮五社流記帳事

一、正一位勳八等大鳥大明神 一所

社敷地 壹處

在大鳥郷 大鳥里二坪二坪 同原里卅四五六坪

四 至 限東邊並野田 限西邊大田 限南野田村並道 限北邊本村並小道

神田 貳町貳段三百四十步 已勅施入

大鳥里一坪百步 二坪六段 十一坪二段 自北一三長

高槻里十二坪二段大 同二十一坪貳段 菅町里廿坪町

濱貳浦 四季御贄料

草田浦 九月寅日御放生科

四 至 限東公田 限西下刀場 限北小溝

上 限 津川、所置石津者、其成其成所置石津、其成其成小川橋入御贄也、伊岐宮、所置石津者、其成其成所置石津也、仍名者

下 限 登領小川、所置登領者、同朝延爲所置登領、其成其成小川橋入御贄也、仍名、是則上清野者、合道野所置登領者、其成其成所置登領也、仍名者

御封 肆烟

當國 二烟 阿波國 二烟

鳥居 肆基

立峰田路一基 濱一基 社前後各一基

每年四月七日 御祭一日 但御花摘在花園一所字厩原、是國內人民等奉仕之中日根參箇郡依巡々者十列一預細男預田樂

並參種預差定御供預大樂雨色預差定大鳥郡、

六月廿六日 御祓戸 在葦田浦

所領田島 伍佰拾餘町

在阿波國那珂郡平方島者

御柳葉山 參所

在上神郷字八峯稻持富藏峰等也

一、正一位美波比社 一所 大鳥社内座中宮是也

神田 參段 勅施入

葦田正里卅五坪一段 布施屋里卅六坪 水台里一坪

郡里六坪並三ヶ坪内一段 島地貳百步

赤坂里廿七坪内







之旨、武内宿禰爲勅使向于此國、下野之森有一老翁、見其容貌可七十載、勅使即問靈禽在處、曰我棲此處百二十餘歲也、自是西有嶺號上野、風下彼地已久矣、嘗々瑞光赫奕、有來斯森、輝耀有似旭日、世人咸稱曰日本野也、勅使則隨彼叟詣上野、稽首再拜、則崇靈德始構祠宇、時彼社地圓石忽現伊勢二字並二界種子、實以國名大日本國神號大日靈貴、或名天照皇大神、亦自宜圓滿大願遍照尊暗合理智不二身土一如遮那極理者矣、自其已來或展靈翼於富藏殿木之森、或彰神光於稻持御殿之樹、奇異惟多不可具記此神號天照皇天、昭名異而義同也、全天皇五十四甲子歲口含印文體飾文采、呈六像之德、凌千尋之霄、擗捷連而往遊覽德輝以將下、爰會禰之里豐田之中有一老父、梨田崎耕蕪草、神鳥大鳥告言、以汝之田與我棲止、老父不肯、神乞再三、遂而許諾、其夕彼田忽生衆木、俄成高林、故云千種森是則今社之地、大鳥山是也、爰垂仁天皇第一皇子自誕已來及於長大敢不言語、因是遷於豐後大野後行御宇國大、臣號、名大野臣、至于三十俄爾仰天出鳳鳥飛鳴之言、後言語不異常人、此故即還京洛、時大野臣憶始言之旨、尋鳳鳥蹤來詣斯森、沐浴潔齋懷留神禽、于時神告曰、我是天照大神也、宜稱大鳥、又須改汝姓號大鳥也、大野臣敬稟此告、遂改其氏、含口之印文此姓末裔傳之至今、每歲初春次午神人等取鉢峯・富藏・稻持・御殿之神、莊飾社壇今之大鳥、是也、是亦爲不忘神風遊翔之芳跡也、

神功皇后親征三韓之時、此神矯矢而隨軍、是故亦號矢矯明神也、實是勝軍摧敵之奇威、鎮國安民之靈德、何神如之、因斯異賊襲來之時、朝野蜂起之日、傾軛信奉帶帛數箇度也、天武御宇白鳳元壬申年建於此祠、奉崇神光名曰天光也、號大鳥明神也、文武大皇慶雲三丙午、勅使管生朝臣小村奉幣帛、聖武天皇天平十二庚辰年、使工匠河內國志紀郡稻積築建十三層塔婆、有勅爲定額寺、令禱祝國家安平聖運長久也、則行基依勅建立名神風寺也、弘仁五甲午年、依睦成帝不豫、延曆寺最澄和尚傳大有勅詣于斯神祈之、至誠通神聖體復本矣、淳和帝天長六己酉年、依儲君病惱、空海和尚弘法大稟旨來詣、奉幣帛施法味、又創延命堂、神饗并祈靈垂玄鑿也、仁明天皇承和十四丁卯年、帝有奇夢、勅於圓仁德覺大使于當社、類獻法施奉師神德、今上皇帝文德仁壽二壬申歲、天台圓珍實觀大入唐求法願禱之、山王權現託巫而言、宜告天光大神、於是膝行肘步祈于此神、明年果於其望也、

右當社靈異不遠毛舉、今日取要略記焉、

齊衡二年八月十八日

主稅助 大鳥道雄 記

泉州一宮大鳥五社大明神並別當眞言律宗大鳥山神風寺由緒覺書

一、和泉國大鳥五社大明神者、天照皇大神宮所化之靈神、大日本國武將之大祖、日本武尊之神廟に而御座候、人皇十二代景行天皇五十四甲子年白鳳之形を現し、此所曾根里千種之森に鎮座し給ふ、武内宿禰勅命を蒙り始而神廟を造立有之候、其五社と申者第一日本武尊、次者天照大神、次者兩道入姫命、次者穴戸武姬命、次者弟橘姫命に而御座候、此故に垂跡之神號を大鳥五社大明神と奉申、別當の寺號を大鳥山神風寺と名け申候、聖武天皇之御宇行基菩薩勸願を奉り、神風寺を開基有之候、誠には勝軍摧敵之靈廟、鎮國安民之神社、日域無雙之神廟に而御座候故、代々聖帝行幸ならせ給ひ、累代之武將御參詣有之候事、日本紀・延喜式・三代實錄並當社舊記・泉州神名帳等に分明に御座候事、

一、當社境内往古者八町四方に御座候而莫大之社領織田信長公之御時迄有之候處、天正永祿之兵亂に悉沒收什、神社佛閣も不殘燒失仕候故、只今に而者貳町四方之境內並馬場・御旅所耳御除地にて御座候事、

一、大權現櫻御治世之御時慶長十一年御改造被爲仰付被下、彌御武運長久之御祈禱殿重に修行可仕奉蒙御上意候、已來無退轉勤行仕候、其後十八年冬泉州之押え西尾豐後守殿當社へ御代參有之、兩御所櫻御開運之御祈禱懇懇に可勤修、御利運之後如先規社領等可申調之旨被爲仰付、則於當社懇懇に御祈禱仕候御事、

一、元和四年泉州之御代官中坊美作殿御代參の節、大權現櫻御意願の程御開被成、靈社荒敗之儀歎々舖思召、現今之境内に樹木數多被爲植、其上大權現櫻御意願の趣被爲遂度思召候得共、無程御替り被成其儀無御座候御事、



一、萬治三年泉州堺町御奉行石河土佐守殿極感盛夢、當社荒敗之儀歎々數思召、御公儀並土佐守殿御寄附之品有之、其上別當長意に泉州國中入別勸化被爲仰付、神殿佛開荒増修覆有之、土佐守殿石鳥居御建立被成、數多杉木被爲植候御事、

一、寛文十三年三月別當快圓比丘並大鳥一派之比丘和合仕、當寺を以て眞言律宗南方一派之本寺に相定、僧坊輪番所に仕度旨堺町御奉行水笠伊豫守殿え御願申上候處、早速寺社御奉行所え御通達有之被達御上聞に候、右願之通被爲仰付可被下之旨堺町御奉行所に而被爲仰付候、爾來天下泰平御願圓滿之御祈禱神事法事修行仕候御事、

一、元祿六西年戸田能登守殿・本多紀伊守殿・松平伊岐守殿寺社御奉行之願、別當快圓出府仕、六月十八日御月番戸田能登守殿え御修繕御願申上候所、御吟味之上辰八月四日寺社御奉行阿部飛彈守殿より被召出、爲御上意御見分被爲仰付、翌年己三月五日願之通御修覆被爲仰出候、御普請御奉行に柳澤出羽守殿御代官金丸又左衛門殿・雨宮庄九郎殿被爲仰付、同年十二月三日迄に御修覆致造畢候、其上遷宮入佛料金子貳百兩頂戴仕無殘所殿儀に相勸申候、右爲御禮快圓比丘登城仕御白書院に而御目見被爲仰付候而時服頂戴仕候、尙此上境内之御制札迄被爲下置 萬世不退之御祈禱愈無怠慢修行可仕旨奉蒙仰候、依之午正月定例不退之御祈禱卷數目錄壹通寺社御奉行阿部飛彈守殿へ奉指上、神事佛事無怠轉相勸候御事、

一、寛延四年輪番到實出府仕、四月廿二日寺社御奉行御月番松平右京亮殿え御修覆御願申上候處、同廿七日青山因幡守殿・本多長門守殿・松平右京亮殿御内寄合え輪番到實被爲召出、御吟味之上同十二月十九日大鳥大明神修覆爲助成泉州一國勸化御免被爲仰付被下、寶曆二申二月五日御連印御免狀並觸狀之寫頂戴仕、勸物納受仕候御事、

一、寶曆三西三月輪番玉泉出府仕、寺社御奉行青山因幡守殿え御連印御免狀奉返上候、同八月松平右京亮殿御替井上河内守殿え攝州再勸化御願申上候處、同十一月十八日御月番井上河内守殿御内寄合え被召出、鳥居伊賀守殿・青山因幡守殿・本多長門守殿・井上河内守殿御列席に而攝州再勸化願之通御免被爲仰付被下、同十二月六日御連印御免狀並觸狀之寫頂戴仕、勸物納受仕候御事、

候御事、

一、安永七戌四月輪番代眞照出府仕、寺社御奉行戸田因幡守殿え御免狀奉返候、同五月土岐美濃守殿え攝州再勸化御願申上候處、同七月廿七日御月番牧野豐前守殿御内寄合え被召出、土岐美濃守殿・戸田因幡守殿・太田備後守殿御列席に而攝州再勸化願之通御免被爲仰付被下、同閏七月廿七日御連印之御免狀並御觸書之寫頂戴仕、勸物納受仕候御事、

一、文化六巳年九月輪番葉靜出府仕、寺社御奉行御月番久保安藝守殿え御修覆御禮申上候處、段々御吟味之上、翌文化七年六月有馬佐兵衛殿え攝・泉兩國御免勸化御願申上候處、全八未年四月廿七日御月番松平和泉守殿御内寄合え被召出、松平和泉守殿・有馬佐兵衛佐殿・阿部主計殿御列席に而爲修覆助成泉州一國勸化御免被爲仰付、同六月十日御連印之御免狀並御觸書之寫頂戴仕、勸物納受仕候御事、

一、文政十二巳年九月廿四日輪番代聖旭出府仕、御月番土屋相模守殿え修覆再願奉申上候、同十三年六月五日臨坂中務大輔殿御内寄合松平伊豆守殿・松平丹波守殿右御三人御列席に而願書御取上に相成候、同七月九日土屋相模守殿御屋敷に而諸堂社修覆爲助成攝・河兩國勸化御免被爲仰付候、同九月六日御連印之御免狀頂戴仕候儀に御座候、右之通當社由緒並御代々之例書相違無御座候に付奉指上候、以上、

弘化三年午十月

大鳥山神鳳寺

役 僧 印

御奉行所

專光寺

專光寺は字紙辻にあり、法性山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は四百九拾壹坪を有し、本堂・庫裏・座敷・廊下・茶所・土藏・門を存す。



超圓寺

超圓寺は同字にあり、光明山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は壹百參拾坪を有し、本堂・門を存す。

淨林寺

淨林寺は字野田にあり、松塚山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は壹百六拾八坪を有し、本堂・門を存す。

本地は元和七年より今井宗薫の支配たりしが、元祿元年柳澤出羽守の領地に轉じ、寶永二年徳川代官の支配に歸し、延享四年に至り南方・北方に兩分し、村高壹千五拾五石貳斗九合の内、其の北方なる參百參拾七石九斗八升參勺は田安中納言の領地となり、同家世襲して同慶頼に至り、明治元年の初に新に御料となりて、岡部筑前守・渡邊丹後守の當分取締となり、同年五月晦日同家領に復し、同二年六月上地せり、依て田安藩の支配に移り、同年十二月二十六日堺縣の管轄に轉ず。其の南方なる七百拾七石貳斗貳升八合七勺は依然徳川代官の支配たりしが、文政七年清水中納言の領地に轉じ、安政二年再び徳川代官の支配に歸し、同代官繼承して内海多次郎に至り、明治元年の初め新に御料となりて、岡部筑前守・渡邊丹後守の當分取締となり、同年二月二十四日大阪裁判所農局の支配に移り、同年五月二日大阪府司農局に改まり、翌六月二十二日堺縣の管轄に轉ず、是に於て全村同一管治に歸せり。而して同縣區畫の制定あるに及び、同五年二月和泉國第一區に編入せられ、其の後の管轄及び區畫の變遷は、大字長承寺に同じ。

大字	舊石高	明治八年改正 有租地反別	明治九年一月 一日現在人口	町村制施行 當時の反別	町村制施行 當時の人口	大正元年三月 末日現在人口	大正九年十月 日國勢調査の人口
長承寺	五九・九二〇	四四・七五〇	五六五	五三・六〇七	五三二	五三二	五三二
野代	一七〇・八四〇	一五・四〇四	二二七	一六・四一〇	二〇三	二〇三	二〇三
北王子	六九八・二二〇	五三・三三三	六七一	七〇・四一五	八〇七	八〇七	八〇七
大鳥	一・〇五二・〇九〇	九七・九二〇	四四三	一〇三・四一〇	一・〇四三	一・〇四三	一・〇四三
計	二、五五八・三三〇	一、九三・四七四	二、四八七	二、二六・〇二〇	二、一七四	二、一七四	二、一七四

### 第十項 高石町

本町は明治二十二年四月一日町村制の施行に際し、高石南村・高石北村・今在家村・新村の四ヶ村は、其の當時に於ける同一戸長役場の管理區域にして、地形民情共に合併するを便とするを以て、其の區域に依りて一村を設け、其の地は往時の高石莊なるを以て、其の舊莊名を採りて高石村と名づけ、各村は其の大字となり、舊に依りて大鳥郡所屬たりしが、明治二十九年四月一日泉北郡に屬す。大正二年五月十五日各大字間に區域の變更あり、同四年一月一日より高石町と改稱せらる。

### 大字 高石南



本地は古來大島郡に屬し、もと高石莊の内にして高石南村と稱す、和泉志には南高石に作れり。村内は分れて小高石・南の二部となり、南は更に分れて辻・土井・北新田となる。辻と土井とは泉州志に記せる辻村・土井村に當り、和泉志村里の條に「南高石屬邑三」と記せるは、小高石・辻及び土井を指せしものならんか。大正三年五月十五日地域整理の爲め、字御林跡の六畝拾壹歩は大字高石北に轉出し、同大字字天神西の壹反參畝貳拾貳歩を本地に編入して字を高師濱と改む。舊莊名の高石は日本書紀垂仁天皇三十五年の條に、「秋九月、遣五十瓊敷命于河内國、作高石地・茅渟池」と見ゆる高石にして、同書持統天皇三年秋八月の條に、「丙申、禁斷漁獵於攝津國武庫海一千歩内、紀伊國阿提郡那野二萬頃、伊賀國伊賀郡身野二萬頃、置守護人、准河内國大島郡高脚海」と見ゆる高脚に同じ。高志または高師・高磯に作れるもあり。されは高石は本地古來の稱にして、後高石莊と呼ばれ、莊名廢して南高石・北高石の兩村となりしなるべし。高石莊の地は、續日本紀稱徳天皇天平神護二年十二月の條に、「乙酉、和泉國人外從五位下高志毗登若子麻呂等五十三人、賜姓高志連」と見ゆる、高志氏の居りし所ならん。

高脚濱

高脚海は舊高石莊に沿へる茅渟海の一部にして、其の海濱は歌上有名なる高師濱なり。持統天皇の慶雲三年九月難波の宮に幸し給ひしとき、東人の大伴の高師の濱と詠せしを以て、當時或は攝津に屬せしかの如く見ゆるも、其の所屬を詳に辨せざりしよりかく詠せしものならん。白沙は青松と映じ、細

漣は緩かに岸を打ち、眺望絶景宛然圖中の景を呈し、濱寺公園の如きもまた其の一部なり。されば持統天皇の御宇に於て、武庫海等に漁獵を禁せられし以前に於て、已に此の地の漁獵を禁せられ居りしが如きは、其の勝區を害せざるの意に出でしものなりとも見るべきか。古來の歌枕にして珠詠玉吟悉く記すべからず、今其の少數を掲記せん。

日本靈異記 大花上大部屋栖野古連公者、紀伊國名草郡宇治大伴連等先祖也、天年澄清尊重三寶、案本記曰、敏達天皇之代和泉國海中音樂之音聲、如笛簫琴瑟篳篥等聲、或如雷振動、畫鳴夜耀、指東而流、大部屋栖古連公開奏、天皇嘿然不信、更奏、皇后聞之謂連公曰、汝往看之、奉詔往看實如聞有當靈之楯矣、還上奏之、泊乎高脚濱、今屋栖伏願應造佛焉、皇后詔宣依所願也、連公奉詔大喜、告島大臣以傳詔令、大臣亦喜請傾直生田彫造佛共三軀像、居于豐浦堂、以諸大仰敬、

- |     |                             |      |
|-----|-----------------------------|------|
| 萬葉  | 太上天皇委于難波宮時歌                 | 東人   |
| 古   | 大伴の高師の濱の松か根をまきてしぬれと家ししぬばゆ   | 紀貫之  |
| 古今  | おきつ波たかしの濱のはま松の名にこそ君を待ちわたりつれ | 藤原定家 |
| 續古今 | あた波のたかしの濱の磯馴松なれすは掛けて我れ戀ひめやも | 源雅言  |
| 同   | 沙風も夜寒なるらしおきつ波たかしの濱に千鳥なくなり   | 一宮紀伊 |
| 金葉  | 音にきく高石の濱の徒浪はかけしや袖のぬれもこそすれ   | 後鳥羽院 |
| 御集  | 戀すてふ名のみ高石の濱千鳥なくくかへる袖のあなみ    | 藤原爲定 |
| 新千載 | 松か根の高石の濱の沖つ波およばぬ色にかけて戀ひつゝ   |      |



同	沖つ波よする高石の濱松のれには泣けとも人そつれなき	藤原盛徳
家集	身をわふる涙は今も和泉なるたかしの濱にみつる沙なり	凡河内躬恒
玉吟	打波のたかしの濱の眞砂地におひたる松の根こそあたなれ	藤原家隆
建保名所	沖つ波高石の濱の松もなほぬる、計りの名にこそありけれ	順徳院
同	風や荒き波や高石の濱千鳥ふみかよひてし跡もたえぬる	藤原俊成女
同	なき名のみ世には高しの濱松のつれなき色にこひやわたらん	藤原知家
同	よる波も高石の濱の松か根のかわく間もなき枕なりけり	定衛
同	まつとたに人ばかりかけても白波の高石の濱に袖はぬれつゝ	兵衛内侍
同	戀すてふ名のみ高しの濱千鳥さのみや浪の底になくへき	藤原範宗
同	物おもう波の高しの濱松のまつもむなしき色にふりつゝ	藤原行家
同	無名のみ高しの濱の松か枝にかなる風のため吹くくらん	藤原康光
草庵	風吹けは高師の濱の徒波をつはさに掛けて千鳥なくなり	頓阿法師
夫木	我が戀は高しの濱にぬるたつたつてゆかつかたもおほへす	讀人しらす
自撰歌	妻こふる聲も高師の濱松のまつ夜ふけぬと千鳥なくらし	本居宣長
新拾遺	沖つ浪たかしの濱の沙風に夜や寒からし田鶴を鳴くなる	善源法師
續拾遺	沙風の音も高しの濱松にかすみてかゝる春の夕なみ	平親清女
禪林寺殿七 百首	沖つ波たかしの濱の松か根のあらはれかたかつ霞かな	藤原爲氏

高石神社

高石神社は北方字天神前にあり、延喜式内の神社にして少彦名命・天照皇大神・伊邪那美命を祀れり。創建の年代は詳ならず、今の社殿は寛永十二年十一月二十二日の再建なり。和泉名所圖會には高志氏の祖王仁を祀ると記せり、或はもと境内に王仁の一社ありしにやあらん、今は俗に天神と稱す。明治五年郷社に列し、同四十年一月神饌幣帛料供進社に指定せられ、同四十年八月十九日字中谷筋の村社八幡神社(八幡大神)・字高の同船富神社(不詳)・大字高石北字春日前の同春日神社(武甕槌命・經津主命・天兒孫根命・比咩大神)・同大字々高山の同彌榮神社(素盞鳴命)・同大字々天王山の同八阪神社(素盞鳴命)、同四十二年五月二十四日大字新字宮脇の同新井神社(少彦名命・大己貴命・事代主命)を本社に合祀せり。往時より神主となりて奉仕せるは片山氏にして、片山の姓は延寶七年白川神祇伯より授けられしものなりといふ。境内は九百七拾貳坪を有し、本殿の外に拜殿及び幣殿・神饌所・神器庫・社務所等相駢べり。氏地は本地及び大字高石北・同新にして、例祭は陰曆九月九日なり。神域は高石の濱に近きを以て頗る風致に富み、逍遙院殿三條西實隆公の高野紀行に左の詠あり。



高石の松原のした天神の社のまへに、こしを立て、

袖の上に松ふく風やあた波のたかしの濱の名をもたつらん

不斷寺

不斷寺は字寺前にあり、船留山と號し、泉南郡北掃守村大字春木の浄土宗鎮西派西福寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は貳百八拾壹坪を有し、本堂・庫裏・納家を存す。

念通寺

念通寺は字道端にあり、眞宗東本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は壹百六坪を有し、本堂・庫裏・客室・納家・表門・南門を存す。

圓徳寺

圓徳寺は同字にあり、眞宗東本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は壹百五拾五坪を有し、本堂・庫裏・西門・南門を存す。

本地は寛永九年より中坊美作守の支配たりしが、寛文四年徳川氏代官の支配に歸し、元祿二年柳澤出羽守の領地に移り、寶永二年再び徳川代官の支配に歸し、寶曆十三年清水中納言の領地に屬し、寛政七年三たび徳川代官の支配に歸し、文政七年再び清水中納言の領地に移り、安政二年四たび徳川代官の支配に歸し、文久元年岡部筑前守の預所となり、同氏相傳して美濃守長職に至り、明治三年十二月堺縣の管轄に轉ず。而して同縣區畫の制定あるに及び、同五年二月和泉國第五區に屬し、同七年一月二十二日第二大區四小區に改まりて、同年四月十三日其の一番組に入り、同九年十二月七日番組廢せられて單に第二大區四小區となり、同十三年四月十四日湊郡役所部内となり、同月二十二日第二聯合

に屬し、同十四年二月七日大阪府の管轄に轉じ、翌三月五日聯合を離れて一村獨立し、同十七年七月一日第九戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

### 大字 高石北

本地は古來大鳥郡に屬し、もと高石莊の内にして高石北村と稱す。和泉志には北高石に作れり。字地に大工村といへるあり、里俗には古土居と呼べり、和泉志村里の條に「北高石屬邑」と記せるは、此の字地を指せるなるべし。大正三年五月十五日地域整理の爲め、字下津半・同扇田・同百歩・同辻の花・同がら・同茶の山・同事ヶ辻の壹町四反貳畝拾四歩は大字今在家に、字天神西の壹反參畝貳拾貳歩は大字高石南に轉出し、同時に大字高石南字御林跡の六畝拾壹歩を本地に編入して、字を大王子と改め、大字今在家の字屋敷・同川田・同とんかめ・同松側・同がらの參反貳畝參歩を本地に編入して、字を作宗寺及び大王子寺と改む。海濱は古の高師濱なり。

字大王子の地は大雄寺のありし所にして、泉州志に「大雄寺舊迹在北村濱、俗曰濱寺」と記せるもの是れなり。大王は大雄にして、大雄寺を「だいおう寺」と呼びしより、大王寺の文字を用ふるに至りしものならん。大雄寺は已に記せしが如く、三光國師の開創なり。三光國師は奥州の人にして、名は覺明・字は孤峯・一に日海ともいへり。靈松餘光(文學士醒 酬惠瑞字)に依れば、師は龜山天皇の弘長年間に生

大雄寺の址

三光國師



れ、七歳母を喪ひて出家の志を起し、父の許を得て佛門に歸し、薙髮して經典を修め、二十六歳の時紀伊國由良の鷲ヶ峯興國寺の法燈國師に參じ、居ること三年にして深く禪道の奥義に達し、更に諸方を巡遊して應長元年其の四十歳の時、商船に乗りて宋に入り、研鑽すること十年、元應二年歸朝して相州の巨福寺に入りしが、間もなく出でて各地を巡遊し、錫を雲州能義郡宇賀莊に留めしに、高風を慕ひて道俗群集しければ、一大寺を同莊に新設せり、瑞塔山雲樹寺是れなり。元弘二年三月後醍醐天皇は北條高時の爲めに隱岐國に遷幸し給ひしも、間もなく同島を出でさせ給ひ、勤王の將士に迎へられて駕を船上山に駐め、賊徒平定の策を講じ給ふに當り、師の高風は聖聽に達して召命下りければ、行在所に伺ひ奉りしに奉答聖慮に愜ひ、遂に展座に近づきて衣盂法戒を授け奉れり。元弘六年五月高時誅に伏して、車駕京都に御還幸あらせらるゝや、再び召し給ひて宸翰綸旨及び國濟國師の號を授け給ひ、且瑞龍の府に補せんとの宸意なりしも、之を辭し奉りて雲州に歸りけるに、天長雲樹興福寺の勅額を賜へり。國師が深く心を南朝に寄せ、法力及び勢力を以て其の誠忠を盡したるは、一は此の寵眷の深きに感激したるに依れるならん。當時足利尊氏も亦國師の高風を慕ひ、國師が洛北の妙光寺を薰督せるとき、後鳥羽天皇の大廟を改めて一大寺を營み、國師に之が開山たらんことを懇請したるも之を諾せず、強請再三なるに及び遂に窮に遁れ去れりといふ。後南北兩朝と分れ、雲州に於ける佐々木・鹽屋・諏訪等の諸氏は北朝に歸したるも、雲樹寺及び鰐淵寺のみは南朝に屬して之を應援せり。

正平二年後村上天皇の召命に應じて參内しけるに、天皇は先帝陛下の御歸依淺からざりしと、國師の誠忠とを愛でさせ給ひて、恩遇分に踰え、皇太子と共に法戒を受けさせ給ひ、特に綸旨を下して三光國師の嘉號及び金襴の僧加黎を賜ひしのみならず、御信賴ますます深く、之を雲州に去らしむるに忍びず、勅して一大寺を和泉國大鳥郡高石村に創建して之に居らしめ、以て召對に便し給ひしもの即ち此の大雄寺是れなり。寺は山號を金松山と呼び、伽藍巍々として輪奐の美を極め、國師も亦聖旨を奉じて終焉の所と定め、北軍を此の地に扼して宸襟を安じ奉りしが、正平十六年五月二十四日衆を集め後輩を激勵し畢りて溘焉遷化せり、享年九十一。訃音天聽に達するや、深く宸悼あらせられ、特に香幣を降し、勅して百僚に會葬せしめ給ふ。舍利を收めて三分し、當寺及び妙光寺・雲樹寺に分塔せらる。爾後南風競はず、當寺のみ其の舊觀を存し來りしも、應仁年中沼日向守任世の紀州淺野某と兵を構ふるに及びて其の兵燹に罹り、偉觀を極めたる堂宇も一朝にして烏有と化せり。

寺已に絶えて年月を経過し、松林繁茂しければ之を御林と呼び、其の地は大王寺の字を爲し、寛政年間南村の人民拂下げて開拓し、同十二年九月其の地限の檢地を受けて參石八升壹合の稅地となり、爾來同村の所屬に轉じ、字も御林跡と變り來りしに、地域整理の爲め前記の如く、大正三年五月十五日本地に返りて大王寺の舊稱に復せり。後に掲記せる祿高名所舊跡記録及び檢地帳等は此の寺地に關するものにて、其の記事中に法燈國師と記せるは、三光國師を誤りしものならん。往時は其の地に小金



松といへる名木ありて、里謠等にも唄はれしが今はなし。明和二年の春寺跡を弔ひたる寛海和尚の舊記中にも、其の來りし二三年前、同松の枝數條を里民の伐りしが爲め遂に枯死したりと傳ふる由を記せるのみならず、「物換星移而布金靈區變爲砂場、無敢寺門一字、唯書在村帳金松山大王寺領一町八畝云々、蓋王字渡來俗吏所誤之者而已云々」と書し、尙其の大王寺領の壹町八畝も、徳川宮内家の領として園林となれりと記したる旨靈松餘光に見ゆれば、寛海和尚も大王は大雄の誤と認め、且其の記せるが如く小金松も同年間まで存したるならん。今の取石村大字綾井專稱寺の來由記に、曆應四年足利曾氏光明院の勅を奉じて高師濱に大王寺を建てたりと見え、また本地に大王寺といへる梵刹あるが爲め、大王寺の字地は或は大雄寺の址ならざるかの疑を抱かしむるも、專稱寺の來由記に見ゆる大王寺は此の大雄寺にして、其の光明院の勅を奉じて足利曾氏が曆應四年に建てしといへるは、大雄寺創設の來由を誤れるなるべし。又本地に現存する大王寺には舊記を存せざるも、舊家山内家の傳ふる所に依れば、同寺は同家祖先の建立せしものなりといひ、里傳にも檀徒一統の力を戮せて建立したるものなりといひ、所傳一定せざれども、徳川時代の建立たるは明なれば、寺名は大雄寺を誤れる大王寺の名を襲ひしものと思はる。淨土宗專稱寺末にして久しく尼僧の住する所なりしが、明治の後廢寺となりて今は男僧之に住り、故に此の大王寺と大雄寺とは何等の關係なし。而して字大王寺の附近には馬場先・作宗寺等の字地あり。作宗寺といへるは大雄寺塔中作宗寺に因み、馬場先といへるは大雄

寺の馬場先たりし遺稱ならん。先年來有志者相闘り、大雄寺の舊址を後世に傳へんが爲めに建碑を企て、其の地を發掘したるに古瓦・古釘などを發見し、斯道専門家は南北朝時代のものと鑑定せりといふ。又大雄寺の遺物なりと傳ふる方鈴壹個は、濱寺町大字下石津の淨念寺に保存せらる。

長慶天皇繪旨 (飛取村大字五門 中興之助氏所藏)

河内國島頭庄内吉近名任先度勅裁爲三光庵領知行不可有相違者 天氣如此仍執達如件

正平廿三年九月十日

右 大 辨 花押

大雄寺長老室

同 (同上)

和泉國山直郷國衙分任先朝御寄附知行不可有相違者 天氣如此仍執達如件

正平廿三年九月十日

右 大 辨 花押

大雄寺長老室

和泉國祿高名所舊跡記録 (年月の記載なきも延寶以前のものなるとべし、本地山川七左衛門氏所藏)

一、高石北村

高 四百六十七石八斗八升九合

高 壹斗八升七合

新開

大王子と云寺跡有、法燈國師廟所と云、寺跡掘候へば彌陀の名號有之、此所を濱寺と云、

第三篇 國郡市町村志

第三章 和泉國

第二節

泉北郡

高石町



和泉國大鳥郡高石村檢地帳 (延寶七年三月十一日、本  
地山川七左衛門氏所屬)

一、砂ふけ空地

松林 六畝五間  
五拾間 壹町八畝拾歩 壹ヶ所

此内松木大小百三十本餘有、濱砂防御林

和泉國泉州 大鳥郡  
泉郡 日記 (享保二十一年丙辰五月十二日  
本地山川七左衛門氏所屬)

一、高石北村

古高 四百六拾七石八斗八升九合

新高 五百七十四石七升三合

大王寺と云寺跡貳町四方有之、法燈國師廟といふ、此寺の名號なと有之瓦あり、こかれ松といふ名木あり、此の所を濱寺といふ、

高師之濱和泉の名所此所也、古歌數多あり、今は高石と書也、三光國師寺也、

和泉國大鳥郡高石南村新田檢地帳 (寛政十二年九月代官小堀清長檢地、大尺  
一歩間、大字高石南村郡縣改次郎氏所屬)

字大王寺

一、砂 畑 壹町貳畝貳拾壹歩 (畑畝云、内  
拾畝に分る)

高 參石八升壹合

外

反別 五反壹畝參歩

水掻 三十三ヶ所

俗 語

和泉高石はいなかじゃけれど小金松あり伽羅もあり

乙 池

東方に乙池あり、今は鴨池と呼べり。東西貳百參拾參間・南北六拾間・周回七町拾九間半にして、和泉志には、垂仁天皇三十五年秋九月、印色入彦命を遣はして河内國高石池を造らしめ給ひしといへる高石池即ち是れなりと記せり。然れども一説には、取石村大字土生の取石池を同高石池なりといへば、尙考ふべし。但し和泉名所圖會には、取石池は南高石にあり、一説には信太郷とも云ふ、分明ならずと記せり。其の南高石とせるは北高石の誤にして、此の池を指せるものならんか。

本地の管轄及び區畫の變遷は、大字高石南に同じ。

### 大字 今在家

本地は古來大鳥郡に屬し、今在家村と稱す。大正三年五月十五日地域整理の爲め、字屋敷・同川田・同とんかめ・同松側・同がらの參反貳畝參歩は大字高石北に轉出し、同時に大字高石北の字下津半・同扇田・同百歩・同辻の花・同がら・同茶の山・同事ヶ辻の壹町四反貳畝拾四歩を本地に編入して、字を鴨川及び桃山と改む。舊郷莊名は詳ならず、或は高石莊なりともいひ、或は大鳥郷下條なりともいふ。



伽羅橋

羽衣松

海邊は古の高師濱にして、濱寺公園の一部なり。其の紀州街道の葦田川に一橋あり、伽羅橋と呼び、一に千貫橋の名あり。いにしへ造りし橋板沈香なりしに、人ありて窃に之を盗み、鬻ぎて錢千貫を得しより此の名ありといふ。橋は往時關梁のありし所なり。又林中に羽衣松ありて蝦蟇せり。

本地は元和七年より今井宗薫の支配たりしが、寛永六年より徳川氏代官の支配となり、元祿四年柳澤出羽守の領地に轉じ、同十一年再び徳川代官の支配に歸し、延享四年田安中納言の領地となり、同家世襲して同慶頼に至り、明治元年の初め新に御料となりて、岡部筑前守・渡邊丹後守の當分取締となり、同年五月晦日同家領に復し、同二年六月上地せり、依て田安藩の支配に移り、同年十二月二十六日堺縣の管轄に轉ず。而して同縣區畫の制定あるに及び、同五年二月和泉國第一區に屬し、同七年一月二十二日第二大區一小區に改まり、同年四月十三日其の八番組に入り、同九年十二月七日番組廢せられて單に第二大區一小區となり、同十三年四月十四日湊郡役所部内となり、同月十三日第二聯合に屬し、同十四年二月七日大阪府の管轄に轉じ、翌三月五日聯合を離れて一村獨立し、同十七年七月一日第九戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

### 大字新

本地は古來大鳥郡に屬し、新村と稱す。舊郷莊名は詳ならず、或は高石莊なりともいひ、或は大鳥

郷下條なりともいふ。

本地は元和七年より今井宗薫の支配たりしが、寛永六年徳川氏代官の支配に移り、元祿四年柳澤出羽守の領地に轉じ、正徳二年再び徳川代官の支配に歸し、文政八年清水中納言の領地に換り、安政元年三たび徳川代官の支配となり、同代官繼承して内海多次郎に至り、明治元年の初め新に御料となり、岡部筑前守・渡邊丹後守の當分取締となり、同年二月二十四日大阪裁判所農局の支配に移り、同年五月二日大阪府司農局に改まり、同年六月二十二日堺縣の管轄に轉ず。而して其の後の管轄及び區畫の變遷は、明治五年二月和泉國第五區に屬したるの外は、大字今在家に同じ。

大字	石	高	町制施行 一日現在人口	町制施行 當時の人口	大正元年 末日現在人口	大正九年 十月一日 國勢調査の人口
高石南	一、五五〇	六四〇	一、七七一	一、七三七	一、八三〇	
高石北	五七三	四三三	八四〇	六三三	八七〇	
今在家	六四六	七五五	四四五	一〇八	四一五	
新	二七・六九〇	一七・一九三	二三五	三・三三七	二九三	
計	二、七九二	三、〇六六	三、三〇七	三、四八三	三、三五四	六、四四〇

## 第十一項 取石村



本村は明治二十二年四月一日町村制の施行に際し、富木村・土生村・新家村・大園村・綾井村の五ヶ村は、其の當時に於ける同一戸長役場の所轄區域にして、地形民情共に合併するを便とするを以て、其の區域に依りて一村を設け、其の地には取石池ありて著名なるに依り、其の名を採りて取石村と名づけ、各村は其の大字となり、舊に依りて大鳥郡所屬たりしが、明治二十九年四月一日泉北郡に屬す。

### 大字 富木

本地は古來大鳥郡に屬し、もと大鳥郷の内にして殿木村と呼びしが、後文字を改めて富木村と稱す。姓氏錄和泉國神別に「殿來連、大中臣之同祖、天兒屋根命之後也」と見え、續日本紀孝謙天皇天平勝寶四年五月の條に、「庚申、无位中臣殿來連竹田賣授外從五位下」と見ゆる同殿來氏の居りし所ならん。

等乃伎神社

等乃伎神社は字宮の前にあり、延喜式内の神社にして天兒屋根命及び菅原道眞を祀れり。創建の年は詳ならず。殿來連の其の祖神を祀りしものならん。道眞は延寶七年十一月十七日社殿改造の時、二殿となりて右殿に配祀せしものなりといふ。和泉國神名帳に、神位を從五位上と記せり。明治五年村社に列し、同四十年一月神饌幣帛料供進社に指定せられ、同四十二年一月十六日大字綾井字稻荷の村社稻荷神社(保食)・大字大園字壺宮の同壺神社(不詳)・大字土生字南園の同菅原神社(菅原道眞)・大字新家字才田の同大歳神社(大歳)、同四十二年二月十二日大字綾井字宮の前の同大歳神社(大歳)を合祀せり。

舊大歳神社

合祀社中に於ける大字綾井にありし大歳神社は延喜式内の舊社なり。境内は五百八拾五坪を有し、本殿・拜殿・社務所を存す。古松老杉鬱蒼として社頭を蔽ひ、古老は之を霞の森と呼べり。氏地は本村全部にして、例祭は陰曆八月二十五日なり。

楷定寺

楷定寺は字札場の辻にあり、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。創立の年月は詳ならず。境内は壹百四拾壹坪を有し、本堂・門を存す。

車塚

車塚は西方にあり、周圍凡そ壹町の封土なれども、其の緣由は詳ならず。

本地は元和七年より今井宗薫の支配たりしが、元祿三年柳澤出羽守の領地に轉じ、寶永二年より徳川氏代官の支配となり、正徳二年土屋左京亮の領地に移り、延享四年一橋中納言の領地となり、同家世襲して同茂榮に至り、明治元年の初め新に御料となりて、岡部筑前守・渡邊丹後守の當分取締となり、同年五月晦日同家領に復し、同二年六月上地せり、依て一橋藩の支配に移り、同年十二月二十六日堺縣の管轄に轉ず。而して同縣區畫の制定あるに及び、同五年二月和泉國第五區に屬し、同七年一月二十二日第二大區一小區に改まりて、同年四月十三日其の十番組に入り、同九年十二月七日番組廢せられて單に第二大區一小區となり、同十三年四月十四日湊郡役所部内となり、同月十三日第四聯合に屬し、同十四年二月七日大阪府の管轄に轉じ、翌三月五日聯合を離れて一村獨立し、同十七年七月一日第十戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。



### 大字土生

本地は古來大鳥郡に屬し、もと綾井莊の内にして土生村と稱す。綾井あり、水極めて清冽なり。

取石池は東北にあり、東西壹百拾參間・南北壹百四拾五間、周回八町參拾六間にして、本地附近八大字の立會持なり。垂仁天皇三十五年秋九月印色入彦命をして作らしめ給ひし高石池なりといふ。泉州志には「高石池は取石池の前號なり、取石池は今和泉國信太郷にあり、此時郡郷未だ分たず、故に高石池と謂ふなり、取石池の水は今尙綾井・高石の田地に引取す、是れ其先蹤を逐ふなり」と記して、同池を信太郷の内にとせり、思ふに本地は信太村大字舞に接し、舞は信太郷にして舊名を取石といひ、池は其の近くにあるを以て、所屬地を誤りしものならん。尙同志は高石町大字高石北の乙池をも高石池なりとせるも、普通には此の取石池を以て高石池なりとせり。

萬葉 いか手を取石の池のなみより鳥の音けになく歌すきぬらし

### 西光寺

西光寺は字ソワにあり、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。創立の年月は詳ならず。境内は壹百八拾五坪を有し、本堂・庫裏・納家・門を存す。

本地は元祿元年より柳澤出羽守の領地となり、寶永二年徳川氏代官の支配に歸し、延享四年一橋中納言の領地となり、同家世襲して同茂榮に至り、明治元年の初め新に御料となりて、岡部筑前守・渡邊丹後守の當分取締となり、同年五月晦日同家領に復し、同二年六月上地せり、依て一橋藩の支配に移り、同年十二月二十六日堺縣の管轄に轉ず。而して同縣區畫の制定あるに及び、同五年二月和泉國第五區に屬し、同七年一月二十二日第二大區四小區に改まり、同年四月十三日其の二番組に入り、同九年十二月七日番組廢せられて單に第二大區四小區となり、同十三年四月十四日湊郡役所部内となり、同月二十三日第二聯合に屬し、同十四年二月七日大阪府の管轄に轉じ、翌三月五日聯合を離れて一村獨立し、同十七年七月一日第十戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

### 大字新家

本村は古來大鳥郡に屬し、もと綾井莊の内にして新家村と稱す。本地の領主及び區畫の變遷は、大字土生に同じ。

### 大字大園

本地は古來大鳥郡に屬し、もと綾井莊の内にして大園村と稱す。

善稱寺は字寺にあり、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。創立の年月は詳ならず。境内は

### 善稱寺



七拾四坪を有し、本堂・庫裏を存す。

本地の領主及び區畫の變遷は、明治十四年三月五日和泉郡の綾井村と二ヶ村聯合したるの外は、大字土生に同じ。

### 大字綾井

本地は古來大鳥郡に屬し、もと綾井莊の内にして、市場村・南出村の兩村たりしが、明治十八年二月合併して綾井村と稱す。

專稱寺は舊市場村の東方にあり、城蹟山無量壽院と號し、淨土宗知恩院末にして阿彌陀佛を本尊とす。寺地は綾井城の舊址なるを以て、山號は之に因めるなり。應仁年間沼日向守入道任世此に據り、紀の淺野某と兵を構ふるに及び、守るに妨げありとて將に大雄寺を焼かんとしければ、家人馬場小七郎政清之を諫めしも聽かず、直に火を放ちしかば、大雄寺のみならず附近なる藥師寺・三寶寺・長泉堂・觀音寺等悉く焼亡す。依て政清は猛火を冒して寺に入り、本尊を負ひ出で、城濠に投じ、身も亦討死せり。降て天文十三年玄譽上人南出のほとりに住せし頃、夢告に依りて濠中に靈佛を獲しかば、此の城址に法堂を建て、安置せしもの即ち今の本尊是れなりといふ。封境は壹千八坪を有し、本堂・庫裏・玄關・座敷・方丈・鐘樓堂・表門・裏門を存す。外に松林庵あり、觀世音を本尊とし、元祿十

專稱寺

年三月の創立なり。

本地村高五百四拾八石七斗九升七合四勺の内、舊市場村に屬する參百四拾貳石四斗四升七合八勺は寛永九年より中坊美作守の支配となり、寛文四年徳川氏代官の支配に歸し、元祿二年柳澤出羽守の領地に轉じ、寶永三年再び徳川代官の支配に歸し、寶曆十三年清水中納言の領地に移り、寛政七年三たび徳川代官の支配に歸し、文政七年再び清水中納言の領地に換り、安政二年四たび徳川代官の支配に歸し、文久元年岡部筑前守の預所となり、同氏相傳して美濃守長職に至り、明治三年十二月堺縣の管轄に轉ず。又舊南出村に屬する貳百六石參斗四升九合六勺は元祿元年より柳澤出羽守の領地となり、寶永二年徳川氏代官の支配に歸し、延享四年一橋中納言の領地となり、同家世襲して同茂榮に至り、明治元年の初め新に御料となりて、岡部筑前守・渡邊丹後守の當分取締となり、同年五月晦日同家領に復し、同二年六月上地せり、依て一橋藩の支配に移り、同年十二月二十六日堺縣の管轄に轉ず、是に於て兩村同一管治に歸せり。而して其の後の管轄及び區畫の變遷は、明治十四年三月五日舊南村聯合したるの外は、大字土生に同じ。

大	字	石高	明治八年改正 有租地反別	明治九年一月一日現在人口	町村制施行 當時の反別	町村制施行 當時の人口	大正元年三月一日現在人口	大正九年十月一日 國勢調査の人口
富	木	七〇・八二〇			八二・三六	八四		
土	生	一三〇・五〇〇			一七六	一七三		



大字	字	舊	石高	明治八年改正	明治九年一月	町村制施行	町村制施行	大正元年三月	大正九年十月一日
				有租地反別	一日現在人口	當時の反別	當時の人口	末日現在人口	國勢調査の人口
新	家	一四八	六二四	一・八〇四	一八〇	二・六二四	一五五		
		二六九	九六〇	一九・五三二	二六三	二・六〇三	三三五		
大	園	五八	七七四	四・五〇〇	三六	六〇・四一四	三二		
		一・八〇	七〇八	一六・〇〇五	一・五五	一六・六二六	一・七〇七	二・三四	二・〇六
計	井								

### 第十二項 鶴田村

本村は明治二十二年四月一日町村制の施行に際し、草部村・上村・菱木村・原田村の四ヶ村は、其の當時に於ける同一戸長役場の所轄區域にして、地形民情共に合併するを便とするを以て、其の區域に依りて一村を設け、其の域内には數ヶ村を灌溉せる著名なる鶴田池のあるに依り、其の名を採りて鶴田村と名づけ、各村は其の大字となり、舊に依りて大鳥郡所屬たりしが、明治二十九年四月一日泉北郡に屬す。

### 大字草部

本地は古來大鳥郡に屬し、もと日部郷(一に草部に作る)の内にして日部村と稱せしが、後文字を改めて草部

村と稱す。字地は寺田・田村・石橋・坂岡・庄司・馬場といへるあり、和泉志村里の條に「草部屬邑六」と記せるは、此の字地を指せるならん。舊郷名は和名抄に「大鳥郡日部俗名」と載せられ、姓氏錄和泉國皇別に「日下部首、日下部宿禰同祖、彦座命之後也」と見ゆれば、日下部氏の居りし所にして、郷名も是れより起り、郷名廢して村名となりしものならん。往時日部驛のありし所にして、延喜式に和泉日部驛馬七匹と見ゆるもの是れなり。而して本居宣長は本地を以て孔舎衛坂なりとせり、坂は長髓彦の神武天皇を邀へて戦ひ、皇兄五瀬命の負傷し給ひし所なり。然れども坂は河内國中河内郡孔舎衛村大字日下及び枚岡村大字豊浦の暗峠なりとせるもの眞ならん。

### 日部神社

日部神社は中央字寺山にあり、延喜式内の神社にして日臣命を祀れり。創建の年月等は詳ならず、日下部氏の其の祖神を祀りしものならん。一時牛頭天王と稱せり。明治五年村社に列し、同四十四年六月三十日字寺山の村社八阪神社(素盞鳴命)・大字上字宮の森の同菅原神社(菅原道真)・大字原田字宮池の同熊野神社(伊弉奈伊弉册)を合祀し、同年十一月神饌幣帛料供進社に指定せらる。境内は貳百五坪を有し、本殿・拜殿・社務所を存す。本殿は桁行參間・梁間參間・單層屋根入母屋造本瓦葺にして、大正六年四月五日特別保護建造物となる。石燈籠あり、右面に正平二十四年己酉卯月八日・左面に和泉國大鳥郡草部上條牛頭天王燈籠也と鐫し、裏面に楠氏の二字ありて、同大正六年五月五日國寶となる。氏は本地及び大字上・同原田にして、例祭は十月五日なり。



行興寺

行興寺は字寺山にあり、眞言宗醍醐派報恩院末なり。僧正行基の開基なりと傳へ、藥師如來を本尊とせしも、後弘法大師作の不動明王を本尊とし、八坊を有する大寺にして日部神社の祭祀を掌りしが、天正以降の兵亂に諸堂退轉し、僅に法燈を維持し來りしに、明治四年九月終に廢寺となりしも、同十三年十二月一日復興せり。境内は六百八拾壹坪を有し、本堂・庫裏・廊下を存す。

以速寺

以速寺は字中藪にあり、眞宗東本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は五百七拾五坪を有し、本堂・庫裏・長屋・門を存す。

鶴田池

鶴田池は西南信太山の北麓にあり、元祿池・駒ヶ谷池・大谷池と相接し、大谷池は九町壹反歩、駒ヶ谷池は壹町參反五畝歩・元祿池は參町參反歩・鶴田池は七町四反八畝歩の面積を有し、世人は各池を總稱して鶴田池と呼び、其の合計面積は貳拾壹町四反參畝歩なるを以て、久米田池に亞げる當國第二の大池を爲せり。本地及び大字上・同原田、鳳村大字長承寺・同北王子・同野代、取石村大字富木の七大字立會用水にして、其の灌漑反別は貳百五拾餘町歩に上れりといふ。

古墳

字太井の東方人家に接する所に古墳あり、俗に御山と呼はる。俗傳には道臣命の墳なりといひ、或は日下部首の墓なりといひ、或は南北朝時代に於ける武將の墓なりともいへり。先年古武器を掘出せしことあり、石棺現れ居れり。

本地は元和七年より今井宗薫の支配となり、元祿三年柳澤出羽守の領地に轉じ、寶永二年徳川氏代官

の支配に歸し、正徳二年土屋左京亮の領地に移り、延享四年田安中納言の領地となり、同家世襲して同慶頼に至り、明治元年の初め新に御料となりて、岡部筑前守・渡邊丹後守の當分取締となり、同年五月晦日同家領に復し、同二年六月上地せり、依て田安藩の支配に移り、同年十二月二十六日堺縣の管轄に轉す。而して同縣區畫の制定あるに及び、同五年二月和泉國第五區に屬し、同七年一月二十二日第二大區一小區に改まり、同年四月十三日其の十番組に入り、同九年十二月七日番組廢せられて單に第二大區一小區となり、同十三年四月十四日湊郡役所部内となり、同月二十三日第四聯合に屬し、同十四年二月七日大阪府の管轄に轉じ、翌三月五日聯合を離れて一村獨立し、同十七年七月一日第十一戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

### 大字上

本地は古來大鳥郡に屬し、もと大鳥郷の内にして上村と稱し、一に荷村に作る。里傳に依れば、往時は僅に十八戸の小部落なりしが、聖徳太子來遊せられて風光の美を賞し、宜く佳村と稱すべき旨を告げ給ひしより佳村の名を爲し、後其の名は上様より授かりしものなるを以て、上村に作りて尙「かむら」と訓ましむ。今の鳳村大字大鳥を中村と稱せしことあり、其の中村及び濱寺町の大字となる下村は、本地の上村に對して稱せしものにて、舊記を存したりしも紛失して今はなしと。



箕の産地  
箕作株  
太子講

村名に就ての里傳のみならず、同太子に因める箕作の盛に行はれし所にして、箕は本地の特産なり。製法は普通のもの異りて太子箕と稱し、竹を骨とし、櫻の皮を以て織れり。箕作に箕作株あり、株者間に太子講あり。講の記録に依れば、推古天皇の元年三月十八日太子の四天王寺を難波玉作の岸に建立の際、本地住人なる庄太夫・源之丞・佐治兵衛の三人は召出されて奉仕せしに、太子之を賞し、産業を授くべしとて箕作の法を教へ給ひしかば、歸りて之を親類眷族に傳へたるものは是れ其の起原なり。農間の副業として生計を助くること多きを以て、其の恩徳を永く謝し奉らんが爲め、其の子孫は之を箕株と稱し、太子講を組み、相當の貯蓄金を設け、其の利子を以て毎年二月二十二日の御命日に法要を営むを例として今に繼續せり。箕作は株外の者に於て爲すを得ず、株中にありては太子講に加入の先後に依りて順位を定め、其の最先者より拾人を抜きて年寄と稱し、年寄中更に先位者二人を抜きて一耶・二耶と呼び、此の一耶・二耶をして講務及び記録を管掌せしむ。故に加入の先後は、株中に於ける順次決定の要件なるを以て、産兒(男十)あるときは出産届を役場に提出するに先ちて、此の太子講に加入届を爲せる熱心家ありといふ。而して毎年の法要以外、五十年目に當れる遠忌の行はれたること同太子講の記録に記載せらる、今之を掲記すれば左の如し。

五十 年忌	天智天皇四年	庄太夫宅	百 年忌	靈龜元年乙卯	佐治兵衛宅
百五十年忌	天平神護元年乙巳	源之丞宅	二百 年忌	弘仁六年乙未	市兵衛宅

二百五十年忌	貞觀七年乙酉	彌兵衛宅	三百年忌	延喜十五平乙亥	忠次郎宅
三百五十年忌	康保二年乙亥	八兵衛宅	四百年忌	長和四年乙卯	茂兵衛宅
四百五十年忌	治暦元年乙巳	善次郎宅	五百年忌	永久三年乙未	久次郎宅
五百五十年忌	永萬元年乙酉	三郎兵衛宅	六百年忌	建保三年乙亥	彦九郎宅
六百五十年忌	文永二年乙丑	徳治郎宅	七百年忌	正和四年乙卯	伊助宅
七百五十年忌	貞治四年乙巳	善左衛門宅	八百年忌	應永廿二年乙未	專右衛門宅
八百五十年忌	寛正六年乙酉	三郎右衛門宅	九百年忌	永正十二年乙亥	彌右衛門宅
九百五十年忌	永祿八年乙丑	忠兵衛宅	一千 年忌	元和元年乙卯	伊兵衛宅
千五十年忌	寛文五年乙巳	三左衛門宅	千 百年忌	正徳五年乙未	小左衛門宅
千百五十年忌	明和三年丙戌	茂左衛門宅	千二百年忌	文化十三年丙子	生蓮寺
千二百五十年忌	慶應二年丙寅	生蓮寺	千三百年忌	明治三十六年癸卯	生蓮寺

地藏堂

地藏堂は字北脇にあり、堂に安置せる尊像は、行基の作にして靈驗顯著なりとて、縁日には近郷近在より老若男女群集し、地藏踊并に鐘叩などありて頗る盛なるものなりしが、今は衰へて昔の如くはなし。其の縁起由來記に依れば、往時本地に兵衛といへる者あり、其の妻照女は法貴丸即ち行基の乳母となりて大切に育てしかば、行基は地藏尊の石像を作りて之を照女に與へぬ。依て照女は尼となりて妙善と法名し、堂を建て、之を安置し、一期の間信心曾て怠ることなかりしかば、其の死後里民



の信仰する所となり、星霜重りて天正年間惡徒の爲め尊像を井中に投せられしも、之を知る人なかりしに、數十年を経て、正保三年に至り井中に聲ありければ、彌平なるもの怪みて之を窺へば、壹體の石像井中にあるを以て、梯子をかけて之を揚げしに、妙善以來久しく崇敬せし所の尊像なり。人々奇異の思を爲して信心彌篤く、堂を營みて安置せりといふ。上村の地藏と呼ばれ、岸和田の蛸地藏と併稱せられて其の名世に高く、乳汁なきもの祈れば乳汁出で、乳汁を欲せざるもの祈れば直に停止すと稱して參詣するもの多し。敷地は約七畝歩、乳母の屋敷即ち照女の住みし邸址なりといへるは、其の前に接して今は私人の邸地となる。

乳母の屋敷

行基清水

行基清水は乳母屋敷の南に當れる櫻井久太郎氏の竹林中であり、行基の掘りしものなりと傳へ、清澄甘味なり。往年早魃に際し、井水悉く涸れし時にも、此の清水に依りて全部落飲用水に窮せざりしといふ。其の水は復た水瘡を癒するの効あり、故に其の水の注げる池に瘡池の名を爲せり。

生蓮寺

生蓮寺は字東側にあり、青陽山眞證院と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。創立の年月は詳ならず。境内は貳百八拾八坪を有し、本堂・庫裏を存す。

本地の領主及び區畫の變遷は、明治五年二月和泉國第一區に屬したるの外は、大字草部に同じ。

大字菱木

本地は古來大鳥郡に屬し、もと草部郷の内にして菱城村と呼ばしが、後文字を菱木と改む。字地に稻葉・山田及び萬崎といへるあり、和泉志村里の條に「菱木屬邑二」と見ゆるは、此の稻葉及び山田を指し、萬崎は同志に草部・菱木二村の出戸と記せるもの是れなり。村名の史上に顯れしは遠く上古にあり、即ち日本書紀仁賢天皇六年秋九月の條に「菱城邑人鹿父饒云々」と見ゆるは、和泉國と謂はざるも書紀通證に記するが如く本地ならん。又日本後紀に「桓武天皇延曆二十三年冬十月丁未、獵于城野」と見ゆる城野は、泉州志に疑へるが如く、上に菱の字を失ひしものにて、菱城野即ち本地ならん。

菱城野

菱木神社

菱木神社は中央字梶山にあり、須佐之男命を祀れり。由緒は詳ならず。明治五年村社に列し、同十四年四月二十九日字松崎の村社春日神社(武甕槌命・經津主命・天兒屋根命・比咩大神)・字元祿東の同山田神社(菅原)、字梶山の同穗日命神社(天之穗)・字里の内の無格社巖島神社(市許島)・字稻葉頭の同大年神社(大年)・北上神村大字野々井字向川の村社菅原神社(菅原)・同大字々堂の上の同天照大神社(天照皇)を合祀し、同年十一月神饌幣帛料供進社に指定せらる。境内は四百五拾九坪を有し、本殿・拜殿・神饌所・客殿・倉庫等を存す。

萬行寺は字東にあり、東高山と號し、眞宗東本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。創立の年月は詳ならず。境内は參百六拾四坪を有し、本堂・庫裏・茶所・太鼓樓・納家・長屋・藥醫門を存す。

萬行寺

妙法寺

妙法寺は同字にあり、蓮華山と號し、日蓮宗八品派本法寺末にして日蓮聖人を本尊とす。創立の年



月は詳ならず。もと泉南郡岸和田村にありて寛永十四年日要の中興なり。岸和田城主岡部家より切米拾石を寄せられ、元祿六年五月には岡部美濃守長恭・元治元年六月には同筑前守長寛に各再建せられしが、明治二十六年二月當所に移轉せり。境内は貳百坪を有し、本堂・庫裏・門を存す。

## 淨願寺

淨願寺は字山田にあり、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は壹百參拾參坪を有し、本堂のみを存す。

本地は寛永五年より徳川氏代官の支配たりしが、承應元年中坊美作守の支配に換り、寛文四年再び徳川代官の支配に歸し、元祿三年柳澤出羽守の領地に轉じ、寶永二年三たび徳川代官の支配に歸し、同四年中根攝津守の支配となり、同六年間部越前守の領地に轉じ、享保二年四たび徳川代官の支配に歸し、延享四年一橋中納言の領地となり、同家世襲して同茂榮に至り、明治元年の初め新に御料となりて、岡部筑前守・渡邊丹後守の當分取締となりしも、同年五月晦日同家領に復し、同二年六月上地せり、依て一橋藩の支配に移り、同年十二月二十六日堺縣の管轄に轉ず。而して同縣區畫の制定あるに及び、同五年二月和泉國第五區に屬し、同七年一月二十二日第二大區三小區に改まり、同年四月十三日其の一番組に入り、同九年十二月七日番組廢せられて單に第二大區三小區となり、同十三年四月十四日湊郡役所部内となり、同月二十三日第四聯合に屬し、同十四年二月七日大阪府の管轄に轉じ、翌三月五日聯合を離れて一村獨立し、同十七年七月一日第十一戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年

四月一日の町村制施行に至れり。

## 大字原田

本地は古來大鳥郡に屬し、もと日部郷の内にして原田村と稱す。

本地は延寶七年より徳川氏代官の支配たりしが、元祿三年松平美濃守の領地に轉じ、寶永二年再び徳川代官の支配に歸し、同四年間部越前守の領地に換り、享保三年三たび徳川代官の支配に歸し、延享四年一橋中納言の領地となり、同家世襲して同茂榮に至り、明治元年の初め新に御料となりて、岡部筑前守・渡邊丹後守の當分取締となりしも、同年五月晦日同家領に復し、同二年六月上地せり、依て一橋藩の支配に移り、同年十二月二十六日堺縣の管轄に轉ず。而して同縣區畫の制定あるに及び、同五年二月和泉國第五區に屬し、同七年一月二十二日第二大區四小區に改まり、同年四月十三日其の二番組に入り、同九年十二月七日番組廢せられて單に第二大區四小區となり、同十三年四月十四日湊郡役所部内となり、同月二十七日第二聯合に屬し、同十四年二月七日大阪府の管轄に轉じ、翌三月五日聯合を離れて一村獨立し、同十七年七月一日第十一戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。



大字	字部	舊石高	明治八年改正		明治九年一月一日現在人口		町村制施行		町村制施行		大正元年三月一日現在人口		大正九年十月一日國勢調査の人口	
			有租地	反別	町	村	町	村	町	村	町	村	町	村
大	草	一、三三三・三六七	101	110	六七	一、三三三	六七	一、三三三	六七	一、三三三	六七	一、三三三	六七	一、三三三
	上	六〇七・四七〇	四二	六二	六七	一、三三三	六七	一、三三三	六七	一、三三三	六七	一、三三三	六七	一、三三三
	菱	一、八六三・〇八三	一五	一五〇	一、八六	一、三三三	一、八六	一、三三三	一、八六	一、三三三	一、八六	一、三三三	一、八六	一、三三三
	原	二八・七二〇	一六	三三	二〇	一、三三三	二〇	一、三三三	二〇	一、三三三	二〇	一、三三三	二〇	一、三三三
	計	三、三三三・六六三	二六	九〇	二、九〇	三、三三三	二、九〇	三、三三三	二、九〇	三、三三三	二、九〇	三、三三三	二、九〇	三、三三三

### 第十三項 八田莊村

本村は明治二十二年四月一日町村制の施行に際し、八田北村・堀上村・南村・八田寺村・毛穴村・家原寺村・平岡村の七ヶ村は、其の當時に於ける同一戸長役場の所轄區域にして、地形民情共に合併するを便とするを以て、其の區域に依りて一村を設け、其の地は往時の八田莊なるに依り、其の舊莊名を採りて八田莊村と名づけ、各村は其の大字となり、舊に依りて大鳥郡所屬たりしが、明治二十九年四月一日泉北郡に屬す。

### 大字 八田北

本地は古來大鳥郡に屬し、もと半陀郷の内にして北村と呼びしが、陶器莊の内にも北村といへるありて往々行違を生ずるに依り、明治十五年三月十一日八田北村と改稱せらる。舊郷名の半陀は蜂田の轉稱にして、和名抄には「大鳥郡蜂田」と載せ、和泉志には「蜂田今日半陀」と記せり。俗に八田と書せるは蜂田の略なり。一に八田莊ともいへり。蜂田氏の居りし所なり、蜂田氏に二流あり、即ち姓氏録和泉國神別に「蜂田連、大中臣之同祖、天兒屋根命之後也」と見え、同諸蕃に「蜂田薬師、出自吳主孫權王也」と見ゆるもの是れなり、而して續日本後紀承和元年六月の條に、「和泉國人正六位上蜂田薬師文・從八位下同姓安遊等、賜姓深根宿禰、百濟國人也」と見ゆる蜂田薬師文・同安遊、及び三代實録貞觀六年九月の條に、「四日戊子、和泉國大鳥郡人民部少録正七位下蜂田連瀧雄、改本居隸左京職」と見ゆる蜂田連瀧雄等は、當郷の人たりしならん。

善行寺は字西谷にあり、臥龍山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。創建の年月は詳ならず。境内は貳百參拾坪を有し、本堂・庫裏・門を存す。

本地は寛文年中より水野伊豫守の領地たりしが、延寶七年徳川氏代官の支配に歸し、元祿七年土屋相模守の領地に轉じ、延享四年田安中納言の領地となり、同家世襲して同慶頼に至り、明治元年の初め新に御料となりて、岡部筑前守・渡邊丹後守の當分取締となり、同年五月晦日同家領に復し、同二年六月上地せり、依て田安藩の支配に移り、同年十二月二十六日堺縣の管轄に轉ず。而して同縣區畫の



制定あるに及び、同五年二月和泉國第四區に屬し、同七年一月二十二日第二大區二小區に改まり、同年四月十三日其の五番組に入り、同九年十二月七日番組廢せられて單に第二大區二小區となり、同十三年四月十四日湊郡役所部内となり、同月二十三日第四聯合に屬し、同十四年二月七日大阪府の管轄に轉じ、翌三月五日聯合を離れて一村獨立し、同十七年七月一日第二十一戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

### 大字堀上

本地は古來大鳥郡に屬し、もと半陀郷の内にして堀上村と稱す。

本地の領主及び區畫の變遷は、大字八田北に同じ。

### 大字南

本地は古來大鳥郡に屬し、もと半陀郷の内にして南村と稱す。

本地の領主及び區畫の變遷は、大字八田北に同じ。

### 大字八田寺

本地は古來大鳥郡に屬し、もと半陀郷の内にして蜂田寺村と呼びしが、後文字を改めて八田寺村と稱す。村名は蜂田寺に因り。本地及び大字八田北・同南の西部より南に亘る田圃中の小字に、一の坪・二の坪・五の坪・六の坪・七の坪・八の坪・九の坪・十の坪・十六・二十・三十六といへるあり、條里制の遺稱ならん。

蜂田神社は南方字宮の山にあり、延喜式内の神社にして天兒屋根命・菅原道眞を祀れり。姓氏錄和泉國神別に見ゆる天兒屋根命の裔蜂田連等の其の祖を祀りしものならん。創建の年月は詳ならず。もと西林寺といへる眞言宗の宮寺ありて奉仕し來りしも、明治維新後の神佛分離に依りて寺は廢絶し、社は同五年村社に列し、同四十三年三月二日字道の上の村社琴平神社(琴平大神・住吉四柱神)・字辨天の同市杵島神社(市杵島比賣神)・大字毛穴字宮山の村社菅原神社(菅原道眞)・大字家原寺字東山の同家原神社(金山比古命・伊弉那美百濟王仁)・無格社市杵島神社(市杵島姬命)・村社稻荷神社(稻食神)・大字堀上字大明神の同八田神社(天兒屋根命)・大字八田北字奥かいとの無格社神明社(天照皇)を合祀せり。境内は五百九拾五坪を有し、本殿・拜殿・社務所を存す。氏地は本村全部にして、祭日は十月五日なり。

蜂田寺は字北中にあり、今は華林寺と稱す、改稱の年月は詳ならず。清香山と號し、眞言宗にして藥師如來を本尊とす。僧正行基の開基なり。行基の母藥師女は蜂田氏にして、本地は母の出生地なるを以て、行基十三歳の時自ら藥師の像を刻し、外舅の力を得て母の爲めに建立し、又自ら童形の像を

蜂田神社

蜂田寺



畫きて遺したる、行基の建てし最初の寺なりといふ。家原寺と共に隆昌を極めたるは推想するに足るも、舊記の徴すべきものなきを以て中世の沿革は詳ならず。附近の字地に上の坊・西の坊・嘉免坊・大門・佛光寺・食器投・箸捨等の稱を残せるは、全盛當時の遺蹟ならん。建武以來の騷亂を經、慶長の兵燹に罹りて堂宇は烏有と化せしが、延寶七年住職廣惠之を再興して今に至れり。もと無本寺なりしも、今は金剛峯寺末となる。境内は七百七拾坪を有し、本堂・庫裏・土藏・納家・門を存す。寺寶に前記行基自筆十三歳のときの畫像壹幅あり。

牛神塚

牛神塚は東北田野の間にあり、面積參拾坪餘の圓墳なり。里人は之に叢生せる雜草は勿論、一塊の土をも採取するを畏れて手を觸るゝものなし。緣由は明ならざれども、牛神は氏神にして、蜂田氏の祖の墳ならんか。

本地の領主及び區畫の變遷は、大字八田北に同じ。

### 字大毛穴

本地は古來大鳥郡に屬し、もと半陀郷の内にして毛穴村と稱す。

本念寺

本念寺は字山下にあり、法城山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。創立の年月は詳ならず。境内は壹百四拾貳坪を有し、本堂・庫裏・座敷・納家・門を存す。

本地の領主及び區畫の變遷は、大字八田北に同じ。

### 大字家原寺

本地は古來大鳥郡に屬し、もと半陀郷の内にして家原村と呼びしが、後家原寺のあるより今の如く家原寺村と稱す。家原氏の居りし所なれども、泉州志にいへるが如く同氏の居地なりしが故に村名を爲せしか、將た居村の名に依りて姓を賜ひしものなるかは詳ならず。字地にアゼチといへるあり。

#### 三代實錄

貞觀十四年八月十三日辛亥、左京人主稅頭從五位上兼行算博士家原宿禰氏主・主計頭從五位上兼行但馬權守家原宿禰  
繩雄・從五位下行侍醫家原宿禰善宗・外從五位下行曆博士兼陰陽助家原宿禰郷好・主稅助正六位上家原宿禰 郷・算得業生從八  
位上家原宿禰繁居・學生從八位下家原宿禰良居等、賜姓朝臣、氏主父宿禰富依天長三年賜姓家原連之日、富依修解稱、富依先出  
自漢光武皇帝也、氏主今言曰、先出自宣化天皇第二皇子、延曆十八年進本系之日以後漢光武皇帝爲祖者誤也、父子所稱始稱之所  
出先後不同、未知誰是矣、但姓氏錄所記可謂得實正焉、

家原寺は一乗山と號し、眞言宗金剛峯寺末にして文殊菩薩を本尊とす。僧正行基の開基なり。緣起に依れば、行基出生の家地を改めて精舎と爲せしものなり。行基の父は高志氏、名は貞知にして、其の先は百濟王の裔王仁に出づ、母は蜂田首虎身の女薬師女なり。母の名を薬師女といへるは蜂田薬師の女なるに依れるか、蜂田氏は中古典藥の大屬たりし人なり。又父貞知は高志氏なれば、高志氏の本居

家原寺  
行基



高志郷に居りて行基も其の地に生れたるものなるかの如くに思はるれども、其の當所を出生地なりといへば、貞知は高志氏一族の本居を離れて當所に住みしものならんか。天智天皇の七年を以て生れ、出家せんと欲し、瑜伽唯識論を讀みて直に其の意を了し、天下を周遊して衆生を教化し、道俗其の化を慕ひて追従する者時に千を以て數ふ。乃ち其の器に隨ひて誘導し、以て皆善に就かしむ。留まる所には道場を建て、其の畿内にあるもの、みにても四十有九に及べり。其の四十九院を建てしは彌勒上生兜率經の「此摩尼珠廻施宮中化為四十九院重微妙寶宮」の文に依りしものなりといふ。又自ら弟子等を率ゐて至る所に山を闢き、道を通じ、橋を架し、池を穿ち、百姓今に至りて其の利を蒙れり。聖武天皇は天平十七年春正月己卯詔して大僧正の位を授け給ひ、時人は崇拜して行基菩薩と呼ぶに至れり。後天平勝寶元年二月丁酉八十歳を以て遷化せり。

續日本紀 聖武天皇天平勝寶元年二月丁酉、大僧正行基和尚遷化、和尚藥師寺僧、俗姓高志氏、和泉國人也、和尚眞粹天挺、徳範夙彰、初出家讀瑜伽唯識論即了其意、既而周遊都鄙、教化衆生、道俗慕化、追従者動以千數、而行之處聞和尚來巷无居人、爭來禮拜、隨器誘導、咸赴于善、又親率弟子等、於諸要害處、造橋築殿、聞見所乃咸來加功、不日而成、百姓至今蒙其利焉、豐饒彥天皇甚敬重焉、詔授大僧正之位、並施四百人出家、和尚靈異神驗、禍類而多、時人號曰行基菩薩、留止之處皆建道場、其畿内凡四十九處、諸道亦往々而在、弟子相繼皆守遺法、至今住持焉、薨時年八十、

同 光仁天皇實德四年十一月辛卯、勅、故大僧正行基法師戒行具足智德兼備、先代之所推仰、後生以爲耳目、其修行之院惣卅餘處、或先朝之日有施入田、或本有田園供養得濟、但其六院未預施入例、由茲法藏憐愍無復住持之徒、精舍荒涼空餘座禪之

跡、弘道田人、實合獎勵、宜大和國菩薩・登美・生馬・河内國石壁・和泉國高渚五院各捨當郡田三町、河内國山崎院二町、所實眞變秘典永治東流、金輪寶位恒齊北極、風雨順時、年穀豐稔、

元亨釋書 釋行基姓高志氏、泉州大鳥郡人、百濟國王之胤也、天智七年生、及出胎胞衣委纏、母思之奔懸樹枝、經宿往見出胞能言、父母大悅、收而鞠育、童稚之時與兒輩遊、動讚佛乘、村里牧豎之兒捨牛馬而從者數百人、其主或竟兒童馬牛到基所、聞其讚說不問兒童感泣而忘歸、基之說誨頃牛馬散諸所、主各以爲己失也、說已基上高處呼牛馬應聲而來、各主牽去率以爲常、十五出家居藥師寺、學瑜伽唯識等論於新羅慧基、又從義淵蓋智證、二十四受具足戒於德光法師、基事行化道俗追隨之者以千百數、取過遇嶮難架橋 路、指某地之可耕墾、點某水之可澆灌、穿渠池築堤塘、計畫功績不日而成、州民至今賴之、王畿之内建精舍四十九所、諸州往々而在焉、基嘗行化返故里、里人捕魚而宴池邊、基過其地、年少戲以脰薦基、基喫之須臾臨池吐出、皆爲小魚游泳去、見者驚伏、基私度沙彌、勅禁園、身在獄中而出遊里門、獄吏以聞、訊教之、聖武帝甚敬重之、天平十七年爲大僧正、此任始于基、時智光法師者有辯慧、嘗誦孟蘭盆、般若心經等、問基授曰、我才智宏淵、行基只營小行耳、朝廷弄我取彼何乎、抱憾恨臨山谷、光一夕俄死、其徒以忽阻未葬、十日而蘇、語諸弟子曰、冥使驅我而行、路有金殿、高廣光耀、我問使者此所何、冥使曰、汝稱智人何不知之、行基僧正受生之處也、又進行望見燈焰滿空、問之、答曰汝當墮之地獄也、既而到閻王所、王呵曰、汝於閻浮提日本國有誘嫉行基僧正之心、今所以召汝者治其罪也、非命終也、即令抱火銅柱、我肉鎔骨融而後放還、言已聽謝基、基時在攝州造羅波橋、遙見光來而微笑、光伏地作禮悔謝夢事、二十一年正月皇帝受菩薩戒、及皇太后・皇后、乃賜號大菩薩、二月二日於菅原寺東南院右脇而寂、年八十二、基之所過耕夫捨耒耜、織婦投機杼、奔波禮謁、村閭闐咽而不容易往來云、

行基の當寺を建てしは文武天皇の慶雲元年にして、其の三十七歳のときなり、蓋し出生の地なるを以て、其の父を追福するの意に出でしものなりといふ。初の草堂に文珠・釋迦・普賢の三尊を安置し



て、鎮護國家の祈願所となせしより、家原文珠の名は今も尙世に著る。文武天皇は稻參千束を永代下附するの朱印を賜ひ、聖武天皇は天平二年京倉を發き禁材を出し、勅して伽藍を改造せしめ給へり。是に於て方六拾尺の本堂に廊廡を廻らし堡障を設け、前に高門を建て、左右に鐘樓・鼓樓を置き、東南に三層塔あり、西に藥師堂あり、其の他長隅に食堂ありて壯嚴美麗を極め、地形は巨獅の寝たるに似たるを以て一乘山菩提峰と號し、行基出生の地なるが故に家原寺と名づけ、三千二百個の支坊を有し、隆昌を極めしも、後年と共に衰頹せしを、嵯峨天皇の寛元三年僧正興正來りて戒壇を設けしより、法燈再び明なりしが、建武の兵亂に軍馬の巷となりて復た荒廢に歸し、後龜山天皇の永徳年中佛法上人留錫して中興せしも、永祿十二年三好・齋藤の兵燹に罹りて堂宇烏有と化し、寺僧僅に靈像を抱きて遁れ、朱印を失して遂に無祿となり、天正二年に至り漸く再建の功を奏せしも、終に舊觀に復するに至らず。しかも徳川氏るとき、領主田安家より境内貳萬八千八百餘坪の租を免せられて、尙六支院を有せしが、明治維新後に至りて現境内を除くの外悉く上地し、支坊も今は中室院のみとなる。かくて境内は減じて壹千八百五拾壹坪となれるも、本堂・經堂・寶藏・鐘樓・參籠所・御供所及び藥師堂・不動堂・清水地藏堂・大師堂・聖天堂・行基堂等相連り、西に善光寺塚あり、池中の小島前なる一堂に弘法大師及び僧正行基の像を安置せり。近く一墳ありて上に一樹を植ゑ、行基の胞衣を埋めし所なりといふ。東に多寶塔あり、千年の古建築物なりしが、明治四年に毀たれて今は其の趾を残せり。白龍

淵・赤龍淵の二井及び大師堂の遺跡は山上にあり。南大門は天平二年の建築にして、幾回の劫火を免れて今に存し、頗る蒼古なり。寺寶に天平十四年三月五行基自筆の般若心經壹軸・行基産髮壹器・婆羅門僧正傳來の五色佛舍利拾五粒・行基自筆の肖像壹幅あり。外に巨勢金岡筆絹本着色行基繪傳參幅は、大正七年四月八日國寶となる。而して親長は文明十一年三月十四日當寺に詣で、文珠を拜し殘花を見て左の一首を詠せしといふ。

山風のさそはぬさきに散らさりし身をうらみても花はちりけり

## 中室院

中室院は前記家原寺の塔中なり、弘法大師作の愛染明王を本尊とす。家原寺の塔中にして明治以後に残れるものは當院と持明院のみなりしが、明治四十三年十二月五日持明院を當院に合併して、其の本尊大日如來を當院に安置せり。境内は五百六拾坪を有し、本堂・庫裏・客舎・寮舎・納家・土藏・門を存す。

## 家原城址

家原城の址あり、里俗は古城と呼べり。永祿九年松永久秀の三好三人衆と争へるに際し、松永方なる和州勢は、同年二月當城を出で、上芝といへる所にて三好衆と戦ひしも、敗れて堺に引取れり。後三好左京太夫義次の有となり、同十一年九月織田信長の足利義昭を扶けて攝州に入るに及び、三好義次は信長に屬し、寺町左近將監・雀部次兵衛當城守りけるに、信長を恐れて四國に遁れし三好一族は之を口惜く思ひ、三好山城守入道笑岩・三好下野守入道釣閑齋・三好日向守・岩成主税助を初め、



寺町塚  
雀部氏

京都本國寺に攻め寄せんとし、其の手初めとして同十二年正月二日の曉天、精兵を進めて當城を攻めければ、支ふる能はずして兩將自殺し、城遂に陥れり。三好勢之に力を得て、當州所々の城塞十八ヶ所を一時に潰走せしめしといふ。今其の址は僅に之を認むるのみ。山中に寺町塚あり、寺町・雀部の祖先の墓なりと傳ふ。雀部氏は當國の人ならん、姓氏錄和泉國皇別に、「雀部臣、多朝臣同祖、神八井耳命之後也」と見ゆ。

信長記 六條合戦之事

去程に前光源院義輝公薨去の後は、三好山城守入道笑岩其武威遠境に振ひしかば、彼を大將として同下野守入道鈞閑齋・同日向守・岩成主税助内々評議しけるは、織田上總助信長卿の崇敬に依て義昭公再び武將に備り玉ふ事こそ、誠に此一門の滅亡なれ、自餘一旦の敵對申者は思召宥らるゝ事有とも、先年義輝公に御腹めさせ候ひし上は、優恕の義會て有へからず、然れば六條本國寺に假に安座し給ふ事こそ幸なれ、いさ推寄て弑奉り後難を免ればやと評議しけるこそうたてけれ、去とも衆口調ひ難くして其行ても評議のみに空く日を送りける處に、三好が郎等に奈良左近・吉成助進出て申けるは、夫人の世の末に成て亡へき驗には、必軍を興すへきに當て起さず、罰すへきを罰せず、賞すへきを賞せず、或は佞人權に居り、或は賢臣職を失し、善人は口を閉ぢ、阿臣のみ専威、唯長會議のみに年月を通し、徒に酒宴を長へにし、終に善に止り惡を去事もなき物と承及候、今又如此加様の不顧なる事を見んよりは、いさ六條に懸入て討死せばやと思ふはいかにと、憚る所もなく申ければ、各も其言にや耻たりけん、尤と同し、三好が一黨其外畿内の諸軍人並前美濃國の守護齋藤右衛門大夫龍興・同叔父長井軍人佐なんとを相語ひ、藥師寺九郎左衛門尉を先懸の大將として、永祿十二年正月朔日泉州堺の浦にて勢揃へして軍評議しけるか、先寺町左近將監・雀部次兵衛が橋籠し家原の城

を攻へしとそ定めける、彼家原の要害と申は、堺の浦より僅五十町計隔たれば、此事なしか 隱有へき、城中にも究竟の兵二百餘騎、雜人原は數知す籠ける、雀部・寺町是を聞て士卒の氣を勵しけるは、三好が一黨寄來らば命を限に戦て死を善道に守へし、若義より命を重する者あらば、只今落て世を永うせよと申しければ、こは如何なる仰候や、君臣を畜へ恩を厚うし禮を尊ひ給ふも國家を保んせんか爲なり、月比日比恩祿をばむて懸る時に懸らば豈人の道ならんや、敵は假令百萬騎もあらばあれ、命を限なれば勝も負も恨なしと、一同に言を放て申ければ、實に思切たる風情也、明れば正月二日また明やらぬ早朝より、三好が一黨五千餘騎ひたくと寄來る、城中の勢初は外構にて相防んと暫し支て戦けるか、密手猛勢にて込入ける間叶ひ難や思けん、詰の城へ引取門櫓より指詰引詰散々に射ければ、密手大勢なれば事ともせず、手負死人を乗越はれ越、堀かけ共云す四方より攻入ける、寺町左近・雀部次兵衛も命を限に戦けるか、是まてと思けん、内へ走入腹十文字に挿切て北枕にそ臥たりける、其外の兵共も此上は力なしとて、十六人思ひ思ひに腹切同し枕に伏にけり、密手の勢自害の首を取て鋒に貫きて、軍神の血祭よしと悦て其夜に家原の宿に陣を取、翌日三日の未明に六條本國寺をさして打越けるか、河内國に亂入て三好左京大夫に與せし者の在々所々を悉く放火し、散々に蹴散し亡國にそ成しにける、

本地の領主及び區畫の變遷は、大字八田北に同じ。

大字平岡

本地は古來大鳥郡に屬し、もと半陀郷の内にして平岡村と稱す。

岡德寺は字高祖山にあり、高祖山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。創立の年月

岡德寺



傳和泉式部の墓

は詳ならず。境内は八拾五坪を有し、本堂・庫裏・納家を存す。里俗に和泉式部の墓といへるものは西方にあり、周圍壹町參拾間にして、上に小祠あり。然れども其の縁由等は詳ならず。

本地の領主及び區畫の變遷は、大字八田北に同じ。

大字	字	石	高	町村制施行		町村制施行	
				明治九年一月一日現在人口	當時の反別	大正元年七月一日現在人口	大正九年十月一日國勢調査の人口
八田	北	五三〇〇七六	四八・五〇四	三九	六一・六〇四	四九	
堀	上	三二・二八三	三〇・二〇五	三三	五五・〇九七	二〇	
南		三四・五〇三	三三・二〇四	三五	二七・八三六	二四	
八田	寺	三〇・四六〇	三三・四〇五	一六	五二・五八五	三三	
毛	穴	三九・二三〇	三〇・四二二	三五	四一・四〇三	三五	
家	原	一八・八九三	一七・六〇六	一六	二七・二三元	一四	
平	岡	三三・一五六	一〇・九二九	一六	二六・五二三	一三	
計		二一三・五九〇	二五・七〇四	一七二	三九一・二六八	一八五	二一三

### 第十四項 深井村

本村は明治二十二年四月一日町村制の施行に際し、深井村・土塔新田・畑山新田の三ヶ村は、地形民

情共に合併するを便とするを以て、其の區域に依りて一村を設け、大村たる深井村の名を採りて深井村と名づけ、各村は其の大字となり、舊に依りて大鳥郡所屬たりしが、明治二十九年四月一日泉北郡に屬し、同四十一年三月十六日東百舌鳥村との境界變更の爲め、大字土塔及び同深井の内を東百舌鳥村に編入し、同時に同村大字土師の内を本村に編入す。

### 大字 深井

本地は古來大鳥郡に屬し、もと深井莊の内なり。深井莊は常淺郷の改まりしものにして、郷名は和名抄に「大鳥郡常淺不詳深井」と見ゆるもの是れなり。北深井村・中深井村・南深井村・安村の四ヶ村なりしが、後合併して深井村と稱す。今は分れて七部落をなせり、即ち北深井・中深井・南深井・安村・中新田・澤・水ヶ池是れにして、安村は舊安村即ち往時の安明寺村なり。明治四十一年三月六日本村と東百舌鳥村との境界變更に際し、字向山の百八十九番地と大字土塔字鴨田の一番乃至八番地とを併せたる五反五畝貳拾六歩は東百舌鳥村に去りしも、同時に東百舌鳥村より本村に編入せられたる大字土師字洗田奥畑千四百六番地・字洗田惣治作千四百七番地・字大溝東千四百八番地・字洗田上セ丁千四百十七番地・字洗田田中千四百十八番地・字洗田下セ丁千四百十九番地・字金田千四百十六番地・字西の山下千五百三十二番地の五反壹畝拾四歩は、同年四月四日本地に入れり。而して村名深井の稱



深井  
野々宮神社

は、冷泉深井のあるに起れりといふ。同冷泉は中深井にありて、其の水極めて清冽なり。

野々宮神社は東方字奥山にあり、進雄命及び火産靈神を祀れり。創建の年代は詳ならず。氏子の傳ふる所に依れば、もと字中村にありしが、永正年間兩細川氏の兵火に罹りて、安村香林寺の境内なる現在の所に移轉せりと。爾來香林寺の僧久しく奉仕し來りしも、明治維新後の神佛分離に依りて寺は廢絶し、同寺境内は當社の境内となり、同八年郷社に列し、同四十二年五月五日本地字畑山の村社愛宕神社(火産靈神)、同年十一月二十六日久世村大字東山字宮の前の無格社嚴島神社(市島姫神)、西百舌鳥村大字百濟字宮の前の村社東山神社(大年神)、同村大字檜葉字地藏辻の同八阪神社(柔蓋鳴命)、同年十二月二十三日日本地字高場の同菅原神社(菅原道真)、西百舌鳥村大字百濟字宮の前の同八幡神社(譽田別命)、同四十三年七月二十五日同村大字八田字宮の森の同菅原神社(菅原道真)を合祀し、同月神饌幣帛料供進社に指定せらる。境内は貳千貳坪を有し、本殿・幣殿・拜殿・神樂所・社務所・客殿・浴室を存す。末社に嚴島神社・稻荷神社・春日神社・八幡神社あり。樹木は鬱葱として社頭を蔽へり。氏地は本村全部及び久世村大字小坂・同八田・同東山新田・同檜葉、八田莊村大字堀上、百舌鳥村大字百濟に亘りて、例祭は十月五日に行はる。

極樂寺

極樂寺は字寺内にあり、紫雲山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。僧正行基の開基にして、後僧祐乘の中興を経て眞宗に轉せしものなりと傳ふ。境内は四百九坪を有し、本堂・庫裏・

座敷・門を存す。

寶泉寺

寶泉寺は字高端にあり、大阪市南區難波黄檗宗瑞龍寺末にして釋迦牟尼佛を本尊とす。僧正行基の開創なりと傳ふ。天和二年鐵眼和尚に中興せられて黄檗宗に轉せり。境内は五百九坪を有し、本堂・庫裏・廊下・納家・鐘樓・門を存す。

稱讚寺

稱讚寺は字中小路にあり、深寶山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は參百六拾四坪を有し、本堂・庫裏・鐘樓・門を存す。

善福寺

善福寺は字島村垣外にあり、鳴樹山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は壹百貳拾七坪を有し、本堂・庫裏・門を存す。

深井堡

深井堡は本地にありしと傳ふれども、今其の址は詳ならず。堡は永承年中島山下總守・遊佐河内守等の據りし所にして、細川高國の砦を東村に置きて攻むるに及び、遂に陥れりといふ。

一本松

一本松といへるあり、高さ五尺・周圍拾五間の塚上にあり。塚は行基の築きし經塚なりと傳ふ。

本地は元和五年より徳川氏代官の支配たりしが、寛文二年青山因幡守の領地に轉じ、延寶六年太田攝津守の領地に移り、貞享元年土屋相模守の領地に換り、延享四年再び徳川代官の支配に歸し、同年七月更に田安中納言の領地となり、同家世襲して同慶頼に至り、明治元年の初め新に御料となりて、岡部筑前守・渡邊丹後守の當分取締となり、同年五月晦日同家領に復し、同二年六月上地せり、依て田、



安藩の支配に移り、同年十二月二十六日堺縣の管轄に轉ず。而して同縣區畫の制定あるに及び、同五年二月和泉國第四區に屬し、同七年一月二十二日第二大區二小區に改まり、同年四月十三日其の四番組に入り、同九年十二月七日番組廢せられて單に第二大區二小區となり、同十三年四月十四日湊郡役所部内となり、同月二十三日第四聯合に屬し、同十四年二月七日大阪府の管轄に轉じ、翌三月五日土塔新田と二ヶ村聯合し、同十七年七月一日第二十二戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

### 大字 土塔

本地は古來大島郡に屬し、毛須莊土師村の内に入りて土塔と字せる所なりしを、延寶年間村人之ぞ開墾して畑となし、土塔新田と呼ばれ、明治四十一年三月十六日本村と東百舌鳥村との境界變更に際し、字鴨田の一番乃至八番地は本地を去り、同四十三年十二月より新田の稱を用ひず、單に大字土塔と稱す。

本地は延寶五年より青山因幡守の領地となり、同六年太田攝津守の領地に轉じ、貞享元年土屋相模守の領地に移り、延享四年徳川氏代官の支配に歸し、同年七月更に田安中納言の領地となり、同家世襲して同慶頼に至り、明治元年の初の新に御料となりて、岡部筑前守・渡邊丹後守の當分取締となり、

同年五月晦日同家領に復し、同二年六月上地せり、依て田安藩の支配に移り、同年十二月二十六日堺縣の管轄に轉ず。而して同縣區畫の制定あるに及び、同五年二月和泉國第三區に屬し、同七年一月二十二日第二大區二小區に改まり、同年四月十三日其の四番組に入り、同九年十二月七日番組廢せられて單に第二大區二小區となり、同十三年四月十四日湊郡役所部内となり、同月二十三日第三聯合に屬し、同十四年二月七日大阪府の管轄に轉じ、翌三月五日深井村と二ヶ村聯合し、同十七年七月一日第二十二戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

### 大字 畑山

本地は古來大島郡に屬し、もと半陀莊の内にして畑山新田と呼び來りしが、明治四十三年十二月より新田の稱を用ひず、單に大字畑山と稱す。

本地は寛文十二年より青山因幡守の領地となり、延寶六年太田攝津守の領地に轉じ、貞享元年土屋相模守の領地に移り、延享四年徳川氏代官の支配に歸し、同年七月更に田安中納言の領地となり、同家世襲して同慶頼に至り、明治元年の初の新に御料となりて、岡部筑前守・渡邊丹後守の當分取締となり、同年五月晦日同家領に復し、同二年六月上地せり、依て田安藩の支配に移り、同年十二月二十六日堺縣の管轄に轉ず。而して同縣區畫の制定あるに及び、同五年二月和泉國第四區に屬し、同七年



一月二十二日第二大區二小區に改まり、同年四月十三日其の四番組に入り、同九年十二月七日番組廢せられて單に第二大區二小區となり、同十三年四月十四日湊郡役所部内となり、同月二十三日第三聯合に屬し、同十四年二月七日大阪府の管轄に轉じ、翌三月五日聯合を離れて一村獨立し、同十七年七月一日第十九戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

大字	字	舊	石	高	明治八年改正 有租地反別	明治九年一月一日 現在人口	町村制施行 當時の反別	町村制施行 當時の人口	大正元年三月一日 現在人口	大正九年十月一日 國勢調査の人口
深井	井	一、六九	石	六三	一、五〇	二、二二	一四七	二、三三		
		六三	石	六三	一、五〇	二、二二	一四七	二、三三		
土塔	塔	五、二七	〇		一、六〇	二、〇三	三〇	三、六三		
		〇			一、六〇	二、〇三	三〇	三、六三		
畑山	山	一、五	〇		三三	二、九六	四〇	三、三六		
		〇			三三	二、九六	四〇	三、三六		
計		一、八六	〇	三三	二、九六	二、五九	三〇	三、三六	二、八三	三、八三

### 第十五項 百舌鳥村

本村は大正八年四月一日西百舌鳥村・中百舌鳥村の兩村を合併して一村を設け、兩村の冠字を省きて百舌鳥村と名づけしものなり。合併せられたる兩村は、明治二十二年四月一日町村制の施行に際し、赤畑村・高田村・西村・百濟村の四ヶ村は、其の當時に於ける同一戸長役場の所轄區域にして地形民情共に合併するを便とし、其の區域に依りて一村を設け、其の地は舊百舌鳥莊の西部に位置せるを以て、

其の意を探りて西百舌鳥村と名づけ、又梅村・東村・金口村・夕雲開の四ヶ村も、同じく當時同一戸長役場の所轄區域にして地形民情共に合併するを便とし、其の區域に依りて一村を設け、其の地は舊百舌鳥莊の中部に位置せるを以て、其の意を探りて中百舌鳥村と名づけ、從來の各村は所屬兩村の大字となり、舊に依りて大鳥郡所屬たりしも、明治二十九年四月一日泉北郡に屬し來れるに、自治の目的を達するには、兩村を合併するの有利なるを認められて、かくは合併せられて一村となる。

### 大字 赤畑

本地は古來大鳥郡に屬し、もと毛須莊の内にして赤畑村と稱す。字地に神家・寺家といへるあり。毛須莊の毛須は百舌鳥の和訓にして、毛受とも書し、一に萬代と書せるもあり。然れども泉州志にいふ、萬代を毛須と訓するは非なり、中世萬代氏此の邊にありて毛須の一莊を領す、故に毛須殿と稱す、爾來誤りて萬代を毛須となすと。又旗野氏はいふ、此の地は聖陵皇墓の殊に多き地なれば、漢籍に天子の壽藏を萬代城などいふに倣ひ、萬代と書して毛受と訓じたる歟と。毛受莊は古の百舌鳥野又は百舌鳥耳原にして、百舌鳥野の名は日本書紀仁德天皇四十三年九月の條に見え、百舌鳥耳原の稱は同天皇六十七年十月の條に見ゆ。同天皇の遊獵し給ひし所にして、其の區域は本村及び東百舌鳥村・濱寺町大字上石津・舩松村・向井町大字中筋の東邊等に延び、仁德・履中・反正三天皇の御陵は其の内にあ

百舌鳥野  
百舌鳥耳原



りて、古來の名地なり。

日本書紀 仁德天皇四十三年秋九月庚子朔、依網屯倉阿弭古捕異鳥獻於天皇曰、臣每張網捕鳥、未嘗得是鳥之類、故奇而獻之、

天皇召酒君示鳥曰、是何鳥矣、酒君對曰、此鳥類多在百濟、得馴而能從人、亦捷飛之掠諸鳥、百濟俗號此鳥曰俱知是今時、乃授酒

君令養馴、未幾時而得馴、酒君則以韋縵着其足、以小鈴着其尾、居腕上獻于天皇、是日幸百舌鳥野而遊獵、時雌雉多起、乃放鷹

令捕、忽獲數千雉、

同 同六十七年冬十月庚辰朔甲申、幸河内石津原以定陵地、丁酉、始築陵、是日有鹿忽起野中、走之入役民之中而仆死、

時異其忽死以探其疾、即百舌鳥自耳出之飛去、因視耳中悉咋剝割、故號其所曰百舌鳥耳原者其是之緣也、

夫 木 わしかはのあしをのくちを引すゑて百舌鳥野の御狩始とそきく 公 朝

同 御狩野のくち野の尾花なひくまで羽風はけしましるふの鷹 顯 仲

堀川百首 紫の御狩はゆ、しましるなる俱知の羽かひに雪ちりほひて 俊 類

百舌鳥神社

百舌鳥神社は南方字神家にあり、一に毛須八幡社と稱す。祭神は應神天皇にして、住吉・春日の兩神を配祀せり。欽明天皇の御宇、八幡大神の託宣に依りて創建し給ひしものなりといふ。古は宮寺(聚樂院)に社僧四拾八人・社家に參百六拾人ありて、社寺領頗る多く、社頭壯麗を極め、皇室の尊崇・武家の歸依甚だ厚く、降て元和以後に至りても大坂城代の交代毎に必ず巡見あり、大祭の節には堺奉行より胥吏を派して警衛嚴格なりしが、漸次廢轉して社家も亦減じ、明治維新後に至り神佛の分離に依りて、

宮寺は廢絶し、社は郷社に列し、同四十年一月神饌幣帛料供進社に指定せられ、同四十一年十一月二十六日東百舌鳥村大字土師宇土塔の村社八阪神社(素盞鳴命)、同四十二年六月二日大字西字會所の無格社八幡神社(譽田別命)、同年十一月二十六日東百舌鳥村大字土師宇柏原の村社菅原神社(菅原道真)・同村同大字々土師山の同八坂神社(素盞鳴命)・同村同大字々川向の無格社壇山稚神社(壇山姫命・稻倉魂命・金山彦命)を合祀せり。境内は貳千參百拾貳坪を有し、本殿・幣殿・拜殿・神饌所・神輿所・説教所・神樂所・神具庫・茶所・神庫・社務所・集議所・納屋・東華門・西華門を存す。末社に若宮神社・稻荷神社・荒神社・厄除神社・水天宮神社・市杵島神社あり。一大老楠は鬱蒼として社頭を蔽ひ、幽邃閑雅の神域なり。氏地は本村及び東百舌鳥村の全部にして、例祭は陰曆八月十五日に擧げられ、賽者群集せり。

新 葉

和泉國萬代の別宮に參籠しけるときよめる

二品親王 勝

民安く國治まれと祈るかな人の人より我君のため

光明院は八幡社の東にあり、佛頂山金輪寺と號し、眞言宗金剛峯寺末にして釋迦金輪佛頂尊・地藏菩薩・十一面觀世音菩薩を本尊とす。天平元年三月光明皇后の御創建にして、僧正行基の開基なりといふ。天正の兵亂に遇ひて塔堂燒燼し、元祿十一年に至り再建せしもの即ち現在の堂宇是れなり、もと大鳥山神鳳寺の所屬たりしが、明治維新後神佛の分離に際し、同寺を當寺に合併して其の本尊は當寺に安置せらる。境内は四百拾四坪を有し、本堂・庫裏・廊下・門を存す。外に地藏堂あり。地藏堂に



安置せるは寶砂頭痛地藏尊なり。傳へいふ、神功皇后三韓征討の砌、肥前國松浦縣にて釣を垂れ、戰勝を祈りて一白石を得給ひしかば、是れ龍神の如意寶珠なりとて、凱旋の後此の地に埋め、上に等身の如意寶塔を建て、且宣はく、塔前の土砂を求め沐浴して塔に祈らば、財は殖え壽は長からんと。而して此の時皇后の頭痛も忽ち癒え給ひしと。爾來頭痛を病むものに靈驗ありと稱し、參拜するもの少からず。寺寶中弘法大師筆絹本着色胎藏界曼荼羅壹幅・興教大師筆絹本着色金剛界曼荼羅壹幅・弘法大師筆嵯峨天皇讚絹本金泥阿字壹幅・惠信僧都筆紙本着色虛空藏菩薩壹幅・筆者不詳絹本着色釋迦文珠彌勒三尊像壹幅は優秀のものにして、作者不詳木造釋迦金輪佛頂尊座像壹軀・作者不詳木造十一面觀世音立像壹軀・唐曹弗興筆弘法大師讚絹本着色文珠菩薩像貳幅は、明治二十四年七月三日美術上參考たるの鑑査狀を附與せらる。

圓通寺

圓通寺は字圓田にあり、耳原山と號し、眞言宗高野派圓通寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。天平元年三月僧正行基の開基なりと傳へ、觀應三年十月足利尊氏の祈願所となせし證文あり。古は二十坊を存せしといふ。元和年中眞職阿闍梨之を再建せり。境内は貳百七拾四坪を有し、本堂・庫裏を存す。

萬代寺

萬代寺は字眞龍山にあり、眞龍山と號し、眞言宗大覺寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。天平元年三月僧正行基の開基なりと傳ふ。後天正年間の兵燹に罹りて古記書類に至るまで悉く烏有に歸し、寛永元年の頃僧堯俊之を再建せり。境内は六百四拾五坪を有し、本堂・庫裏・廊下・寮舎・表門・裏門を

存す。外に觀音堂あり。

古塚

古塚あり、其の北方なるはウシロ防といひ、前方後圓にして高さ貳間六分・周圍八拾八間六分、西方なるは塚廻りといひ、圓形にして高さ壹間貳分・周圍四拾七間五分、何れも雜木林を爲せり。塚廻りは本地田中淳藏氏の所有に屬し、先年同氏之を發掘したるに、大曲玉等を出せしといふ。

本地は延寶三年より徳川氏代官の支配たりしが、寶曆十三年清水中納言の領地に轉じ、寛政七年再び徳川代官の支配に歸し、文政七年復た清水中納言の領地に換り、安政二年三たび徳川代官の支配となり、同代官繼承して内海多次郎に至り、明治元年の初の新に御料となりて、岡部筑前守・渡邊丹後守の當分取締となり、同年二月二十四日大阪裁判所司農局の支配に移り、同年五月二日大阪府司農局に改まり、同年六月二十二日堺縣の管轄に轉ず。而して同縣區畫の制定あるに及び、同五年二月和泉國第一區に屬し、其の後の管轄及び區畫の變遷は、大字高田に同じ。

大字高田

本地は古來大鳥郡に屬し、もと毛須莊の内にして高田村と稱す。

光淨寺は字寺の前にあり、惠印山と號し、眞宗東本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。創立の年月は詳ならず。境内は貳百參拾六坪を有し、本堂・藥醫門を存す。

光淨寺



御廟山

御廟山は北方にあり、和泉志に天皇陵と記せるは當塚なるべし。東西壹百餘間・南北六拾間・高さ七間・周圍五百餘間、濠池之を繞りて御廟池といふ。塚上は潤葉樹のみにして松樹なし。裡に小祠ありて一基の燈籠(享保年間)立ち、里民は氏神八幡社の奥之院と稱し、八幡社の社僧之が祭祀を掌りて宛然應神天皇御陵の如く奉仕し、同社記にも應神天皇百五十歳にて崩御、萬代の御陵に奉葬す、今の御廟山是れなりと記せられしに、明治維新後官有林となり、祠宇も廢頽し、石燈籠も濠中に顛墜して同社との關係絶え、明治三十五年三月御陵墓參考地となりて、宮内省に管理せらる。

古塚

同塚の外古塚多く、其の北方にあるものは、曰く山中俗に七本松といひ高さ壹間六分・周圍參拾貳間五分、曰く馳塚高さ四分・周圍參拾八間五分、曰く山田俗に收塚といひ高さ貳間九分・周圍五拾參間參分。其の西北にあるものは、曰く茂右衛門山高さ壹間六分・周圍壹百貳拾四間參分、曰く長塚高さ四間五分・周圍壹百六拾參間、曰く狐塚高さ參間・周圍四拾間、曰く原山高さ壹間七分・周圍六拾七間六分、曰く鳶塚高さ貳間・周圍四拾參間八分、曰く晝丈防高さ貳間・周圍壹百壹間壹分、曰く旗塚高さ貳間・周圍九拾間參分、曰く七觀音俗に大川(おほがわ)といひ高さ參間壹分・周圍七拾五間、曰く寺山高さ壹間五分・周圍四拾貳間、曰く錢塚高さ壹間五分・周圍八拾七間七分、曰く播磨塚高さ壹間九分・周圍壹百七拾八間參分、曰く吾呂茂塚高さ壹間貳分・周圍五拾四間。其の西方にあるものは、曰く藤室高さ壹間壹分・周圍六拾四間五分、曰く茅塚高さ壹間參分・周圍六拾四間貳分、曰く石塚高さ貳間・

周圍五拾間貳分、曰くイタスケ高さ五間八分・周圍參百參拾間、曰く赤山高さ壹間貳分・周圍參拾六間是れなり。其の中に於て長塚・晝丈防・旗塚・錢塚・イタスケの五塚は前方後圓にして、イタスケには濠池を繞らせるも、其の他は總て圓塚なり。各塚とも雜木林を爲せり。

本地は享保十八年より土屋左門の領地となり、延享四年徳川氏代官の支配に歸し、同年更に田安中納言の領地となり、同家世襲して同慶頼に至り、明治元年の初の新に御料となりて、岡部筑前守・渡邊丹後守の當分取締となりしも、同年五月晦日同家領に復し、同二年六月上地せり、依て田安藩の支配に移り、同年十二月二十六日堺縣の管轄に轉ず。而して同縣區畫の制定あるに及び、同五年二月和泉國第三區に屬し、同七年一月二十二日第二大區二小區に改まり、同年四月十三日其の二番組に入り、同九年十二月七日番組廢せられて單に第二大區二小區となり、同十三年四月十四日湊郡役所部内となり、同月二十三日第三聯合に屬し、同十四年二月七日大阪府の管轄に轉じ、翌三月五日聯合を離れて一村獨立し、同十七年七月一日第二十三戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

大字西

本地は古來大鳥郡に屬し、もと毛須莊の内にして西村と稱す。



古塚

古塚あり、其の東方なるを柏山といひ高さ壹間六分・周圍六拾五間五分、西南なるを赤山といひ高さ七分・周圍七拾參間四分、南方なるを皇子山といひ高さ貳間七分・周圍五拾五間八分、西北なるを城山(通稱桔梗塚)といひ高さ五間貳分・周圍壹百九拾壹間五分。城山と皇子山は前方後圓にして、赤山と柏山は圓形なり。何れも雜木林を爲せり。

本地の領主及び區畫の變遷は、大字高田に同じ。

### 大字百濟

本地は古來大鳥郡に屬し、もと毛須莊の内にして百濟村と稱す。姓氏錄和泉國諸藩に、「百濟公、出自百濟國酒王之後也」と見ゆる百濟氏の居りし所にして、續日本後紀承和六年八月の條に、「戊寅、改加賀國人正六位上百濟公豐貞本居、貫附左京四條三坊、豐貞之先百濟國人也、庚午年被貫河内國大鳥郡、以乙未年被貫加賀國江沼郡也」と見ゆる百濟氏も其の同族なるべし。村名は此の百濟氏に因り。

東南部に古塚あり、曰く平井塚高さ參間壹分・周圍九拾七間六分、曰く湯の山(俗にイノヤ)高さ貳間・周圍貳拾七間貳分、曰くアスカ塚高さ壹間六分・周圍四拾四間五分、曰く遠神山(俗にエンジヤマといふ)高さ四分・周圍參拾參間。其の中に於て平井塚は前方後圓なれども、他は總て圓形なり。又アスカ塚のみは禿山なれども、他は總て雜木茂生せり。

古塚

本地は元和五年より徳川氏代官の支配となり、寛文二年青山因幡守の領地に轉じ、延寶六年太田攝津守の領地に移り、貞享元年土屋相模守の領地に換り、延享四年再び徳川代官の支配に歸し、同年更に田安中納言の領地となり、同家世襲して同慶頼に至る。其の後の管轄及び區畫の變遷は、大字高田に同じ。

### 大字梅

本地は古來大鳥郡に屬し、もと毛須莊の内にして梅村と稱す。字地に南方・北方・尾羽根といへるあり。南方は本郷にして、北方と尾羽根とは其の支郷なり。

正念寺は字南方にあり、眞宗東本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。天平年間僧正行基の開創なりと傳へ、寛文三年五月僧乘眞之を中興して眞宗に轉せり。境内は貳百參拾六坪を有し、本堂・藥醫門を存す。

正念寺

本通寺

本通寺は字北方にあり、撫松山と號し、眞宗東本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は參百參拾七坪を有し、本堂・庫裏・土藏・門を存す。

法華寺

法華寺は字南方にあり、日蓮宗妙覺寺末にして釋迦牟尼佛を本尊とす。創立の年月は詳ならず。境内は參百貳拾壹坪を有し、本堂・庫裏を存す。外に觀音堂あり。



古塚

古塚あり、字北方の南部々落の内なるは無名の圓塚にして、高さ壹間壹分・周圍參拾壹間、字南方の北なるはカニ山といひ、圓形にして高さ貳間・周圍八拾間貳分、西北大字赤畑の内に飛地となれるは萬代寺山といひ、前方後圓にして高さ貳間七分・周圍六拾九間七分、何れも雜木林を爲せり。

本地は享保十八年より土屋左門の領地たりしが、延享四年徳川氏代官の支配に歸し、同年更に田安中納言の領地となり、同家世襲して同慶頼に至り、明治元年の初め新に御料となりて、岡部筑前守・渡邊丹後守の當分取締となり、同年五月晦日同家領に復し、同二年六月上地せり、依て田安藩の支配に移り、同年十二月二十六日堺縣の管轄に轉ず。而して同縣區畫の制定あるに及び、同五年二月和泉國第三區に屬し、同七年一月二十二日第二大區二小區に改まり、同年四月十三日其の二番組に入り、同九年十二月七日番組廢せられて單に第二大區二小區となり、同十三年四月十四日湊郡役所部内となり、同月二十三日第三聯合に屬し、同十四年二月七日大阪府の管轄となり、翌三月五日夕雲開村と二ヶ村聯合し、同十七年七月一日第二十四戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

### 大字東

本地は古來大鳥郡に屬し、もと毛須莊の内にして東村と稱す。

東村寨の址

城山は西方にあり、永正年間細川高國の深井堡を攻むるに當り、其の築きし東村寨のありし所なりと傳ふれども、今は何等の認むべきものなし。

古塚

古塚あり、其の西方にあるをジャウといひ、高さ四間八分・周圍壹百拾六間五分、前方後圓にして雜木林を爲し、南方にあるを尼塚といひ、高さ貳間九分・周圍七拾壹間、圓形にして樹木なし。

本地は初め徳川氏代官の支配たりしが、萬治三年中坊美作守の支配に移り、延寶五年青山因幡守の領地に轉じ、同六年太田攝津守の領地に換り、元祿十五年土屋相模守の領地に換り、延享四年田安中納言の領地となる。而して其の後の管轄及び區畫の變遷は、明治十四年三月五日聯合を離れて一村獨立したるの外は、大字梅に同じ。

### 大字金口

本地は古來大鳥郡に屬し、もと毛須莊の内にして金口村かねのくちと稱す。

願生寺

願生寺は字三石にあり、眞宗東本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。創建の年月は詳ならず。境内は壹百八拾四坪を有し、本堂・庫裏・門を存す。

古塚

西方に渡し矢といへる古塚あり、前方後圓にして四方に濠池を繞らし、高さ參間四分・周圍壹百四間參分にして、雜木茂生せり。其の所在は大字夕雲開の内に飛地となりて、塚と環池のみ本地の所屬



なり。

本地の領主及び區畫の變遷は、大字東に同じ。

### 大字夕雲開

本地は古來大鳥郡に屬し、もと毛須莊内の荒地なりしが、後記の如く寛永六年開發せられて萬代新田と呼ばれ、更に夕雲開と改稱せらる。夕雲開といへるは高西夕雲の名を負はせしものにして、攝津志に、香西哲雲(即ち高西夕雲なり、筒井家の舊書類には、何れも高西夕雲とせり)泉州にありて荒地を開墾せるものを哲雲壁と謂ふと記せるは、本地を指せるなり。同志に依れば、高西夕雲の開發せし所なるが如くに見ゆるも、本地筒井幸四郎氏所藏の書上帳控(年月なきも元祿年簡のものならん)には、「先祖正右衛門儀開所願相叶候て寛永五年死去仕候、世倅漸五六才に罷成候故、後家妙現養育、畑之義も後家取はからひ申候」と見え、享保七年八月の書上帳控には、「正右衛門は寛永六巳年只今の夕雲開を開發仕候、其の節高西夕雲様御代官所にて御座候」と見ゆるのみならず、寛永六年三月十六日萬代新田檢地帳の反別貳拾七町壹畝拾八歩・分米貳百壹石參斗四升(延寶七年三月八日の新檢にては、反別參拾壹町五畝拾壹歩・分米貳百八拾九石九斗七合となる)は、全部庄右衛門(正右衛門の子)の所有なれば、高西夕雲は代官檢地者にして、正右衛門夫婦の開發なるべし。即ち正右衛門は其の生存中に許可を得て開發に着手したるも、其の未だ成らざる中途に逝きしを以て、妻妙現に依りて竣成せられ、檢地の運となりて萬代新

田と呼ばたりしを、後に夕雲開と改めしものと思はる。然るに其の實際の開發者たらざる高西夕雲の名を探りて名づけし緣由は、書類に見ゆる所なきも、正右衛門に對し夕雲より蒲鉾一籠・干鯛百枚を贈りしを謝せる禮狀(六月二十五日とありて曆年なし)あり、前後の文面に依りて尋常の間柄ならざりしを認むると共に、同家の所傳に依れば、夕雲は正右衛門の父久慶の世話になりしこと多かりし爲め、正右衛門とも懇意にし、正右衛門の開發出願等に就て夕雲の助力少からざりしかば、其の厚意に酬いんが爲め、夕雲の名を地名に附して永く之を記念せしものなりといふ。

因にいふ、開發當時の筒井家は堺の北莊にありしが、後本地に移る。累世日蓮宗にして開發者正右衛門の妻妙現は、堺北莊總年寄伊達家の出にして妙國寺開山日珖の妹なり。此の關係ありしを以て、天正十年六月信長の光秀に弑せられたるの報に驚き、徳川家康の妙國寺を立ちて伊勢に赴ける時、正右衛門は日珖の囑を受けて家康を白子まで送り、家康より粟田口國安の短刀を與へられ、同家の寶物となりて今に所藏せらる。

同家の邸内に御ピオウ表(俗に八幡塚といふ)といへる古塚あり、高さ貳間六分・周圍七拾六間九分、前方後圓にして雜木茂生せり。又楠の大木あり、周圍貳丈餘尺に及び枝葉繁茂せり。

本地は延寶三年より徳川氏代官の支配たりしが、寶曆十三年清水中納言の領地に轉じ、寛政七年再び徳川代官の支配に歸し、文政七年復た清水中納言の領地に換り、安政二年三たび徳川代官の支配となり、同代官繼承して内海多次郎に至り、明治元年の初め新に御料となりて、岡部筑前守・渡邊丹後守



の當分取締となり、同年二月二十四日大阪裁判所司農局の支配に移り、同年五月二日大阪府司農局に改まり、同年六月二十二日堺縣の管轄に轉ず。而して其の後の管轄及び區畫の變遷は、明治五年二月和泉國第一區に屬したるの外は、大字梅に同じ。

大字	字	舊石高	町村制施行		大正元年	
			町村制施行 一日現在人口	町村制施行 當時の反別	大正元年 一月一日現在人口	大正元年 五月一日現在人口
赤	畑	三五・七五〇	二七・三五六	四一・七四七	四九五	四五
高	田	六三・六三〇	六・二二七	八五・〇九七	四九九	四九九
西	濟	二八・五二〇	二四・三三四	三三・三三三	二二六	二二六
梅	濟	六五・八三〇	五・四六六	八二・〇五九	三三二	三三二
東	口	四八五・九六三〇	九・〇三九	五五・一九九	九七三	九七三
金	口	六四五・九三〇〇	四・四四五	六七・五三〇	四二二	四二二
夕	雲	三五・五二〇	二・二二〇	三六・三三三	四〇〇	四〇〇
計	開	二九・〇七〇	三・四六〇	三五・九二二	三	三
計	開	三、六八・五四〇	三五・三三二	三、六六・四〇六	三、三四〇	四、〇三三

### 第十六項 東百舌鳥村

本村は明治二十二年四月一日町村制の施行に際し、土師村及び土師新田は、其の當時に於ける同一

戸長役場の所轄區域にして、地形民情共に合併するを便とするを以て、其の區域に依りて一村を設け、其の地は舊百舌鳥莊の東部に位置せるに依り、其の意を探りて東百舌鳥村と名づけ、兩村は其の大字となり、舊に依りて大鳥郡所屬たりしが、明治二十九年四月一日泉北郡に屬し、同四十一年三月十六日深井村と境界變更の爲め、大字土師の内を深井村に編入し、同時に同村大字土塔及び同向山の内を本村に編入す。

### 大字土師

本地は古來大鳥郡に屬し、もと毛須莊の内にして土師村と稱す。字地に土塔及び新家といへるあり、和泉志村里の條に「土師屬邑二」と記せるは、此の字地を指せるなるべし。明治四十一年三月十六日本村と深井村との境界變更に際し、字洗田奥畑千六百番地・字洗田惣治作千四百七番地・字大溝東千四百八番地・字洗田上セ丁千四百十七番地・字洗田中千四百十八番地・字洗田下セ丁千四百十九番地・字金田千四百十六番地・字西の山下千五百三十二番地の五反壹畝拾四歩は本地を去り、同時に本村に編入せられたる深井村大字土塔字鴨貝一番乃至八番地・同村大字深井字向山百八十九番地の五反五畝貳拾六歩は同年四月四日本地に入れり。舊毛須莊の地は古の土師郷なり。郷は和名抄に「大鳥郡土師郷」と載せられしもの是れにして、郷名廢して其の稱残りて本地の名となれり。舊郷名は姓氏錄和泉國神



別に、「土師宿禰・土師連、秋篠朝臣同祖、天穗日命四世孫野見宿禰之後也」と見ゆる土師氏に因み、其の土師氏は日本書紀孝德天皇白雉五年冬十月の條に、「壬子、天皇崩于正寢、仍起殯宮於南庭、以小山上百舌鳥土師連土德、主殯宮之事」と見ゆる百舌鳥の土師氏にして、續日本紀桓武天皇延暦九年十二月の條に、「辛酉、正六位上土師宿禰諸氏等賜姓大枝朝臣、其土師氏惣有四腹、中宮母家者是毛受腹也、故毛受腹者賜大枝朝臣、自餘三腹者、或從秋篠朝臣、或屬菅原朝臣矣」と見ゆる毛受腹は、此の百舌鳥の土師氏ならん。

西福寺

西福寺は字川端にあり、龍水山安樂院と號し、眞言宗大覺寺末にして不動明王を本尊とす。僧正行基の開創なりと傳ふ。建武・曆應及び天正の兵燹に罹りて燒燼し、今の堂宇は元和五年僧俊勢の中興なり。境内は壹百六拾貳坪を有し、本堂・庫裏・土藏・納家・藥醫門を存す。寺寶に彌陀三尊の繪畫壹幅あり。

大野寺

大野寺は字土塔にあり、土塔山觀音院と號し、眞言宗大覺寺末にして十一面觀世音を本尊とす。僧正行基の開創なりと傳ふ。境内は參百九拾六坪を有し、本堂・庫裏・納屋・藥醫門を存す。

荒陵

荒陵は北方にありて百舌鳥村大字西の内に飛地となり、俗にニサンサイと呼べり。和泉志に大家と記せるは此の塚なるべし。高さ六丈四尺・周圍四百六拾參間にして、聖尾池之を繞り、反正天皇の空陵なりと傳へ、老松繁茂せしが、前年伐採せられて禿山となり、環池は民有に歸せしも、今は御陵傳

古塚

説地となりて宮内省に管理せらる。

其の他古塚多く、其の西北にあるものは、曰く經塚高さ貳間・周圍七拾壹間、曰く舞臺塚高さ壹間六分・周圍參拾參間四分、曰く樋尻野高さ壹間八分・周圍參拾參間、曰く樋尻野高さ貳分・周圍參拾四間參分、(兩樋尻野はもと同塚なりしも、其の土を採られたる爲め、分れて兩塚となりしといふ) 曰く字正樂寺境内址の無名塚高さ壹間・周圍參拾間參分、曰く同字の無名塚高さ壹間貳分・周圍貳拾壹間貳分、曰く午領高さ四分・周圍拾參間、其の東北にあるものは、曰く午領(俗に二本松といふ、二本の松あるに依る) 高さ七分・周圍八間なり。塚形は經塚の前方後圓なるの外は皆圓形にして、松樹雜木茂生せり。

舊百舌鳥野の地は、仁德天皇・履中天皇・反正天皇の御陵を初め、陪塚及び古塚の多きことは、各其の所屬地の條に記するが如くにして、其の陪塚及び古塚の多くは、明治以前にありては民有に屬したるを以て、維新後の地券下附に際し、儼然たる古墳の形を具備せるものも、從來納租し來りしものは悉く民有と爲し、納租の證なきものゝみを陪塚に編入せられしといへば、眞正の陪塚にして未だ陪塚に編入せられざるものもあるべく、且往時存在したる古塚にして、明治以前已に田圃に化せられたるものも多かるべく、又明治以後に至りて田圃に開拓せられ、且埋藏の重寶を得んが爲めに發掘せられたるものも少からざるべし。然るに古塚中前記の荒陵及び百舌鳥村大字高田の御廟山の如きは、其の規模宏大にして尋常の古墳と趣を異にせるのみならず、仁德・履中兩天皇の御陵附近なるを以て、別



に確證あるにあらざれども、或は仁徳天皇の八田皇后・履中天皇の皇妃黒媛御陵の、其の傳を逸したるものにはあらざるかとの感を生せしめざるにもあらず。其の他の古塚中にも、皇族又は重臣の墳たるものなきにしもあらざるべく、然らざるも何か深き關係ある人の墳ならん。是れ特に百舌鳥野の古塚に於て然るのみならず、各地の古墳皆相當の由緒を有するものなるべきも、中世の紛亂に依りて管修の途絶え、舊記古傳散佚して遂に今日の状態たるに至りしものと思はる。されば古塚に對しては宜く大に研究すべく、しかも官民共に深く相戒めて、濫に發掘又は開拓せざることを望ましけれ。

本地は初め徳川氏代官の支配たりしが、萬治三年中坊美作守の支配に移り、延寶五年青山因幡守の領地に轉じ、同六年太田攝津守の領地に屬し、元祿十五年土屋相模守の領地に換り、享保九年土屋但馬守の領地に移り、延享四年更に田安中納言の領地となり、同家世襲して同慶頼に至り、明治元年の初め新に御料となりて、岡部筑前守・渡邊丹後守の當分取締となりしも、同年五月晦日同家領に復し、同二年六月上地せり、依て田安藩の支配に移り、同年十二月二十六日堺縣の管轄に轉ず。而して同縣區畫の制定あるに及び、同五年二月和泉國第三區に屬し、同七年一月二十二日第二大區二小區に改まり、同年四月十三日其の三番組に入り、同九年十二月七日番組廢せられて單に第二大區二小區となり、同十三年四月十四日湊郡役所部内となり、同月二十三日第三聯合に入り、同十四年二月七日大阪府の管轄に轉じ、翌三月五日聯合を離れて一村獨立し、同十七年七月一日第二十五戶長役場の管理區域に

入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

### 大字土師新田

本地は古來大鳥郡に屬し、もと毛須莊の内にして荒蕪の地なりしを、寛文元年十六名の人協力して開拓し、大野新田と呼びしが、後土師新田と改稱す。

惟妙寺は字高野道にあり、法陵山と號し、日蓮宗妙蓮寺末にして題目寶塔・釋迦多寶二佛を本尊とす。寛文二年の創立なり。境内は九百拾坪を有し、本堂・庫裏・藥醫門を存す。

本地は寛文四年より青山因幡守の領地となり、延寶六年太田攝津守の領地に轉じ、元祿十五年土屋相模守の領地に移り、延享四年田安中納言の領地となり、同家世襲して同慶頼に至る。而して其の後の管轄及び區畫の變遷は、大字土師に同じ。

惟妙寺

大字	字	石	高	明治八年改正 有租地反別	明治九年一月一日 現在人口	町村制施行 當時の反別	町村制施行 當時の人口	大正元年三月 末日現在人口	大正九年十月一日 國勢調査の人口
土師	新田	1,100	760	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100
計		1,100	760	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100



### 第十七項 久世村

本村は明治二十二年四月一日町村制の施行に際し、小坂村・伏尾村・和田村・八田村・平井村・東山新田・稲葉新田の七ヶ村は、地形民情共に合併するを便とするを以て、其の區域に依りて一村を設け、各村は徳川時代に於て久世大和守の領地たりしを以て、村民の希望に依り同氏の姓を採りて久世村と名づけ、各村は其の大字となり、舊に依りて大鳥郡所屬たりしが、明治二十九年四月一日泉北郡に屬す。

#### 大字 小坂

本地は古來大鳥郡に屬し、もと半陀郷の内にして小坂村と稱す。明治十六年四月檜葉向山新田の内なる向山新田を本地に合併す。

了源寺は字西の口にあり、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。創立の年月は詳ならず。元祿十二年五月二十三日より寺號を公稱せり。境内は參百九拾五坪を有し、本堂・庫裏・廊下・納家・門を存す。

本地は元和三年より根來大納言盛重の領地たりしが、寛永二十年石河土佐守の支配に轉じ、寛文五年水野伊豫守の領地に移り、天和元年徳川氏代官の支配に歸し、元祿元年牧野備後守の領地に轉じ、

了源寺

寶永三年久世大和守の領地となり、同氏世襲して大和守廣業に至り、明治二年二月十二日上地を命ぜられて堺縣の管轄となる。而して同縣區畫の制定あるに及び、同五年二月和泉國第四區に屬し、同七年一月二十二日第二大區二小區に改まりて、同年四月十三日其の六番組に入り、同九年十二月七日番組廢せられて單に第二大區二小區となり、同十三年四月十四日湊郡役所部内となり、同月二十三日第四聯合に屬し、同十四年二月七日大阪府の管轄に轉じ、翌三月五日聯合を離れて一村獨立し、同十七年七月一日第二十戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

#### 大字 伏尾

本地は古來大鳥郡に屬し、もと半陀莊の内にして荒蕪の地なりしを、寛文十一年小路五郎三郎開拓して伏尾新田と呼び來りしも、明治十三年十月伏尾村と改稱せらる。

久世大和守陣屋の址あり、即ち總州關宿藩主久世大和守の本州に所領あるに及び、其の設けし陣屋のありし所なり。同藩の役人は此にありて年貢の取立及び其の他の事務を取扱ひしが、明治維新後上地を命ぜらるゝに及びて廢せられ、今は畑地となりて別に認むべきものなきも、里人は其の地を城山と呼べり。

本地は開拓當時より水野伊豫守の領地となり、以後の領主及び區畫の變遷は、大字小坂に同じ。

久世大和守  
陣屋の址



### 大字和田

本地は古來大鳥郡に屬し、もと上神郷の内にして和田村と稱す。姓氏錄和泉國神別に「和田首、神魂命五世孫天道根命之後也」と見ゆる和田氏の居りし所ならん。

荒山は東南にあり、高さ五百尺・周圍五町餘、山容秀麗にして松樹鬱蒼せり。中に一本松といへるあり、地上五尺の所にて周圍拾五尺を有する老大樹にして、高さ四拾五尺、七八百年の星霜を経たるものならんといふ。往時より神木として一指をだに觸るゝものなし。山に古詠あり。

夫 木 泉なる荒山櫻さきぬらし眞木の葉しのきかゝる白雪

續僧正公朝

多治速比賣神社

多治速比賣神社は同荒山にあり、延喜式内の神社にして多治速比賣命を主神とし、素盞鳴命・菅原道眞を合祀せり。創建の年月は詳ならず。本地及び上神谷村大字太平寺・同小代の産土神にして、明治五年村社に列し、同四十年十二月二十五日北上神村大字大庭寺の村社嚴島神社(市村島)、同四十一年一月十三日同村大字太平寺宇鳴田の同鴨田神社(加茂別)、同四十二年十二月十日大字伏尾字伏尾山の同八幡神社(譽田)・大字平井字中垣の無格社葛神社(一言)・字南垣外(言)の同金峯神社(金山比賣命)、同四十三年一月二十八日同字の村社坂上神社(不詳)、同年二月五日大字和田字山の上の同八幡神社(譽田)を合祀し、大正五年九月十八日郷社に昇格し、翌十月神饌幣帛料供進社に指定せらる。合祀社中に於ける鴨田神

舊鴨田神社

舊坂上神社

社及び坂上神社は共に延喜式内の舊社なり。境内は貳千四百貳拾五坪を有し、本殿・拜殿・神樂所・神具庫・納家を存す。末社に大神社・春日神社・八幡神社・稻荷神社・住吉神社・熊野神社・白山神社あり。以前は境内に總福寺ありて寺僧奉仕せしが、明治維新後の神佛分離に依りて寺は廢せられ、舊坊は社務所と轉せり。今の氏は本地及び大字和田・同平井・同伏尾及び北上神村大字大庭寺・同太平寺・同小代にして、例祭は十月五日なり。

多聞寺

多聞寺は字上の山にあり、眞言宗高野派金剛峯寺末にして多聞天王を本尊とす。僧正行基の開創にして、本尊は和田源秀の持念佛・和田氏一族の祈願所たりしと傳ふ。元祿年中に至りて頽廢し、僧快圓に中興せられて今に至る。境内は五百七拾貳坪を有し、本堂・庫裏・廊下・土藏を存す。外に念佛堂あり。

和田城址

和田城のありし所なれども、今其の址は詳ならず。城は和田高遠の築きし所なり。和田氏の家系に依れば、楠左兵衛門尉成康の二男太郎親遠河内より本地に移住し、和田を以て姓と爲せり、是れ和田氏の祖なり。其の子四郎高遠は楠正成の妹を娶りて孫三郎正遠を生む、故に正遠は正成の甥なり。其の子孫たる高家は當國岸の城に住しければ、之を岸の和田といふ。後河内に歸りて楠氏の末葉と同一大饗村に住す。又上和田と號せるありて吉野に住みしが、其の先は本地に出づと。即ち當城は和田氏の居りし所なれども、其の廢絶の年月等は之を知るに由なし。



和田新發智の墓

和田新發智の墓あり、東西五間半・南北四間・周圍拾九間なり。里俗傳へいふ、正平四年源秀の楠正行と共に河内四條駿の役に戦死するや、家人其の遺骨を收め歸りて此に葬れりと。(北河内郡甲可村大字南野に同人の墓あり)

本地の領主及び區畫の變遷は、明治五年二月和泉國第六區に屬したるの外は、大字小坂に同じ。

### 大字 八田

本地は古來大鳥郡に屬し、もと半陀郷の内にして東村と呼びしが、毛受莊にも同名の東村ありて往々行違を生ずるを以て、明治十五年三月十一日八田村と改稱せらる。其の八田村と改稱せられしは、世人の普通に本地を指して八田と呼べるを以て、其の通稱を探りしものなり。陶邑は往時陶器を造る所なりしが、其の遺風本地に傳はりて里民之を營業し、八田壺と呼ばれ、八田壺といへる印を刻して諸國に販賣し、時の官司は之に對し赤燒壺屋運上として高六石を賦課せしといふ。

西念寺は字カイトにあり、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。創立の年月は詳ならず。寛永二十年より寺號を公稱せり。境内は壹百七拾七坪を有し、本堂・庫裏・太鼓樓を存す。

本地の領主及び區畫の變遷は、明治十三年四月二十三日第三聯合に屬したるの外は、大字小坂に同じ。

### 大字 平井

本地は古來大鳥郡に屬し、もと半陀郷の内にして平井村と稱す。

坂上神社の址は南方字南垣外にあり。社は延喜式内の舊社なれども祭神は詳ならず。本地の産土神にして明治五年村社に列し來りしが、同四十三年一月大字和田の多治速比賣神社に合祀せられて今はなし。

海岸寺は字池の上にあり、黄檗宗萬福寺末にして觀世音を本尊とす。創立の年月は詳ならず。境内は九百七拾貳坪を有し、本堂・庫裏を存す。

本地の領主及び區畫の變遷は、明治十三年四月廿三日第三聯合に屬したるの外は、大字小坂に同じ。

### 大字 東山新田

本地は古來大鳥郡に屬し、もと半陀郷の内にして荒蕪の地なりしを、寛文八年開墾して東山新田と稱す。俗に八田山とも呼べり。明治維新後升屋新田を合併す。同升屋新田は寛文十一年大坂の人升屋七左衛門の開墾に係れり、故に此の名あり。字地に北垣内・高山といへるあり。

誓願寺は字出藤にあり、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。創立の年月は詳ならず。境内

坂上神社の址

海岸寺

誓願寺



は貳百六拾坪を有し、本堂・庫裏・藥醫門を存す。

本地は開發の初めより水野伊豫守の領地となり、天和元年徳川氏代官の支配に歸し、元祿元年牧野備後守の領地に轉じ、寶永三年久世大和守の領地となり、同氏世襲して大和守廣業に至り、明治二年二月十二日上地を命せられて堺縣の管轄に轉ず。而して同縣區畫の制定あるに及び、同五年二月和泉國第四區に屬し、同七年一月二十二日第二大區二小區に改まり、同年四月十三日其の六番組に入り、同九年十二月七日番組廢せられて單に第二大區二小區となり、同十三年四月十四日湊郡役所部内となり、同月二十三日第三聯合に屬し、同十四年二月七日大阪府の管轄に轉じ、翌三月五日檜葉向山新田と二ヶ村聯合し、同十七年七月一日第十九戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

### 大字 檜葉

本地は古來大鳥郡に屬し、寛文中堺の人谷新左衛門の開墾せし所にして、檜葉向山新田と稱せしが、檜葉及び向山は舊地の字ならん。明治十六年四月兩地を分離し、其の向山新田を小坂村に合併せられしかば、檜葉新田と稱し、同四十三年十二月より新田の稱を用ひず、單に大字檜葉と稱す。本地の領主及び區畫の變遷は、大字東山新田に同じ。

大字	石	高	明治八年改正 有租地反別	明治九年一月 一日現在人口	町村制施行 當時の反別	町村制施行 當時の人口	大正元年三月 末日現在人口	大正九年十月一日 國勢調査の人口
小坂	五、八四〇	五	六、一五五	二二	四、〇一八	四〇	三、〇八五	三、〇八五
伏尾	一、六四三〇		一九、九〇〇	三三	二、六四五	三六		
和田	二、七七一〇		三、二〇五	三三	七、五〇八	三〇		
八田	三、三三〇		二、二二〇	二七	五、五二八	二七		
平井	六、七二〇		四、五〇七	二六	八、五七五	三〇		
東山新田	四、九一九〇		六、六九二	一〇	七、三三八	一〇		
檜葉	九、三九四〇 (向山分を含む)		二〇、九六六 (向山分を含む)	三三	一九、五六八 (向山分を含む)	一五		
計	二、三四七、一五〇		二、四五八、一〇七	二七	三、〇〇、〇〇〇	二、九三〇	三、〇八五	三、〇八五

### 第十八項 東陶器村

本村は明治二十二年四月一日町村制の施行に際し、北村・見の山村・上之村・岩室村・福田村の五ヶ村は、地形民情共に合併するを便とするを以て、其の區域に依りて一村を設け、其の地は舊陶器莊の東方に位置せるに依り、其の意を採りて東陶器村と名づけ、各村は其の大字となり、舊に依りて大鳥郡所屬たりしが、明治二十九年四月一日泉北郡に屬す。



### 大字北

本地は古來大鳥郡に屬し、もと陶器莊の内にして北村と稱す。元祿十年字見野山を割きて見野山村を分置せり、和泉志村里の條に「北屬邑一」と記せるは、此の見野山を指せるなるべし。字地は金剛山隱といへるあり。

月輪寺

月輪寺は字門前にあり、雨寶山と號し、眞言宗高野派金剛峯寺末にして大日如來を本尊とす。僧正行基の創建なりと傳ふれども、中世の沿革は詳ならず。境内は貳百九拾壹坪を有して地形宛ら足袋の如し。本堂・庫裏・納家を存す。

本地は寛永二年より小出大隅守の領地となり、元祿九年徳川氏代官の支配に歸し、寶永二年麾下小出山城守の采地となり、同氏世襲して小出主水に至り、明治元年五月二十四日の公布に依りて大阪府司農局の支配に移り、同年六月二十二日堺縣の管轄となる。而して同縣區畫の制定あるに及び、同五年二月和泉國第三區に屬し、同七年一月二十二日第二大區二小區に改まりて、同年四月十三日其の七番組に入り、同九年十二月七日番組廢せられて單に第二大區二小區となり、同十三年四月十四日湊郡役所部内となり、同月二十三日第三聯合に屬し、同十四年二月七日大阪府の管轄に轉じ、翌三月五日見の山村と二ヶ村聯合し、同十七年七月一日第十七戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日

の町村制施行に至れり。

### 大字見の山

本地は古來大鳥郡に屬し、もと陶器莊の内にして大字北の見野山と呼べる字地なりしが、元祿十年同村より分れて一村となり、見野山村と稱す。今は見の山に作れり。

本地は元祿十年より徳川氏代官の支配たりしが、寶永二年より麾下小出山城守の采地に轉じ、其の後の管轄及び區畫の變遷は、大字北に同じ。

### 大字上之

本地は古來大鳥郡に屬し、陶器莊の内にして大村又は上村と呼びしが、後上之村と稱す。舊陶器莊は古の大村郷なり、郷名は和名抄に「大鳥郡大村郷（舊）」と載せ、姓氏錄和泉國神別に「大村直、紀直同祖、大名草彦命男根彌命後也」と見ゆる大村氏の居りし所にして、村名は郷名の残りしものならん。

陶荒田神社は北方字太田にあり、延喜式内の神社にして高魂命・劔根命を祀りしも、後菅原道眞・事代主命を配祀せり（延喜式神名帳には、陶荒田神社二座とあり）。姓氏錄和泉國神別に「荒田直、高魂命五世孫劔根命之後也」と見ゆれば、蓋し同氏の其の祖神を祭りしものにして、社名は此の地の陶邑なるより稱したるものな

陶荒田神社



らん、俗に天神社と稱せらる。社記に依れば、崇神天皇七年十一月の創建なりといふ。元祿五年二月領主小出大隅守重興社殿を造營し、社領拾八石五斗を寄せ、同氏は代々崇敬し、毎月二十八日には其の老臣代拜して、神饌幣帛料を供進し、大村寺即ち後の増福寺ありて宮寺たりしが、明治維新後の神佛分離に依りて寺は光明寺に合併せられ、社は同五年村社に列し、同四十年一月神饌幣帛料供進社に指定され、同四十一年二月五日西陶器村大字深坂字寺垣外の村社天神社(菅原道真)。同村同大字の無格社八幡神社(譽田)。同村大字高藏寺字狐塚の村社春日神社(白山大神・勾玉御武金日命)。同村大字土佐屋新田字丑谷東原の同菅原神社(菅原)。同村大字辻之字太田の同枳築神社(妻譚鳴命)。同村同大字々馬場脇の嚴島神社(市杵島)。同村大字田園字コトノの同稻荷神社(保食神・伊)。同年二月二十八日大字福田字愛宕の同火雷神社(別雷)。同年三月十六日大字北字門前の無格社大神社(天照皇)。大字上之字木の目の村社櫻木神社(天照皇)。大字見の山字蛇池之上の同稻荷神社(豐受姫)。大字岩室字赤坂の同菅原神社(菅原道真・伊)。同大字々池側の無格社奥山神社(天照皇)を合祀せり。境内は壹千參百參拾參坪を有し、本殿・幣殿・拜殿・神樂所・社務所・納家・浴室・長屋を存す。本社に水天社・老松社・嚴島神社・山田社あり。氏地は本村及び西陶器村の全部にして、例祭は十月五日なり。

光明寺は字木の目にあり、聖福山と號し、眞言宗高野派金剛峯寺末にして釋迦牟尼佛を本尊とす。創立の年月は詳ならず。境内は參百六拾參坪を有し、本堂兼庫裏を存す。

光明寺

本地の領主及び區畫の變遷は、明治十四年三月五日聯合を離れて一村獨立したるの外は、大字北に同じ。

大字岩室

本地は古來大鳥郡に屬し、もと陶器莊の内にして岩室村と稱す。字地に陶器山・金剛山隱・西畑といへるあり。本地の東に接する河内國南河内郡三郡村にも大字岩室あり、其の名を同うして其の郡を異にす、蓋しもと一邑たりしも、中古國郡の錯亂に依りて彼我に散在するに至りしものならん。

梵字ヶ芝は字奥山の中腹盆地にあり、周圍約拾間の地に小溝紆餘縈廻して梵字の形を爲せり、故に此の名あり。附近には老松あり、小笹密生すれども、梵字の形せる溝のある所は松もなく笹もなし。溝は幅壹尺・深さ約貳尺位なれども、落葉に埋もれ、特に南面の一部は全く埋もれて舊態明ならず。俗傳に依れば、弘法大師の高野登山の途次、杖を以て掘られしものなりといふ。

觀音院は字西端にあり、巖室山と號し、眞言宗高野派金剛峯寺末にして十一面觀世音を本尊とす。創立の年月は詳ならず。境内は壹千參百參拾八坪を有し、本堂・庫裏・浴室・土藏・長屋・鐘樓・門を存す。本地の領主及び區畫の變遷は、明治十四年三月五日聯合を離れて一村獨立したるの外は、大字北に同じ。

梵字ヶ芝

觀音院



### 大字 福田

本地は古來大鳥郡に屬し、もと陶器莊の内にして府久田村と呼びしが、後文字を改めて福田村と稱す、俗に福町ともいへり。字地に西山・中村・西村・北莊といへるあり、和泉志村里の條に「府久田屬邑四」と記せるは、此の字地を指せるなるべし。泉州志陶器莊の條に「大野四年和泉、北平河内、俗に廣漠の地を大野と稱す、陶器・蜂田の北は皆大野なり、近世漸く開て田畠となす、府久田村等、數村は大野の内ありて新村なり。地に煙草を生じて世に賞せらる、和泉新田煙草是れなり。日本紀に曰く、敏達天皇十四年蘇我馬子塔を大野丘の北に立つ、此の遺蹟當に河内國に在るべし」と記せり。同志の記せるが如く本地附近南河内郡に接壤の地は、昔の大野丘と稱せし所ならん。

興源寺  
願成寺  
無量庵

興源寺は字福町にあり、金龍山と號し、眞言宗大覺寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。僧正行基の開基なりと傳ふ。中世衰頽せしを寛文中僧高盛之を中興せり。境内は四百六拾七坪を有し、本堂・庫裏・門を存す。

願成寺は字西村にあり、眞宗東本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。僧正行基の開創なりと傳へ、寶永三年十一月晦日眞宗に轉せしといふ。境内は貳百七拾七坪を有し、本堂・庫裏・門を存す。

無量庵は同字にあり、河州南河内郡丹南村融通念佛宗來迎寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。由緒は

圓乗寺

詳ならず。境内は八拾參坪を有し、本堂・庫裏・門を存す。

圓乗寺は字北庄にあり、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。僧正行基の開創なりと傳へ、延享元年眞宗に轉せり。境内は貳百七拾壹坪を有し、本堂・庫裏・門を存す。

和泉志には阿波冢・府久冢・土師冢ありと記すれども、今其の所在定かならず。

本地は正保九年より小出山城守の領地たりしが、元祿九年徳川氏代官の支配に歸し、寶永二年麾下小出山城守の采地となり、同氏世襲して同主水に至り、明治元年五月二十四日の公布に依りて大阪府司農局の支配に移り、同年六月二十二日堺縣の管轄に轉す。而して同縣區畫の制定あるに及び、同五年二月和泉國第三區に屬し、同七年一月二十二日第二大區二小區に改まり、同年四月十三日其の七番組に入り、同九年十二月七日番組廢せられて單に第二大區二小區となり、同十三年四月十四日湊郡役所部内となり、同月二十三日第三聯合に屬し、同十四年二月七日大阪府の管轄に轉じ、翌三月五日聯合を離れて一村獨立し、同十七年七月一日第十八戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

大	字	舊	石	高	明治八年改正 有租地反別	明治九年一月一日現在人口	町村制施行 當時の反別	町村制施行 當時の人口	大正元年三月 末日現在人口	大正九年十月二日 國勢調査の人口
北			六九・三九〇	六八・六三三		一七・六三七	一三五・八二四	一三五	一三五	一三五
見	の	山	五・三七〇							



大字	字	石高	明治八年改正	明治九年一月一日現在人口	町制施行	町制施行	大正元年三月末日現在人口	大正九年十月一日國勢調査の人口
			有租地反別	町制施行	町制施行	町制施行	町制施行	
大	上之	三三・元四〇	四九・三二六	三三	六・六七三	三五		
		七〇・五五〇	三一・五二四	二九〇	五・九四三	三二七		
福	田	八三・七五〇	一五・三三七	一、五九	一・三三六	一、六九		
		一、九〇一・〇九〇	三〇二・八二九	二、九五三	四〇〇・八九五	三、三三二	三、五九四	四、〇五一
計								

### 第十九項 西陶器村

本村は明治二十二年四月一日町村制の施行に際し、田園村・辻之村・深坂村・高藏寺村の四ヶ村は、其の當時に於ける同一戸長役場の管理區域にして、地形民情共に合併するを便とするを以て、其の區域に依りて一村を設け、其の地は舊陶器莊の西部に位置せるに依り、其の意を採りて西陶器村と名づけ、各村は其の大字となり、舊に依りて大鳥郡所屬たりしが、明治二十九年四月一日泉北郡に屬す。

### 大字 田園

觀音寺

本地は古來大鳥郡に屬し、もと陶器莊の内にして田園村と稱す。字地に上之内といへるあり。觀音寺は字西垣外にあり、眞言宗金剛峯寺末にして十一面觀世音を本尊とす。眞正行基の開創にし

千塚

て、無本寺たりしと傳ふれども、中世の寺歴は詳ならず。元祿年間僧親盛之を中興せり。境内は五百拾五坪を有し、本堂・庫裏・納家・浴室・藥醫門を存す。外に不動堂・三十三所堂・行者堂あり。千塚は字千塚にあり、其の字名を千塚といへるは、塚の多くありしより起りし稱ならん。俗に陶器の千塚と呼びて、其の區域は東陶器村大字北に亘り、數十年前までは田圃の間に小丘の如き丈餘の圓塚無數なりしが、漸次開拓せられて其の數を減じ、大正三年の耕地整理に依りて殆ど其の形を没し、今は僅に其の二三を存するのみ。然れども記録なく傳記もなければ、其の由緒を知るに由なし。發掘の際に刀劍・曲玉・行基焼・鏡等を出せしといふ。

本地は寛永二年より小出大隅守の領地たりしが、元祿九年徳川氏代官の支配に歸し、寶永二年麾下小出山城守の采地となり、同氏世襲して同主水に至り、明治元年五月二十四日の公布に依りて大阪府司農局の支配に移り、同年六月二十二日堺縣の管轄に轉ず。而して同縣區畫の制定あるに及び、同五年二月和泉國第三區に屬し、同七年一月二十二日第二大區二小區に改まりて、同年四月二十三日其の八番組に入り、同九年十二月七日番組廢せられて單に第二大區二小區となり、同十三年四月十四日湊郡役所部内となり、同月二十三日第三聯合に屬し、同十四年二月七日大阪府の管轄に轉じ、翌三月五日聯合を離れて一村獨立し、同十七年七月一日第十六戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。



### 大字 辻之

本地は古來大烏郡に屬し、もと陶器莊の内にして辻之村と稱す。

豊西寺は字トシにあり、眞言宗金剛峯寺末にして大日如來を本尊とす。僧正行基の開創にして、無本寺なりしと傳ふ。中世衰微し、安政四年僧秀光に中興せられて今に至る。境内は壹百八拾六坪を有し、本堂兼庫裏・納家・表門・裏門を存す。

本地の領主及び區畫の變遷は、大字田園に同じ。

### 大字 深坂

本地は古來大烏郡に屬し、もと陶器莊の内にして深坂村と稱す。明治十八年八月土佐屋新田を廢して本地に合併せらる。同新田は寛文十一年大坂の人士佐屋七左衛門之を開墾し、其の屋號を採りて名づけ、元祿十年より村落をなせし所なり。

陶山は舊土佐屋新田にありて大字高藏寺の内に飛地となる。高さ五間・周圍四百貳拾五間・廣さ七反歩、是れなん往時陶器を焼くに用ふる薪を採りし山にして、貞觀元年當國と河内國と其の所屬を争ひ、朝使に依りて當國所屬に勘定せられし所なり。事は載せて三代實錄にあり。

陶山

#### 三代實錄

貞觀元年三月四日庚申、左衛門少尉正五位下紀朝臣今影・右衛門大志從六位上櫻井田部連眞雄麻呂、於河内・和泉

兩國、辨決陶山之争、

同

貞觀元年夏四月廿一日丙午、河内・和泉兩國相争燒陶俊新之山、依朝使左衛門少尉紀今影等勘定、爲和泉國之地、

本地舊深坂村の石高は五百七石八斗四升五合にして、寛永二年より小出大隅守の領地たりしが、元祿九年徳川氏代官の支配に歸し、寶永二年麾下小出山城守の采地となる。又舊土佐屋新田の石高は五拾六石貳斗參升九合にして、正徳二年より同麾下小出山城守の采地となりて同一管治に歸せり。而して其の後の管轄及び區畫の變遷は、大字田園に同じ。

### 大字 高藏寺

本地は古來大烏郡に屬し、もと陶器莊の内にして高藏村と呼びしが、高藏寺のあるより後高藏寺村と改む。舊陶器莊の地は舊史に見ゆる陶邑すゐにして往古此の地に於て陶器を作りしより陶器の稱起りしものならん。舊事地神本記に、大己貴神天羽車大鷲に乗り、節度縣節度は當に茅に作るべしに下り行きて、大陶祇女子活玉依姫を娶りて妻と爲す云々と見ゆる大陶祇の居りし所にして、復た日本書記崇神天皇七年二月の條に、茅渟縣陶邑に於て太田々根子命を得て之を貢ると見ゆる太田々根子命の居りし所なり。太田々根子命は大己貴神九世の孫にして、崇神天皇の御宇詔に應じ、出で、惡疫を鎮し、幾多の蒼生を



濟ひて宸襟を安じ給ひし神なり。古くより其の住民陶器を作りて業とせしかば、三代實錄にも、貞觀元年今の大字深坂の内なる陶山を、河内・和泉の兩國にて争ひしことも見え、今は其のこと絶えてなきも、高藏寺附近は行基の初めて陶器焼を民に教へし所なりと傳へ、往々陶器を掘出すことありといふ。然れども其の此の地に陶器を作りしことは、行基時代よりも遙の昔にありしものならん。

舊事地神本紀

大己貴神乘天羽車大鷲而覓妻稱下、下行於節渡縣、娶大陶祇女子活玉依姬爲妻、往來之時人非所知而密往來之間、女爲妊身之時、父母疑惟問曰、誰人來耶、女子答曰、神人裝來自屋上零人來座共覆臥耳、爾時父母忽欲察顯、續麻作綜以針鉤係神人短裳而、明日隨係尋覓起自鑑穴經節渡山入吉野山留三諸山、當知大神、則見其綜遺只有三管、號三輪山謂大三輪神社矣、

日本書紀

崇神天皇七年春二月丁丑朔辛卯、詔曰、昔我皇祖大啓鴻基、其後聖業逾高王風傳盛、不意今當朕世數有災害、恐朝無善政、取咎於神祇耶、蓋命神龜以極致災之所由也、於是天皇乃幸于神淺茅原而、會八十萬神以卜問之、是時神明憑倭迹迹日百襲姬命曰、天皇何憂國之不治也、若能敬祭我者必富自平矣、天皇問曰、教如此者誰神也、答曰、我是倭國域內所居神名爲大物主神、時得神語隨教祭祀、然於事無驗、天皇乃沐浴齋戒淨殿內而祈之曰、朕禮神尙未盡耶、何不享之甚也、冀亦夢教之以畢神恩、是夜夢有一貴人、對立殿戶自稱大物主神曰、天皇勿復爲愁國之不治、是吾意也、若以吾兒大田々根子令祭吾者則立平矣、亦有海外之國自當歸伏、秋八月癸卯朔己酉、倭迹迹神淺茅原日妙姬、穗積臣遠祖大木口宿禰、伊勢麻績君三人共同夢而奏言、昨夜之夢有一貴人誨曰、以大田々根子命爲祭大物主大神之主、亦以市磯長尾市爲祭倭國魂神主、必天下太平矣、天皇得夢辭益歡於心、布告天下衆大田々根子、即於茅渟縣陶邑得大田々根子而貢之、天皇即親臨于神淺茅原、會諸王卿及八十諸部而問大田々根子曰、汝其誰子、對曰、父曰大物主大神、母曰活玉依媛、陶津耳之女、亦云奇日方天日万武茅渟祇女也、天皇曰、朕當榮樂、乃卜使物部連祖伊香色

雄爲神班物者吉之、又卜使祭他神不吉、十一月丁卯、命伊香色雄而以物部八十手所作祭神之物、即以大田々根子爲祭大物主大神之主、又以長尾市爲祭倭大國魂神之王、然後下祭他神吉焉、便別祭八十萬群神、仍定大社・國社及神地神戶、於是疫病始息、國內漸謐、五穀既成百姓饒之、

古事記

崇神天皇の段、此天皇之御世疫病多起人民死爲盡、爾天皇愁歎而座神牀之夜、大物主大神顯於御夢曰、是我之御心、故以意富多多泥古而令祭我御前者、神氣不起國安平、是以驅使班于四方、求謂意富多多泥古人之時、於河內之美努村見得其人貢進、爾天皇問賜之汝者誰子也、答曰、僕者大物主大神娶陶津耳命之女活玉依媛實生子、名櫛御方命之子飯肩巢見命之子、建瓊植命之子、僕意富多多泥古自、於是天皇大歡以詔之天下平民榮、即以意富多多泥古命爲神主而、於御諸山拜祭意富美和之大神前、

人類學會雜誌

陶器莊は大鳥郡の東偏に在り、丘陵起伏するもの稱して陶器山陶山と云ひ、其衆水の深坂村に會するもの之を陶器溪と云ふ、莊内到處土器鉄片の散亂せざるはなく、其數多なる貝塚土器の比にあらず、殊に高藏寺村宇道祖神山其他所々にかまあと稱する處あり、是實に古代製陶の遺跡にして、謂はゆる朝鮮土器・祝部土器等此に混交錯雜して遺れり、之によりて見るに、朝鮮土器と祝部土器は同時に同所に於て製造せられたり、但し朝鮮土器は概して大なる器物たりしならん、且其實の頗る堅緻なるより察すれば、即牢固を要する日用の器具に供し、祝部土器は祭器として造られ、又時々高杯の如きものなきにあらざれども、概して巨大ならざる日用の器具として造られ、或は之に飲食物を盛り、又之に依りて液料を飲みしならん、此等の土器は世に増行基の創造に出るものなりとし、呼で行基焼と稱せり、高藏寺は行基の創造する處なれど、其寺應仁の兵燹に罹り、記録之なし、蓋河・泉二州製陶の業は、其源猶頗る多く、行基以前にありしならん、元來祝部とは祭器の謂にして、忌鏡いはいに作るか正とす、朝鮮土器と云ふは、近日人類學會々員創唱の語にて、歐人中にはコリアンポッターの語あるに由る、畢竟其朝鮮式に倣て造るより斯く呼べるものなる可し、甚妥當ならず、



高藏寺は字陶山にあり、眞言宗金剛峯寺末にして薬師如來を本尊とす。文武天皇の慶雲二年僧正行基の開基にして、修惠寺又は大修惠山寺と稱す、修惠は陶の和訓なり。此の地は古の茅渚縣の陶邑なるを以て、其の和訓を採りて寺名となせしものならん。本尊は行基の自作なりと傳ふ。縁起に依れば、行基勅を奉じて七堂伽藍を建て、四十九院を有し、朱印地を下賜せられて鎮護國家の道場と定め、歴代の勅願所たりしが、弘仁年中に至り、弘法大師來り大日如來の像を刻して寶塔を建つ、今の大日堂のある所は即ち其の舊蹟なり。後寛仁年中惠心僧都參籠し、阿彌陀如來の像千軀を刻みて安じ、世に之を高藏千體佛といへり。寺運極めて隆盛にして、高倉天皇の御宇に高藏寺と改め、爾後幾多の星霜を経て漸次衰微し、加ふるに應仁の兵亂・永正の震災に罹り、ついで天正に至り殘餘の堂宇・歴代の記録及び古文書類を悉く燒燼し、同年間眞海和尚具に苦楚を嘗めて中興し、以て稍舊觀に復するを得たるもの即ち現今の金堂是れなり。徳川時代に至り領主小出氏は廟墓を山内に置き、田地を寄進し、租を免じ、堂塔を營み、以て大に興隆を圖り、明治維新には尙十院を存せしも、後減じて三院となり、今は僅に寶積院を存するのみ。境内は六千七百五拾坪を有し、巨樹大木翁鬱せり。裡に金堂・茶所・釣鐘堂・大日堂・聖天堂・藤木辨天堂・御影堂・二十五菩薩堂・菩薩堂等相並び、清淨閑寂一塵なし。什寶に古鏡水天尊畫像・法起菩薩畫像・伽藍古繪圖等を存す。寺の西北五六町に龍王堂・僧都松あり、東方六七町の山上に梵字芝あり。僧都松は惠心僧都手植の松と傳へ、梵字ヶ芝は東陶器村大字岩室に

屬し、已に同村同大字の條に記せしが如くにして、人に奇とせらる。尙當寺の十二勝といへるあり、左の如し。

福塚櫻狩 錢池荷花 寶積明月 須彌閣雲 寺山殘陶 龍祠古碑  
 金堂曉雪 茶寮夜雨 梵字草痕 僧都松影 茗嶺香蕈 飯溪嫩筍

高藏寺の西北に御茶屋山あり、一に龍宮塚といふ。大字深坂に飛地となる。山に彌須亭の址あり、頗る眺望に富みて、林羅山の陶器十景を賦せし所なり。

羅山詩集 小出有宗君食邑泉州陶器、水陸之佳景甚蕃、擇其尤者以爲十題、屢讀余賦之、不得已綴長短歌十篇以應其求、若或其  
 中似樂府則恐僭於諷諭耶、遂書以賜焉、

金剛山上雲如影 千磐放壘凍雨垂 疎疎露霽半作雪 瓊粉玉屑旣搗筵 初疑霜隕滿沙池 漸怪露散碎瑤瑤  
 若匪琪樹風前白 定是櫻花開不遲 雖待村梅一枝早 應遇林間夜月奇 天工不藉丹青手 描出此景與此時  
 想昔橘姓南木氏 忠肝義氣換嶮巖 水潑鐵衣寒徹骨 一片菊水正正旗 巨寇環攻不克拔 卽墨玉壁莫問誰  
 軍謀密策鳴今古 東兵輻重皆與屍 建武天子中興日 功與山肩高相差 英雄一去不復返 此山岩岩屹在茲  
 祇今闔國承平久 雪爲豐年復何疑

淡路 殘月

南海水面生一瀉 桑城最初淡路洲 渾沌氣洩神頭露 滴滴凝結億萬秋 今夜金盆映波浪 天光雲影照雙眸



應是玉兔出岩窟 可惜王母鏡欲收 吾聞乾坤生諸子 此鳥元是同胞胚 錦繡忽被曉風脫 垣鐵浴後向西流 住吉松間誰眺望 爭如身裡十二樓

萬松風聲

北野千株十倍加 青圍翠繞陸爲霖 木公木靈物 呂政妄授爵 歲寒亭亭立 秦指不污著 此時天下銷鋒鏑 獨有蒼髯戟交錯 千年四時色舊青 今如昨 鐵皮爲針葉 漢祖返魂魄 躍化蚯蚓 腥血染其鏢 霜露洗秦垢 大風有歌聲 初聞蕭蕭然 五絃疎韻 落漸覺如鳴咽 又如羹沸護 忽似狂怒濤 觸石走澗壑 細細起蘋末 颼颼颼樹聲 未過飛揚雲 入松地鎖搏 鳴之者誰使然乎 非金非石非常響 我耳往耶聲來耶 無心度曲敲寂寞 對此聊亦傳奇響 羽客步虛來騎鶴

江上漁火

泉南江上海潮通 羣鱗浮沈西又東 鱧鮪鱖鱣野動 夜來傍岩有漁翁 宿處欲捕海邊蓼 愁眠相對橋畔楓 運水甕裏燒楚竹 餘焰冷淡一破篷 點點小星流岸泊 熒熒孤螢落蒲叢 豈想蚌胎隨月耀 何爲魚眼射波紅 不啻鮪油映饑食 疑是龍火瀉燈缸 曾聞和尙偷擔甕 未逢啼鴉嚇非熊 水濱若答樵夫門 須談王道世間公

斜日片帆

東吳 外日將西 萬里風帆一葉齊 不知解纜是奚自 可見下壺到岸堤 鯤躍北溟在窮髮 蠻產南交爲雕題 蒼波百丈與天接 紅雲三鳥使人迷 浩蕩渺渺晚潮急 舟子負負幾高低 黃牛白狗經歷外 豈有如山長鯨鯢 逆施倒行莫誤舵 歸來依然舊夫妻

炭竈孤煙

記得白傳新樂府 賣炭老翁奈風雨 欲採薪材季秋天 深山伐木腰鋤斧 馱歸負來人馬牛 束縛布陳入甕戶 戶有翁婆及僕奴 黑面爛手穿藍襖 天地爐裏一陰陽 北出紅鱗與白虎 火候已過得烏銀 唯要寒時善價沽 韋莊慳心秤可鑿 誰讓吳邦吞不吐 寸灰淒淒纔有星 片烟裊裊自如縷 依倚墨子突不黔 髣髴孫臏滅其數 春雲繚繞匹段細 暮山紫淺敗素粗 太平有象似有炊 猶殘博山一穗炷 望中杳靄霧非霧 我願比屛民吹煦

秋天來雁

陽鳥攸居惟彭蠡 飛來仲秋明月底 一夜林栖見羽毛 千里遊人垂淚涕 在北在南何無信 爲主爲奴如有禮 銜蘆既知避戈矟 曠苔豈必謀稻米 故鄉安穩塞外雲 家書元是萬金抵 猶記二蘇風雨床 對影怡怡友兄弟

池塘春水

瑤池蟠桃昏尚含 昆明奮淪湛如藍 四時就中春深好 白鷗浴漾又淡淡 湖邊梅屋更何覓 曉夜月樓先可探 垂柳籠煙十里絲 稚竹潤色三千簪 華萼相輝長日浴 桑榆猶映七星淵 淘沙平處見睡鴨 逐水曲時舞征驂 杖曳石髮高低路 穀生波紋來往風 最憐芳艸屬謝五 相像株松期鄭三 樹影常浮早午晚 萍水相遇東西南 唯知鯉雙與鴻一 未見鸞簿無黿參 君不見涇湫善女龍有角有尾躍春潭 又不見古人牽沼園 與民共同樂仁風和氣德廣覃

編戶壤歌

王登宮殿野老歌 所歌盈耳歡聲多 拳拳服膺如有德 熙熙鼓舞更無它 雞犬相聞不來往 粒鮮共食豈偏頗 祇緣日做墾壤去 勿謂今奈結繩何 葛天浩唱雖世遠 陶唐成功使人和 遂使天下謳歌舜 固有揖讓無干戈

古寺晚鐘







社は明治四十年十二月二十五日久世村大字和田の郷社多治速比賣神社に合祀せられしを以て、大正四年五月其の舊境内の一部を開墾したるに、祝部土器を出せしといふ。

渡邊氏陣屋の址

渡邊氏陣屋の址は字陣屋敷にあり、面積約貳町貳反歩なり。寛文元年渡邊丹後守吉綱移封せられて武州松山より來り、其の子丹後守方綱・方綱の子同基綱の享保十二年伯太村の營所に移れるまでの間、同氏の駐營せし所なり。

本地は寛文元年より渡邊丹後守吉綱の領地となり、同氏世襲して同丹後守章綱に至り、明治二年六月上地せり、依て伯太藩の支配に移り、同四年七月十四日伯太縣に改まり、同年十一月二十二日堺縣の管轄となる。而して同縣區畫の制定あるに及び、同五年二月和泉國第六區に屬し、同七年一月二十二日第二大區三小區に改まり、同年四月十三日其の二番組に入り、同九年十二月七日番組廢せられて單に第二大區三小區となり、同十三年四月十四日湊郡役所部内となり、同月二十三日第四聯合に屬し、同十四年二月七日大阪府の管轄に轉じ、翌三月五日聯合を離れて一村獨立し、同十七年七月一日第十二戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

### 大字 太平寺

本地は古來大鳥郡に屬し、もと上神郷の内にして太平寺村と稱す、村名は太平寺の名に因り。字地に鴨田といへるあり、和泉志村里の條に「太平寺屬邑一」と記せるは、此の字地を指せるものならん。

太平寺は字中脇にあり、安國山と號し、眞言宗金剛峯寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。緣起に依れば、僧正行基の開創にして、應永年中萬崎長者の尼、金堂・護摩堂・多寶塔を再建せりといふ。其の後の沿革は詳ならず。往時は諸堂巍然として輪奐の美を極めたりしも、世の推移と共に衰微して、盛時の偉觀は残れる舊礎のみ之を語り、今は僅に壹百九拾五坪の境内に、本堂・庫裏・經藏及び鐘樓を存するのみ。鐘樓には「阿州勝浦莊多奈思山寺之鐘、元弘三年癸酉五月二十五日鑄」と鐫せる鐘ありて和泉志にも載せられ、古老の傳ふる所に依れば、紀州根來征伐の際阿波人の持ち來りて戰陣用に供したるものなりしが、戰終りて歸國せる時、當寺に捨て置きたるものなりしと。後果して文化年間に至り、阿波の恩山寺より其の返還を照會し來りしを以て、代品を納めしめて之を返還せり、故に今掲ぐるものは其の代品なり。當時恩山寺より當寺住職及び檀家宛に入れし書面あり、左の如し。

#### 半鐘一札之事

泉嘉大鳥郡仁王谷太平寺村安國山太平寺往古有來之半鐘、此度阿州母養山恩山寺に所望御座候故段々御頼申上候所、貴寺並御村中様御相談被成下候御頼申候通御評定御極られし上、上古半鐘拙寺え申請置奉存候、右に付貴寺月次御入用之半鐘に御座



候故、貴寺御望之半鐘冊寺を相求如元掛替相渡申候、依前已後何等之義も毛頭申聞敷候、爲後日壹札如件、

文化三寅年六月十六日

阿州勝浦郡田野村 恩山寺 印

惣檀家代 幸 助 印

太平寺法印宥慈師

御檀家衆中

鴨田神社の  
址

鴨田神社の址は西方字鴨田にあり。社は延喜式内の神社にして加茂別雷神を祀り、俗に住吉神といひ、本地の産土神にして明治五年村社に列し來りしも、同四十一年一月十三日久世村大字和田の多治速比賣神社に合祀せられて今はなし。

本地の領主及び區畫の變遷は、大字大庭寺に同じ。

### 大字 小代

本地は古來大鳥郡に屬し、もと上神郷の内にして小代村と稱す。字地に初坂といへるあり。

常念寺は字北條にあり、紫雲山と號し、眞言宗金剛峯寺末にして地藏菩薩を本尊とす。創立の年月は詳ならず。境内は壹百七拾八坪を有し、本堂のみを存す。

本地の領主及び區畫の變遷は、大字大庭寺に同じ。

常念寺

### 大字 野々井

本地は古來大鳥郡に屬し、もと和田郷の内にして野々井村と稱す。

西性寺は字堂の前にあり、醫王山と號し、眞言宗高野派蓮華定院末にして藥師如來を本尊とす。創立の年月は詳ならず。境内は貳百貳拾壹坪を有し、本堂・庫裏を存す。

本地は元祿元年より牧野備前守の領地たりしが、寶永三年久世大和守の領地となり、同氏世襲して大和守廣業に至り、明治二年二月十二日上地を命せられて堺縣の管轄に轉ず。而して其の後の管轄及び區畫の變遷は、明治七年四月十三日第二大區三小區内の一番組に入りたるの外は、大字大庭寺に同じ。

西性寺

### 大字 三木閉

本地は從來の地誌に其の名見えず、本地の舊家たる山崎家の傳ふる所に依れば、同家はもと今の上神谷村大字豊田の小谷氏に屬せしが、元祿年間本地に移住して新地を開墾し、初めて部落を爲すに至りしといふ。三木閉は本地從來の地名ならん。新開地にして水利に乏しかば、天保年間野澤龜之助なるもの衆議を排して溜池を築き、以て水利に便せしは今の巳之池是れなり。池は東南にありて東

巳の池



西四百六拾貳間・南北貳百間、周圍は五百四拾參間なり。

本地の領主及び區畫の變遷は、大字大庭寺に同じ。

大字	石高	明治八年改正 有租地反別	明治九年一月 一日現在人口	町村制施行 當時の反別	町村制施行 當時の人口	大正元年七月 末日現在人口	大正九年十月 一日國勢調査の人口
大庭寺	五七・六四五	四三・九三五	三六九	六・七六八	三三三		
太平寺	四一五・八九四	三〇・〇三〇	三〇九	五・三〇六	三三三		
小代	三六一・〇〇〇	二九・四八三	二三八	四・五三九	二七四		
野々井	四〇九・四二〇	三九・〇〇三	二二三	九四・九二五	三三五		
三木閉	一六三・四五四	二四・七二五	一八一	二六・五〇五	一七九		
計	一、九七五・五九三	二二五・一八六	一、一八九〇	二九・一〇三	一、四四二	一、五三五	一、五五八

### 第二十一項 上神谷村

本村は明治二十七年十一月十日、中上神村・南上神村の兩村を合併して一村を設け、上神谷村と名づけたるものにして、其の舊中上神村及び南上神村の兩村は、是より先明治二十二年四月一日町村制の施行に際し、片藏・豊田・田中・梅の四ヶ村は、其の當時に於ける同一戸長役場の所轄區域にして、地形民情共に合併するを便とするを以て、其の區域に依りて一村を設け、舊上神郷の中部に位置せる

に依り、其の意を探りて中上神村と名づけ、また富藏・釜室・畑・逆瀬川・鉢ヶ峯寺の五ヶ村も、同く其の當時に於ける同一戸長役場の所轄區域にして、地形民情共に合併するを便とするを以て、其の區域に依りて一村を設け、舊上神郷の南部に位置せるに依り、其の意を探りて南上神村と名づけ、從來の各村は所屬兩村の大字となり來りしも、其の地形民情の上に於て自治の目的を達するには、分立するの不利なるを認めてかくは一村となり、舊に依りて大鳥郡所屬たりしも、明治二十九年四月一日泉北郡に屬す。

### 大字 片藏

本地は古來大鳥郡に屬し、もと上神郷の内にして片藏村と稱す。一に片倉村に作れり。傳へいふ、櫻井神社の東に怪松あり、故に此の邊を若松莊といふと。同社所藏中村座記録の卷軸にも、若松莊と記せられ、該記録は後村上天皇正平六年以來の記事なれば、本地附近は往時若松莊と呼びし所ならん。

櫻井神社は字櫻井にあり、延喜式内の神社にして應神天皇・仲哀天皇・神功皇后を祀れり。社傳に依れば、推古天皇の五年八月八日神此の地に示現し給ひしかば、郷民喜びて神祠を建て、直に之を祀りしに、龜乙と稱する老翁忽然現れ、三柱の神像を刻み終りて復た忽然其の姿を失せりと。今の境外林中なる龜塚は、即ち其の址に土を封じたるものなりと傳ふ。爾來社頭頗る莊嚴を極めしも、天正年

櫻井神社



中に至り根來寺の僧兵に焼かれて久く假殿のまゝなりしが、今の社殿は明治十四年の造營なり。神階は國內神名帳に従五位上と記せり。明治六年郷社に列し、同四十年一月神饌幣帛料供進社に指定せられ、同年十二月二十六日本地字江栗東の村社菅原神社(菅原)・大字逆瀬川字宮谷の同神明神社(天照)・同大字々奥脇の同玉柱屋神社(不詳)・大字富藏字妙見原の同稻荷神社(保食)・大字畑字引の上の同市杵島神社(市杵島)・大字豊田字八坂の無格社八坂神社(須佐之男命)・大字田中字岡田の村社菅原神社(菅原)・同四十一年三月五日大字畑字勘田の同八幡神社(譽田)・同四十三年一月二十八日大字榎字奥井戸の同山の井神社(不詳)・同年二月十四日大字鉢ヶ峯寺の同國神社(天照皇)を合祀せり。合祀社中に於ける山の井神社及び國神社は、共に延喜式内の舊社にして、國內神名帳には山の井神社を従五位上・國神社を従五位下と記せり。境内は貳千四百四拾參坪を有し、本殿・拜殿・幣殿・神饌所・舞臺・神輿庫・神樂所・繪馬所・神庫・社務所・納家・浴室・門等相連り、拜殿は桁行五間・梁間參間、單層屋根切妻造本瓦葺にして、大正六年四月五日特別保護建造物となる。末社に高良社・武内社・若宮社・春日社・住吉社・神明社・多賀社・菅原社・市杵島社・稻荷社・降臨石社等あり。樹木は四方を圍みて細流之を繞り、門前の馬場前は坦路一線、左右の兩側に老松偃蹇せり。境外に櫻井あり、社名は之に因のりといふ。氏地は本地及び豊田・田中・榎・富藏・釜室・畑・逆瀬川・鉢ヶ峯寺・大庭寺・太平寺・小代・野々井・三木閉・和田・大森・上・別所・檜尾の舊十九ヶ村に亘りしも、今は本村及び北上神村の全部なり。例祭

は陰曆八月十五日なりしも、改められて陽曆十月五日となる。

金福寺

金福寺は字中井にあり、眞言宗金剛峯寺末にして地藏菩薩を本尊とす。創立の年月は詳ならず。境内は壹百九拾八坪を有し、本堂・庫裏・門を存す。

本地は元和三年より根來大納言盛重の領地となり、寛永十九年石川土佐守の支配に移り、寛文元年渡邊丹後守の領地となり、同氏世襲して丹後守章綱に至り、明治二年六月上地せり、依て伯太藩の支配に移り、同四年七月十四日伯太縣に改まり、同年十一月二十二日堺縣の管轄に轉ず。而して同縣區畫の制定あるに及び、同五年二月和泉國第六區に屬し、同七年一月二十二日第二大區二小區に改まり、同年四月十三日其の九番組に入り、同九年十二月七日番組廢せられて單に第二大區二小區となり、同十三年四月十四日湊郡役所部内となり、同月二十三日第三聯合に屬し、同十四年二月七日大阪府の管轄に轉じ、翌三月五日聯合を離れて一村獨立し、同十七年七月一日第十四戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

大字豊田

本地は古來大鳥郡に屬し、もと上神郷の内にして豊田村と稱す。もと榎村と同村たりしも、分村の年月は詳ならず。字地に多米といへるあり、和泉志村里の條に「豊田屬邑一」と記せるは、此の字地



福徳寺

小谷城址

東山城址  
西山城址

を指せるものならん。

福徳寺は字八坂にあり、醫王山と號し、眞言宗金剛峯寺末にして藥師如來を本尊とす。創立の年月は詳ならず。境内は參百九拾七坪を有し、本堂・後堂・庫裏を存す。外に行者堂あり。

小谷城の址は、上神谷街道の東に沿へる小谷山の半腹にありて、小谷貞次郎氏の邸地即ち是れなり。又東山城の址は其の東南にありて城山といへり。兩城は大字梅の城山にありし西山城と併せて鼎城と呼ばれ、小谷氏の據りし所にして、小谷貞次郎氏は其の裔なり。同氏の家譜に依れば、平頼盛の男河内守保盛の子僧都心圓は、頼朝の歸依する所となりて當上神郷を領せしが、其の弟頼晴は當郷名に因みて上神左近將監政員と改稱し、建久七年東山城を築きて之に住み、東殿と稱して當國の大鳥郡・和泉郡、河内國の錦部郡・丹南郡、攝津國の武庫郡・菟原郡・住吉郡を所領せり、之を小谷氏の初代とす。五代四郎政有に至り、寛喜三年小谷城を築きて小谷殿と稱し、九代權之進則常は元徳年中宮方に屬して笠置に戰歿し、十一代常儀は仁和右京亮といひ、梅村に西山城を築きて西殿と稱し、氏神櫻井神社中村座の退轉せるを慨きて之を復興し、且社頭の頽廢せるを歎じて之を建營し、同族は三城に據守して勢威を振ひしが、十三代政貞は明徳年中京都内野の合戰に功ありて義滿の感狀を得、十九代正鏹に至りて初めて小谷を姓と爲し、二十二代小谷甚八郎政種に至りて三好氏と抗しけるに、元龜二年八月三好の軍將一宮長門守の家來木村肥前の攻むる所となりて、本地の長峯山に討死せしかば、東山・

西山・小谷の三城とも陥落して、舊記等も多く散亡せしといふ。當時三好方の陣鐘は小谷方の奪ふ所となり、櫻井神社の釣鐘となりて永く戰役の記念物となり來りしも、明治維新後の神佛分離に際し、社僧に賣却せられて今はなし。城を鼎城と呼びしは、三城鼎立して緩急相助けしを以て、時人に唱へられしものなりとなん。東山城は今も奥の天守臺・口の天守臺等の跡を残して當時の形を存し、西山城址は何等の見るべきものなきも、遺臣は城山講を設け城主の靈を祭りて今に繼續せり。又小谷城址は前記の如く小谷氏の邸地となり、邸は落城後に設けられ、今の本宅は元和三年の建築なりと傳ふ。高爽の域にありて眺望の景に富めるのみならず、豪族として舊家として連綿此に住せるを以て、結構宏壯にして小城郭の觀を呈し、老松は四圍に亭立し、庭園清麗、蓋し泉北の名邸なり。(城址調査の爲め本訪ひ、同氏の厄介となりて邸裏に一泊せしは、大正八年二月十七日なり)

感 状

和泉國 御家人

當五日於攝津國山田戰場、林赤兵衛・山川新右衛門・三田綱九郎・第九郎三郎・中村新兵衛・桑原久井之助・貴殿始各古今無比類勸令感候、歸國已後宜執達狀如件、

永祿四年十月廿二日

松山 新介

橘 長 澄 花押

神谷甚八郎政權殿(政權とす)

第三篇 國都市町村志

第三章 和泉國

第二節 泉北郡 上神谷村

四七三



秀吉の書面(天正九年秀吉河州天野山へ登山の報、小名郡長太夫案内を爲し、地蔵院にて神樂次第法儀院流の體を繪圖に入れたるに、御感ありて讀みされたるものなり)

十ひやうくまにとらせ候間、たしかにわたし可申なり、

天正九 十月廿九日

ひ て 吉花押

長太夫殿

本地の領主及び區畫の變遷は、明治十三年四月二十三日第四聯合に屬したるの外は、大字片藏に同じ。

### 大字富藏

本地は古來大鳥郡に屬し、もと上神郷の内にして富藏村と稱す。

感應寺は東方字妙見原にあり、妙見山と號し、日蓮宗妙國寺末にして釋迦牟尼佛を本尊とす。寺傳にいふ、孝徳天皇の大化元年法道仙人妙見山の半腹に來りて、大乘法華經を誦せしに、北辰星一童子に化現して曰く、我が示現の形を後世に傳へ、以て佛法深妙の法を擁護せば、衆生の祈る所空しからずと。仙人乃ち一刀三禮して其の像を刻み、之を小祠に安せしが、後星霜を経て明應元年に至り、地主某及び堺の人鋸屋某靈夢に感じて、堺市妙國寺の八世日俊上人を請じて一字を建て、像を寺内に移せしもの即ち當寺なりと。爾來尊星降臨の靈場となり、七難即滅七福即生の應驗四方に傳はり、能勢

感應寺

藥師寺

の妙見を凌ぐの勢をなせしも、萬治三年火災に罹りて焼失し、明治維新後に至りて荒廢せしに、今は復た漸く舊に復して賽者多し。世には富藏の妙見と呼びて、寺名を知るもの少し。境内は壹千參拾坪を有し、本堂兼庫裏・茶所・納家を存す。

藥師寺は字中垣外にあり、眞言宗金剛峯寺末にして藥師如來を本尊とす。創立の年月は詳ならず。境内は壹百四拾四坪を有し、本堂・庫裏を存す。外に地藏堂あり。

本地の領主及び區畫の變遷は、明治十七年七月一日第十五戸長役場の管理區域に入りたるの外は、大字片藏に同じ。

### 大字釜室

本地は古來大鳥郡に屬し、もと上神郷の内にして釜室村と稱す。

本地の領主及び區畫の變遷は、明治十七年七月一日第十五戸長役場の管理區域に入りたるの外は、大字片藏に同じ。

### 大字畑

本地は古來大鳥郡に屬し、もと上神郷の内にして畑村と稱す。字地に引野といへるあり、和泉志村



里の條に「畑屬邑一」と記せるは、此の字地を指せるものならん。

松林庵は字樟の木にあり、慈眼山と號し、眞言宗金剛峯寺末にして觀世音を本尊とす。貞享三年閏三月の創立、智達の開基なり。境内は貳百拾七坪を有し、本堂兼庫裏を存す。

寶光庵は字南にあり、眞言宗金剛峯寺末にして地藏菩薩を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は壹百七拾壹坪を有し、本堂・庫裏・土藏・納屋を存す。

本地の領主及び區畫の變遷は、明治十七年七月一日第十五戸長役場の管理區域に入りたるの外は、大字片藏に同じ。

### 大字 逆瀬川

本地は古來大鳥郡に屬し、もと上神郷の内にして逆瀬川村と稱す。

本地の領主及び區畫の變遷は、明治十七年七月一日第十五戸長役場の管理區域に入りたるの外は、大字片藏に同じ。

### 大字 田中

本地は古來大鳥郡に屬し、もと上神郷の内にして田中村と稱す。字地に藤浪・明所といへるあり。

### 西方寺

西方寺は字播法にあり、上生山と號し、眞言宗金剛峯寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。創立の年月は詳ならず。境内は貳百六拾參坪を有し、本堂・庫裏を存す。

本地は元和二年より石川土佐守の支配たりしが、正保元年渡邊丹後守の領地となり、同氏世襲して同丹後守章綱に至り、明治二年六月上地せり、依て伯太藩の支配に移り、同四年七月十四日伯太縣に改まり、同年十一月二十二日堺縣の管轄に轉ず。而して同縣區畫の制定あるに及び、同五年二月和泉國第六區に屬し、同七年一月二十二日第二大區三小區に改まり、同年四月十三日其の三番組に入り、同九年十二月七日番組廢せられて單に第二大區三小區となり、同十三年四月十四日湊郡役所部内となり、同月二十三日第四聯合に屬し、同十四年二月七日大阪府の管轄に轉じ、翌三月五日聯合を離れて一村獨立し、同十七年七月一日第十四戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

### 大字 楯

本地は古來大鳥郡に屬し、もと上神郷の内にして楯村と稱す。豊田村と同村たりしも、分村の年月は詳ならず。

### 山の井神社の址

山の井神社の址は南方字奥井戸にあり。社は延喜式内の舊社なれども、祭神は詳ならず。往時は山



山の井  
天神の松

の井寺といへる宮寺ありしといふ。明治五年村社に列し、同四十三年一月二十八日大字片藏の郷社櫻井神社に合祀せられて今はなきも、山の井は今に残りて清冷掬すべし。又老松あり、俗に天神の松といへるは、山の井神社を天神と呼びしに依る。松は千有餘年の星霜を凌げるものにて、幹圍參丈餘に及び、針葉鬱蒼として碧空を摩し、枝梢偃蹇盤屈して舊神域の過半を覆へるは珍なり。

本地は寶永三年より久世大和守の領地となり、同氏世襲して大和守廣業に至り、明治二年二月十二日上地を命せられて堺縣の管轄となる。而して其の後の管轄及び區畫の變遷は、大字田中と同じ。

### 大字鉢ヶ峯寺

本地は古來大鳥郡に屬し、もと上神郷の内にして鉢ヶ峯寺村と稱す。村名は鉢ヶ峯寺に因り。舊郷名は和名抄に「大鳥郡上神加藤郡」と見え、郷は上條・下條に分れ、大字豊田小谷氏所藏文祿三年霜月十日小出播磨守より小谷太夫に宛てたる書面にも見ゆる所なれども、今其の區域は明ならず。國神社の縁起に見ゆる神郷みづのきとは本地にして、姓氏錄和泉國神別に「神直、神魂命五世孫生玉兄日子命之後也」と見ゆる神氏も、本地に住せしより神を姓となし、郷名も此の神郷より起り、其の上三輪かざみわと訓せるは、泉州志にいへるが如く大和の三輪に對したるものならん。今の爾和にのと訓するは、美和みのの轉なり。

鉢ヶ峯は東方にあり、一に襲峯といひ、小倉峯又は上野峯ともいふ。山上は國神社の鎮座せし所なり。

鉢ヶ峯  
舊國神社

り。社は延喜式内の神社にして天照大神を祀り、明治五年村社に列したりしが、同四十三年二月大字片藏の櫻井神社に合祀せられて今はなきも、大鳥五社中に祀れる天照大神も、當社より移り給ひしが如くに見ゆる舊社なり。即ち其の縁起に依れば、垂仁天皇八年天照大神鳳凰と化して、此の襲峯に降り給ひしかば、皇子登臨して其の化迹を禮拜し給ひしを以て神郷みづのきとといひ、景行天皇二十四年神託に依り、武内宿禰に命じて社殿を營ましめ給ひ、同五十五年神鳳千種森に移る、今の大鳥の社は是れなりと。神鳳の千種森に移りしといへるは、大鳥明神並神鳳寺縁起に、天照大神の化し給ひし神鳳遊化の所なりといへるものに似て、其の祀られたる大鳥社は、大鳥神社の中宮たる大鳥美波比神社なるべきは、已に大鳥神社の條に記せし所の如し。當社はかく天照大神を祭神とせしも、其の社名を國神社といへるに就て聯想するは、大己貴命即ち大國主命なり。大國主命は天羽車大鷲に乗りて妻妾を覓め、茅渟縣に行きて大陶祇の女活玉依姬を娶りて妻となし給ひしこと見え、其の大陶祇の居りし所は本地に近き陶器莊即ち古の陶邑なれば、此の地は同大國主命の天降りあめふりの所なるを以て、大和の三輪と同名なる神郷の稱起り、大國主命を祀りて國神社の名を爲せしも、後天照大神を配祀するに及びて大國主命の祭神たりしことを忘れ、單に大國主命に因める此の社名のみを残せしものにはあらざるか。泉州志にも此の鉢峯は陶邑に近ければ、大己貴命の天羽車大鷲に乗りて天降りし地にして、後垂仁天皇の御宇天照大神を合祭せしものかと記して之を疑へり。暫く記して後賢の研究を俟つ。



社址に隣りて法道寺あり、鉢峯山閑谷院と號し、俗に鉢ヶ峯寺と呼ぶ。もと長福寺と稱せしが、明治五年十一月眞言宗高野山金剛峯寺の末となりしと同時に、今の寺名に改めらる。本尊は藥師如來にして、脇檀に日光・月光・十二神將を置けり。寺傳に依れば、天武天皇の白鳳十一年法道仙人の開創なり。仙人はもと天竺の人にして本朝に來り、播州法華山にありて法華經を誦し、密觀を修し、持する所のものは僅に千手大悲の銅佛像と佛舍利寶鉢とのみなりしが、一時此の山に來りて當寺を建立し、常に鉢を虚空に飛ばして供を受く、人以て奇となし、竟に山を鉢ヶ峯と號すと。代々勅願所にして、古は四十九院を有し、幾多の寶塔伽藍檐を接し、完美を盡せし巨刹たりしも、後漸次衰頽して支坊も轉廢し、加ふるに元龜・天正の兵火に罹り、元祿の頃は十坊に減じ、幕末に至りては更に減じて七坊となり、今は僅に常眞院と塔之坊とを存するのみ。境内も亦減じて壹千貳百四坪となる。然れども尙本堂・食堂・多寶塔・總門の外に大師堂を存す。殊に多寶塔は建築の年代詳ならざれども、參間二層塔婆屋根本瓦葺にして古色蒼然、明治三十五年四月十七日特別保護建造物となる。寺寶多く、筆者不詳の涅槃像、傳張思恭筆彌陀三尊畫像、筆者不詳十二天畫像、傳慈覺大師作藥師如來座像、傳惠心僧都作觀音・勢至座像、傳空鉢仙人携帶の釋迦如來、肉牙舍利・光明皇后筆法華經等を優勝なるものとし、外に絹本着色十六羅漢圖拾六帖(第三及第五尊者に、興國七年四月修復の裏書あり)は、大正六年四月五日國寶となる。山巔に鉢塚あり、法道仙人の寶鉢を埋めし所なりといふ。

本地の領主及び區畫の變遷は、明治十七年七月一日第十五戸長役場の管理區域に入りたるの外は、大字田中と同じ。

大字	字	舊石高	明治八年改正 有租地反別	明治九年一月 一日現在人口	町村制施行 當時の反別	町村制施行 當時の人口	大正元年三月 末日現在人口	大正九年十月二日 國勢調査の人口
片	藏	四九〇・五三〇	六〇・五〇四	三六	九〇・六〇七	四三	三三	三、五三
豐	田	八九〇・九九五	四三〇・三〇八	五三	四八・三三〇	五九	五九	
田	中	四八〇・九六〇	五七・五三三	三七	二二・六〇一	四七	四七	
梅	藏	二二一・四二〇	二六・四二六	二五	五・〇三三	二六	二六	
富	藏	二五・四五〇	一七・六二七	一六	三・三三三	一八	一八	
釜	室	三六・六〇〇	三三・一三七	三九	五・五八八	三九	三九	
畑		二八〇・八〇〇	七・七九四	二六	一一・七九六	三六	三六	
逆	瀬	二四・四三〇	五・六二二	一〇	七・〇二〇	一八	一八	
鉢	ヶ	三六・八四〇	四・四四五	三三	一四・六二二	三三	三三	
峯	寺	三三三・三三五	八六・三七七	二七	一、四三・二二七	三九	三九	
計								

## 第二十二項 美木多村

本村は明治二十二年四月一日町村制の施行に際し、上村・楡尾村・大森村・別所村の四ヶ村は、其



の當時に於ける同一戸長役場の所轄區域にして、地形民情共に合併するを以て、其の區域に依りて一村を設け、其の地方はもと和田谷又は美木多の稱あるに依り、探りて美木多村と名づけ、各村は其の大字となり、舊に依りて大鳥郡所屬たりしが、明治二十九年四月一日泉北郡に屬す。

### 大字上

本地は古來大鳥郡に屬し、もと和田郷の内にして上村と稱す。舊郷名は和名抄に「大鳥郡和田<sup>郷</sup>」と載せられ、今の俗に美木多と呼べるは同韻の轉なり。姓氏録和泉國神別に、「和田連、大中臣之同祖、天兒屋根命之後也」と見ゆる和田氏の居りし所ならん。

#### 美多禰神社

美多禰神社は西北字北條にあり、延喜式内の神社にして天兒屋根命を祀れり。和田氏の其の祖神を祀りしものならん。後醍醐天皇の御宇には社頭輪奐の美を極めたる神社にして、楠氏の守護神なりしが、天正年間に至り織田氏るとき、兵亂の爲め荒廢に及びけるに、元祿元年三月和田道山楠氏の裔なるを以て之を再興し、寛保年中和田正房なるもの石燈籠壹對を寄附せりといふ。もと得泉寺といへる宮寺あり、氏子に宮座の家筋あり、其の戸主たる年長者を一老と唱へて社務を執り來りしが、明治の後に至りて寺は分離廢絶し、社は同五年村社に列し、同四十年一月神饌幣帛料供進社に指定せられ、同年九月二十三日字北條の無格社嚴島神社(市許島比賣命)・大字檜尾字半田森の同勝手神社(天之水)・大字森字

森の村社菅原神社(菅原道真)・同年十二月七日大字別所字西谷の同熊野神社(伊弉)・同大字々西山の同熊野神社(伊弉)・本地字谷田の同八幡神社(伊弉)・字イゲ山の同八坂神社(須佐之男命)を合祀せり。神域は山に靠りて壹千四百五拾四坪の廣さを有し、神殿は數十級の石磴上にありて、拜殿・神饌所及び磴下に社務所を存す。社務所は舊得生寺の舊宇なり。末社に琴平神社あり。松樹其の他の雜木は鬱蒼として社頭を覆へり。氏は從來本地及び大字檜尾なりしが、前記合祀の結果本村一圓となる。例祭は陰曆八月二十五日なりしも、改められて陽曆十月五日に行はる。

#### 放光寺

放光寺は西北字北條にあり、補陀洛山と號し、眞言宗にして千手觀音を本尊とす。もと大鳥山神鳳寺末たりしが、今は高野山金剛峯寺の末となる。寺記に依れば、天武天皇の御宇役行者初めて來り、地形の勝れたるを見、是れ末代佛法興隆の所なりとて、自ら藏王權現の像を刻して安置し、後聖武天皇の天平十八年僧行基勅命を奉じて來臨しけるに、折柄山中に瑞光あり、探りて觀音の像を感得せしかば、爾來補陀洛山放光寺と稱し、本州大鳥山神鳳寺及び河内の野中寺と五畿三曹坊の一となり、金堂・大日堂・權現堂・藏王堂・經堂等相連り、子院二十坊を存し、輪奐の美を極めたりしが、天正年中織田信長の兵燹に罹りて堂坊荒廢しけるに、慶安年中に至り、奥州秋田の僧智玄坊といへるもの、大鳥山神鳳寺快圓和尚の弟子となり、當寺に來り舊記を檢して靈場たるを知り、其の空しく荒廢せるを歎じて再興の志を起し、諸方を行脚して喜捨を募り、旁ら土豪和田家に依りて承應四年二月再建せ



り。然るに其の後住職に人を得ず、漸次荒廢し、剩へ明治維新の際所有山地は悉く上地され、寺收大に減じて維持の途なく、堂宇朽損に任せたりしかば、止むを得ず明治五年方丈・土藏・納家を殘して其の他は之を賣却し、法燈光幽かなりしに、大正元年八月七日同所なる多聞寺を合併して其の本尊毘沙門天を當寺に安置せり。境内は八百四坪にして本堂・庫裏・廊下・土藏・納屋を存す。而して當寺に合併したる多聞寺は、和田家祖先菩提の爲めに建立して毘沙門天を本尊とし、眞言宗高野山寶光院未たりしが、承應年間に於ける住職某、和田家と意思の疏通を缺きし爲め、和田家は智玄坊に力を添へ放光寺を再建して之に轉じければ、是れより寺運傾き、其の後住職に人を得ず、荒廢に任せたりしものなり。

## 城山

城山は西方にあり、高さ貳拾間・周圍凡八拾間、斑々として茅芝生せり。傳説に依れば、楠氏の一族なる和田源秀此に築きて據り、北軍に備へたりしも、北軍の攻撃に依りて遂に陥りし所なりと。今は城らしき跡を留めざれども、山麓に當りて一畝を加へんか、築城の材料らしき切石は累々として顯れ、附近には大門・馬場先谷・城の越などいへる字地を殘せり。而して和田氏の裔は、今も大字檜尾にあり。

本地は元祿元年より牧野備後守の領地たりしが、寶永三年久世大和守の領地となり、同氏世襲して同大和守廣業に至り、明治二年二月十二日上地を命せられて堺縣の管轄に轉ず。而して同縣區畫の制

定あるに及び、同五年二月和泉國第六區に屬し、同七年一月二十二日第二大區三小區に改まりて、同年四月十三日其の四番組に入り、同九年十二月七日番組廢せられて單に第二大區三小區となり、同十三年四月十四日湊郡役所部内となり、同月二十三日第四聯合に屬し、同十四年二月七日大阪府の管轄に轉じ、翌三月五日聯合を離れて一村獨立し、同十七年七月一日第十三戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

## 大字檜尾

本地は古來大鳥郡に屬し、もと和田郷の内にして檜尾村ひのすと稱す。上泉街道筋なる西南方の坂路に人數坂と呼べるあり。里傳に依れば、神武天皇御東征あらせられ、皇兄五瀬命流矢に當りて御退軍のとき、此の坂に來りて其の軍勢を調べ給ひし所なりといひ、又同街道は岸の和田氏の金剛山下なる楠氏の許に往復せし道筋なりといふ。

總福寺は字堂の後にあり、檜尾山と號し、眞言宗高野派本院末にして十一面觀世音を本尊とす。大寶年間越の泰澄國師の開基にして、本尊は其の作なりと傳ふ。境内は四百七拾八坪を有し、本堂・庫裏・土藏を存す。外に行者堂あり、堂に安置せる行者の像は、正徳年間住僧寬誠律師の和州金剛山行者坊より勸請せしものなりと傳へ、文政年中聖護院宮も下向せられて、由緒淺からざるものなりといふ。

## 總福寺



南喜三郎氏門前に建てられたる碑面には、中央に奉修大曼荼羅供養塔・左右に文政三歲三月十七日の文字を鐫し、同家の所傳に、供養は三四年續きて行はれ、僧侶百八十人集まりしといへば、聖護院宮の下向ありしも此の供養の際ならんか。和田家に所藏せる左記の古文書に見ゆるものも、復た之に關するものならん。又飛地境内に大師堂あり。

乍恐口上

一、私共私方於行者堂大曼荼羅供並誦摩供修行仕度奉存候得共、人數揃イ不申候に付相止め申候、右御尋ニ付乍恐奉申上候、以上、

文政五年午の月

繪尾村願人喜三郎

庄屋六左衛門

惣代長次郎

新氣に村印

覺

泉州繪尾村行者堂世話人

喜三郎

同州室堂村

金性院

右者從 聖護院宮權行者堂勤式之儀に付、兩人之者共へ御尋度御用向在之候間、繪尾村庄屋總代方召連上京可在之候、以上、

午六月七日

二宿別當慈眼院

山田坊

繪尾村役人中

牛石塚

牛石塚は東方にあり、約貳畝歩許の芝地にして、中央に牛の横臥せるに似たる黒石あり、是れ此の名ある所以なり。里人は神域として之に觸るゝを畏る。傳説に依れば、往時此の石を切るものありしに、石より出血すること甚だしく、塚下の池中に流れ入りて池水は爲めに赤くなれり、今の大方血池及び半分血池は當時流れ入りし血の多少に依りて其の名を爲したるものなりと。思ふに是れ古墳にして、其の出血せしといへるは、埋朱の雨水に溶けて流れ出でしものならんか。

本地の領主及び區畫の變遷は、大字上に同じ。

### 大字 大森

本地は古來大鳥郡に屬し、もと和田郷の内にして大森村と稱す。

地藏堂は西南にあり、尊像は小野篁の作なりと傳へ、頗る雄健なる彫刻なり。もと堺市少林寺町綿

地藏堂



屋義兵衛方に安置せるものなりしが、同家に嫁せる本地淺野久兵衛の女某慕郷の情に堪へず、弘化二年二月其の尊像に田地若干を附して祀りしもの即ち此の地藏堂なり。爾來世人の尊崇厚く、俗に大森地藏と呼ばれ、其の田地は今も本地の共有なり。  
本地の領主及び區畫の變遷は、大字上に同じ。

### 大字別所

本地は古來大鳥郡に屬し、もと和田郷の内にして上別所・下別所の兩村なりしが、後合併して別所村と稱す。

法華寺は字下別所にあり、金光山と號し、眞言宗高野派蓮華定院末にして藥師如來を本尊とす。奥野庄平氏の系圖に依れば、同家の祖知光は源賴光の五男なり。後冷泉天皇の勅旨に依りて同知光は本地に別莊を營み、永承六年西之坊・中之坊・北之坊・脇之坊・柏之坊・宗順坊といへる六坊を建てけるに、後藤の坊順覺諸國を遍歴し來りて、元暦元年二月當寺を建立して六坊の主寺と爲せり。順覺は當時の大徳にして、奈良東大寺大供養に大導師たりしも、建保三年三月歳の茂れる山に入りて再び歸らざりしといふ。當寺を藏の御所といへるは是れに依る。然るに其の後奥野氏主宰となり、字上別所に法藏寺を建て、復た同く六坊を置けり。和泉志に、法藏寺・法華寺俱に上別所村にあり、寺に國宣

法華寺

あり、曰く法藏・法華兩寺は近衛家の祈願寺なるに依り、永和元年寺領の四至を限定す云々と記して、法華寺も上別所にありとせるは誤れるも、兩寺とも近衛家の祈願所となりて繁榮し來りしが、後漸次衰微して法藏寺は已に廢絶し、今は當寺を残せるのみ。國宣は字上別所の西田米三氏に依りて保存せらる。境内は貳百參拾坪を有し、本堂及び菩薩堂を存す。菩薩堂には地藏尊を安置し、天正三年奥野正次の建立なりといふ。寺寶中、傳春日作藥師如來の立像は、明治二十四年七月三日美術上參考たるの鑑査狀を附與せらる。

和泉國大鳥郡殿別所法藏寺・法華寺數地寺領田畠山林荒野等事

四 至 東上神山  
西至西大道  
北廣美森

右被兩寺領田畠山林荒野等者、自爲近衛大臣家之御願寺神龜三年以來、爲代々御祈禱處一圓不輪寺領也、然間於所當來者悉爲佛性燈油料足領家地頭並沙汰人等不相續之條、近隣所無隱也、仍勅裁並本家之御教書寺家流記等代々拜見事舊者也、而預置數通文書於卷尾寺之處、去二月寺家炎上之刻悉令燒失畢、依之爲後證諸方證判取立置紛失之狀如件、

永和元乙卯年七月

公文 大中臣助明  
惣下司 大中臣助氏  
地頭 藤原秀督  
領家 金剛寺

公文 阿闍梨憲範



頼光塚は法華寺の西にあり、高さ拾五六尺・廣さ拾坪餘のもの二個にして、源頼光寶刀塚と刻せる石碑立てり。傳説に依れば、大江山の鬼とも稱すべき惡徒、山間に立籠り居りて横暴を極め所在困憊せしかば、頼光其の臣下を率ゐ來りて之を亡ぼし、其の刀劔を埋めし所なりと。附近の地名に鬼ヶ原・鬼ヶ平等の存するは、此の傳説に因みあるものならんか。

本地の領主及び區畫の變遷は、明治七年四月十三日和泉國第二大區三小區内の三番組に入りたるの外は、大字上に同じ。

大字	字	舊石高	明治八年改正		明治九年一月一日現在人口		町村制施行當時の人口		大正元年三月一日現在人口		大正九年十月一日國勢調査の人口
			有租地	反別	町村制施行當時の人口	町村制施行當時の人口	町村制施行當時の人口	町村制施行當時の人口			
上	上	六〇・〇〇〇	五四・六三一	六七	二四七・元一〇	六六					
檜尾	檜尾	八〇〇・四六六	四四・九一一	六七	三三・五二三	八六					
大森	大森	一六・二四〇	二四・〇三三	一五	三三・五八八	二三					
別所	別所	二六・五三四	三・五八元	三三	二九・九三五	元二					
計		一、八四七・四一〇〇	一、五五・四五四	一、六六六	八七・三三六	一、八七七				二、二五二	

備考 上村の舊石高には、上・檜尾・大森三村立會新田の石高拾八石七斗六升四合を包含す。

### 第二十三項 信太村

本村は明治二十二年四月一日町村制の施行に際し、太村・中村・上村・舞村・上代村・王子村・尾

井村・富秋村・小野新田の九ヶ村は、其の當時に於ける同一戸長役場の所轄區域にして、地形民情共に合併するを便とするを以て、其の區域に依りて一村を設け、其の地は往時の信太郷なるに依り、其の舊郷名を採りて信太村と名づけ、各村は其の大字となり、舊に依りて和泉郡所屬たりしが、明治二十九年四月一日泉北郡に屬す。

### 大字太

本地は古來和泉郡に屬し、もと信太郷の内にして太村と稱す。舊郷名は和名抄に「和泉郡信太」と載せ、姓氏錄和泉國諸蕃に「信太首、百濟國人百午之後也」と見ゆる信太氏の居りし所ならん。

菩提寺は字道ヶ池尻にあり、淨土宗知恩院末にして阿彌陀佛を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は壹百五拾六坪を有し、本堂・庫裏を存す。外に地藏堂あり。

光受寺は字達元にあり、眞宗東本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。創立の年月は詳ならず。享保四年僧宗信の中興なり。境内は壹百七拾六坪を有し、本堂・庫裏・門を存す。

本地は延寶七年より徳川氏代官の支配たりしが、元祿六年松平美濃守の領地に轉じ、寶永二年再び徳川代官の支配に歸し、同四年間部越前守の領地に移り、享保二年三たび徳川代官の支配に屬し、延享四年一橋中納言の領地となり、同家世襲して同茂榮に至り、明治元年の初め新に御料となりて、岡

菩提寺

光受寺



部筑前守・渡邊丹後守の當分取締となりしも、同年五月晦日同家領に復し、同二年六月上地せり、依て一橋藩の支配に移り、同年十二月二十六日堺縣の管轄に轉ず。而して同縣區畫の制定あるに及び、同五年二月和泉國第十一區に屬し、同七年一月二十二日第二大區四小區に改まり、同年四月十三日其の三番組に入り、同九年十二月七日番組廢せられて單に第二大區四小區となり、同十三年四月十四日湊郡役所部内となり、同月二十三日第五聯合に屬し、同十四年二月七日大阪府の管轄に轉じ、翌三月五日聯合を離れて一村獨立し、同十七年七月一日第二十六戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

大字中

本地は古來和泉郡に屬し、もと信太郷の内にして中村と稱す。

信太森は東端にあり、是れなん古來本邦有数の歌枕にして、泉州隨一の名所なり。其の有名なる千枝の楠は、此の森林中に一頭地を抜き、高さ八丈許り・幹圍貳丈餘にして巨枝大椹四方に延び、數町の面積を蔽ひて晝尙暗し。然れども今の樹は昔のものにはあらざるべし。枕草紙には「もりは信太のもり」と記し、歌林良材には「篠田の森には、楠の一本かはひこりて、千枝にわかれたりといへり」と載せらる。

信太森

- |      |                              |       |
|------|------------------------------|-------|
| 六帖   | 和泉なる信太の森の楠木の千枝にわかれて物をこそ思へ    | 大江匡房  |
| 千載   | 思ふこと千枝にやしけき呼子鳥信太の森の方に鳴くなり    | 源俊賴   |
| 堀川百首 | 五月にはしのたの森のほととぎす木つとふ千枝の枝ことになけ | 能因法師  |
| 後拾遺  | 夜たにあげは尋れてきかん時鳥信太の森の方になくなり    | 增基法師  |
| いほぬし | 和泉なる信太の杜にてあるやうあるへし           | 藤原隆季  |
| 夫木   | わか思ふことの繁きにくらふれば信太の森の千枝は物かは   | 寂蓮法師  |
| 同    | 和泉なる信太の森の千枝ながら玉のうぶきにかさう白雪    | 藤原隆裕  |
| 同    | 色ふかき信太の森のつほすみれ千枝の葉や袖に染むらん    | 後九條   |
| 同    | 晴くもりいくたひ空に時雨れてか信太の森を染めつくすらん  | 中納言爲忠 |
| 同    | 木の葉ちる信太の森の千枝ことに冬ばあらしの敷を見ゆらん  | 順徳院   |
| 同    | つゆむすふ深きもみちの色々も信太のもりのちえの秋風    | 俊成女   |
| 新葉   | しけりあふしのたの森の下草は千枝の梢になほまさりけり   | 兵衛内侍  |
| 建保   | 風の音は秋の色にや和泉なるしのたの森は青葉なるとも    | 後鳥羽院  |
| 同    | きく人のなみたもしげきほととぎす信太の森の夜半のしのひれ | 同     |
| 同    | ほととぎす今宵みやまをいつみなる信太の森に一聲そなく   | 同     |
| 御集   | 我が戀はしのたの森のしのへとも袖の葉にあらばれにけり   | 同     |
| 同    | よひくに思ひや出つる和泉なる信太のもりの露のこからし   | 同     |



御集	なげやなげ信太の森の呼子鳥終にとまらん春ならずとも	順徳院
玉吟集	なみたやは信太の森の時鳥下草かけてうつるばかりそ	藤原家隆
同	和泉なる信太の森は老にけり千枝とは聞くと数は少き	同
同	さゝの葉もしのたの森も秋くれば露にはあへず宮そうつるふ	同
同	いささくら信太の森にうつしうゑてちえに花の咲るふとみん	大藏卿
拾遺	道の邊の日影のつよくなるまゝにならず信太の森の下かけ	藤原定家
續拾遺	時雨とも何しかわらん神無月いつも信太の森の葉を	土御門内大臣
續後拾遺	とにかくにしけき思のたくひかな信太の森の秋のゆら露	經長女
新拾遺	夕立のなこり久しき雫かな信太の森の千枝のした露	伏見院
新後拾遺	千枝にこそ語らはずとも時鳥しのたのもりの一聲もかな	慈鎮
月清	秋はみなちゝに物おもふころそかし信太の森の葉のみやは	後京極真經
建保名所	ほとゝきす今や都へいつみなる信太の森の明けかたの聲	藤原知家
同	ほとゝきす今や都へ出てつらん信太の森に聲を手向けて	行能
拾玉	木のもとに頼む蔭とは我を見よ信太の森の千枝なられとも	慈鎮
同	めつらしや信太の森の千枝のひまに一本櫻の花を見るかな	同
同	思ひかれ信太の森の千枝の露さながらうつる袖を見せばや	同
建保百首	千枝にもる信太の森の下露にあまる雫のほたるなるらん	僧正行意

詞花	くまもなく信太の森の下はれてちえの数さへみゆる月かけ	徳大寺實能
續詞花	今よりは信太の森に宿りせし千枝の雫は雨にまされり	讀人しらす
家集	ましてかの吉野の山のいかならん信太の森の雪たにもあり	惠慶法師
山家	もの思へばちえに心そくたけぬる信太の森の数なられとも	西行
同	秋の月信太の森のちえよりもしけきなきやくまになるらん	同
六百番歌合	すきもなく信太の森にきこゆなり千枝にや來なく蟬のもろ聲	藤原季雄
千五百番歌合	ほしわひぬ思ひしのたの森の露千枝にくたくる手枕の袖	源具親
續千載	下をれの音こそ高くきこえけれ信太の森の千枝の白雪	津守國助女
同	ちえにさく花かとそ見る白雪のつもる信太のもりの楢は	大藏卿重綱
新古今	日を経つゝ音こそまされ和泉なる信太の森の千枝の秋風	藤原經衡
同	過ぎにけりしのたのもりの時鳥たえぬ雫を袖にのこして	藤原保季
續古今	風さわく信太の森の夕たちに雨をのこして暗るゝむら雲	常盤井實能
新續古今	うつせみの涙の露や結ふらんしのたの森の千枝の下草	範宗
自撰歌	たのみける千枝も枯れぬる冬の霜いかに信太の森の下草	本居宣長
新古今	和泉式部道真にわすられて程なく敦道親王かよひ給ふときて、讀みて遣はしける	赤染衛門
	うつるはてしはし信太の森を見よかへりもそする葛のうら風	和泉式部



秋風はすこし吹くとも葛の葉のうらみ顔には見えしと思ふ

鎌倉の右大將天王寺に詣てし時に、和泉國の老尼訴狀を捧けて先祖の所領失へるこ

とを歎きしかば、右大將携ふる所の扇に和歌一首を書し、三浦義連の判形を加へし

めて之を老尼に與へられけるに、後右大臣の治世に至りて尼の子孫件の扇を捧けて

舊領を安堵せんこと請ひ、右大臣之を許せりとなん、著聞集及び増鏡に見えたり、

和泉なる信太の森の尼竈はもとの古葉に立かへるへし

信太森神社

信太森神社は千枝の楠の下にありて、宇迦之御魂命・猿田彦命・大宮比賣命・大己貴命・進雄命・葛葉姫を合祀せり。創建の年代は詳ならざれども、泉州志に、中村森田氏の居地に老楠あり、古より世に賞せらるゝ千枝の楠なりと記して社のこと見えざれば、元祿の頃にはなかりしものか。社は「戀しくは尋ね來て見よ和泉なる信太の森のうらみ葛の葉」の一首を以て世に著る。傳へいふ、往古攝津國住吉の里に安部保名といへる巨人あり、俊兒を得んことを當社に祈り、一夜疲れて社頭に眠りしに、夢に白衣緋袴の神女出現して告げて曰く、汝が家に偶然美人の尋ね來るあらば留めて妻とすべし、必ず汝が祈願を充すを得んと。翌日黄昏果して一處女あり來りて宿を求めしかば、保名は神の託宣せられしものは是れならんと、留めて夫婦の約をなしけるに、幾許もなくして懷妊し、月満ちて男子を擧げしかば、保名大に喜びて掌中の珠として愛育せしに、百餘日を経て妻は障子に前記戀しくばの一首を遺し、白狐と化して失せぬ。其の子は則ち陰陽博士安部晴明なり。爾來當社を葛の葉の社と尊崇し、

特に子なき人及び産婦の歸依するは此の故なりと。然れども古小説史稿に依れば、是れ小説蘆屋道満大内鑑より出でし俗説にして、大内鑑は薰簋鈔に安倍晴明の母は信太の森の狐とあるを骨子とし、足利時代の小説小幡狐を翻案せしものにして、且楠を葛に轉じて作り代へしものなりといふ。境内は僅に貳百四拾坪に過ぎざれども、森田某の邸宅は擧げて社域たるの狀を爲し、殆ど貳千坪に上れり。傍に妾見の井といへるあり、神の美人に化現して妾を映せしものと傳ふ。本殿の外に拜殿・神饌所を存し、末社に楠木神社・嚴島神社・白狐社あり。四圍は幽凄を極め、狐塚は其の附近にあり。參拜者多く、殊 陰曆二月の初午には賽者絡繹せり。明治五年村社に列し、同四十年一月神饌幣帛料供進社に指定せられ、同四十二年一月十四日字茶の木原の村社菅原神社(菅原)・字西之軒の同大森神社(家船)、大字富秋字堀の内の同菅原神社(菅原)・大字尾井字雨降の同小竹神社(不詳)・同大字々大門前の同原作神社(不詳)・大字上代字棗の同八坂神社(須佐之男命)・大字舞字村の内の同菅原神社(菅原)・大字上同太立會字水原(水)の同水分神社(水)・大字上字十六善神の無格社十六善神社(不詳)・同大字々東村裏の村社菅原神社(菅原)・大字王子字王子の同篠田王子社(篠田)、大正四年六月二十三日大字尾井字天王の同舊府神社(不詳)を合祀せり。氏地は本村全部にして、例祭は十月五日なり。

長徳寺は字寺地にあり、石曜山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。應永十年三月僧了首の開創せし所にして、寛永七年より今の寺號を公稱せり。境内は壹百四拾七坪を有し、本堂・

長徳寺



庫裏・門を存す。

聖神社

聖神社は東方に飛地となれる信太山にあり、延喜式内の神社にして聖神を祀り、和泉五大社の一なり。創立の年月は詳ならざれども、或は天武天皇の白鳳三年秋八月十五日、勅願に依りて信太首に齋き祀らしめ給ひしものなりともいふ。元正天皇の靈龜二年河内國を割きて當國を置き、國內五大社の分靈を合祀して五社總社を國府所在の府中に建て給ふに方り、當社の分靈も同社に合祀せられて泉州五社の稱起り、聖武天皇は天平四年の大旱に際し、五社及び井の八幡宮に奉幣して雨を祈らせ給ひ、且五社及び總社に六千八百石を寄せて、其の壹千壹百石を當社に分賜せられ、貞觀元年五月七日官社に列し、同年八月十三日從五位下より從四位上に昇叙、宇多上皇は昌泰元年御幸あらせられて御衣を納め給ひ、菅原道真供奉せしといふ。降て慶長七年より同十二年に亘り、豊臣秀頼は社殿を再建し、片桐且元之が奉行たり、即ち今の社殿是れにして構造精緻を極む。外に拜殿・神饌所・神庫・東門・西門を存す。末社に三神社・瀧神社・枚岡神社・嚴島神社・琴平神社あり。社域は頗る廣大にして今の大字小野の全圖を含み、横九町・縱貳拾四町に亘りしが、明治維新後同大字の地を上地しければ、縮少して現境内となりしも、尙參千九百六拾參坪の廣さを有するのみならず、高爽の域にありて古松林を爲し、清淨靜閑の神地なり。社は一に信太神社又は信太大明神とも呼び、信太郷の産土神と仰がれ、以前は神主の外に萬松寺といへる宮寺ありて奉仕したりしが、明治維新後の神佛分離に依りて寺は廢

絶し、社は同五年郷社に列し、同四十年一月神饌幣帛料供進社に指定せらる。今の氏地は本村及び南王子村にして、例祭は三月十日に行はる。

三代實錄

貞觀元年五月七日壬戌、和泉國舊府神・聖神・比賣神等列於官社、

同

貞觀元年八月十三日丙申、授和泉國從五位下聖神從四位下・無位舊府神正五位下・比賣神從五位上、

社の西北邊は謂ゆる十景の原にして眺望に富み、社の北邊數十歩の下に鏡池あり。俗傳に依れば、朱雀天皇の承平九年、安部保名祈願ありて三七日間同社に參籠して白玉を得、齋戒沐浴して池邊に佇立せしに、水面に白狐の影あり、顧るに一鼠の走り來れるあり、捕へて之を見れば、負傷せる白狐なりしを以て助けて山に放てり。依て鼠の下りし路を鼠坂といひ、池を鏡池といふと。白狐のことは信太森神社の條に記せし白狐と關聯しての傳説なるべし。又社道の傍に一石棺あり、謂はゆる土蜘蛛の窟にして、神武天皇の御宇大熊・小熊と稱する土蜘蛛此に住して民を惱ませしかば、天皇葛羅を張りて之を圍み給ひしに、大熊逸して逃れしも、竟に生擒せられて其の地を熊取の里といふと和泉風土記に見ゆ。然れども是れ一個の古墳ならんか。尙部落の中なる小栗街道の傍に化石あり、里俗は傳へて狐の化して現れたるものなりといふ。

本地の領主及び區畫の變遷は、大字太に同じ。

十景の原  
鏡池

土蜘蛛の窟



### 大字上

本地は古來和泉郡に屬し、もと信太郷の内にして上村と稱す。字地に東村といへるあり、和泉志村里の條に「上屬邑一」と記せるは、此の字地を指せるなるべし。

若宮塚

若宮塚といへるあり、高さ壹間餘・周圍凡そ拾間なれども、由緒は詳ならず。

本地の領主及び區畫の變遷は、明治十四年三月五日舞村と二ヶ村聯合したるの外は、大字太に同じ。

### 大字舞

本地は古來和泉郡に屬し、もと信太郷の内にして取石と呼びしが、後舞村と改む。姓氏録和泉國諸蕃に「取石造、出自百濟國人麻意彌也」と見ゆる取石氏の居りし所ならん。

所石頓宮

所石頓宮のありし所なり。所石は「とろし」にして、取石の文字の換へられたるものなるべく、和泉志にも「とろし」と訓せり。頓宮は神龜元年十月聖武天皇紀伊國に行幸あらせられ、同國那賀郡玉垣勾頓宮を経て、海部郡玉津島の頓宮に至り、同頓宮より歸途に就かせられ、來りて御し給ひし頓宮なり。然れども今其の址は詳ならず。

續日本紀 神龜元年冬十月辛卯、天皇幸紀伊國、癸巳、行至紀伊國那賀郡玉垣勾頓宮、甲午、至海部郡玉津島頓宮、留十有餘日、丁

未、行還至和泉國所石頓宮、郡司少領已上給位一階、監正已下至于百姓賜祿各有差、

本地は延寶七年より徳川氏代官の支配たりしが、元祿三年松平美濃守の領地に轉じ、寶永二年再び徳川代官の支配に歸し、同四年間部越前守の領地に移り、享保二年三たび徳川代官の支配に歸し、延享四年一橋中納言の領地となり、同家世襲して同茂榮に至る。而して其の以後の管轄及び區畫の變遷は、同十四年三月五日上村と二ヶ村聯合したるの外は、大字太に同じ。

### 大字上代

本地は古來和泉郡に屬し、もと信太郷の内にして上代村と稱す。字地に南向・村中といへるあり。

阿闍梨池

阿闍梨池は南方信太山にあり、東西八拾間・南北壹百間・周圍貳百七拾間の用水池なり。永祿年間阿闍梨長賢道善といへるもの、本地の水利に乏しきを見て築きし所なるを以て此の名あり。爾來曾て旱害なく、今も水田參拾五町歩を潤しければ、里民之を徳として廢觀音寺の庫裏に其位牌を祭り、其の入寂せしは永祿十一年二月十八日なるを以て、命日には一般に業を休みて追善供養を爲し、修堂金貳拾圓の利子と、參拾五町歩の水田に對して徴收せる參斗五升の米とを以て、之が費用に供するを例とせり。

廢觀音寺

廢觀音寺に残れる前記の庫裏は、青年會の會場に充用せらる。寺は十一面觀音を本尊とし、西國願



禮の札所として、十二番札所と刻せる建石あり。其の創立の年月は詳ならざれども、三重塔の本尊たりし石地藏尊に、天平元巳年七月二十四日と鐫せるのみならず、其の地を開墾せるに大なる布目形の古瓦を掘出せるより見れば、天平以前の舊寺にして、今に大門を姓とせるものゝ家あるは、同寺大門の邊に住せしより稱せしものならんといふ。

阿闍梨池の南方に信太山陸軍演習場あり。同演習場は明治五年八月の創設にして、爾後買収・交換・獻納等に依りて漸次擴張せられ、其の敷地は本地及び大字上・同王子・同尾井・同太・同中・同小野、鶴田村大字菱木・同草部、郷莊村大字坂に亘りて、壹百四萬九千五百四拾六坪貳合壹勺の廣さなり。第四師團所屬部隊兵來りて射的を爲せるを以て、其の銃聲は且暮樹間に響けり。

古塚四あり、西南にあるを横代塚といひ、高さ貳間・周圍參拾間、南方にあるを聚塚といひ、高さ參間・周圍參拾七間、西北にあるを番所塚といひ、高さ貳間・周圍貳拾七間、鶴田村大字原田との境にあるを小金塚といひ、高さ五間・周圍貳百拾間・參反五畝貳拾貳歩の面積なり。小金塚以外の三塚は圓形なれども、小金塚のみは瓢形を爲して最も大く、俗に瓢箪山といへるは其の形に依りて呼べるなり。周圍に島池といへる池ありしが、今は田圃となれるも其の名は残りて字となり、毎年正月元旦には黄金の鳥ありて鳴けりと俗傳せり。里俗には道臣命の墓なりといひ、或は彦座命の墓なりとも稱すれども、古記の徵すべきものなし。官有地たりしを以て、大正三年十一月二十五日拂下げられて、

信太山陸軍演習場

横代塚  
聚塚  
番所塚  
小金塚

今は小學校の植林地となり、松樹を栽培せらる。

本地は延寶七年より徳川氏代官の支配たりしが、元祿三年松平美濃守の領地に轉じ、寶永四年間部越前守の領地に移り、享保二年再び徳川代官の支配に歸し、延享四年一橋中納言の領地となり、同氏世襲して同茂祭に至る。而して其の後の管轄及び區畫の變遷は、大字太に同じ。

### 大字王子

本地は古來和泉郡に屬し、もと信太郷の内にして王子村と稱す。村名は篠田王子社のありしより起れり。

篠田王子社の址は南方字王子にあり。社は御幸記に、「建仁元年十月六日、於篠田王子松下有御禊、家行爲御使參信太明神」と見え、明治五年村社に列し來りしも、同四十二年一月大字中の信太森神社に合祀せられて今はなし。

中央寺は字道の上にあり、長岡山と號し、黄檗宗萬福寺末にして釋迦牟尼佛を本尊とす。天和三年四月の創立、僧石丈の開基にして、元祿四年四月に至り萬福寺の末となる。もと信太山中にありしが、明治十五年五月十八日當所に移轉せり。境内は參百人拾七坪を有し、本堂・庫裏・廊下・浴室・土藏・總門・門を存す。寺寶の文珠・釋迦・普賢三佛像は優秀の作にして、聖神社の宮寺萬松寺の文珠堂に

篠田王子の址

中央寺



常念寺

ありしを轉置せるものなり。

常念寺は字信太にあり、向陽山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。寛永五年三月の創立なり。もと眞言宗なりしも、延寶四年五月僧了哲眞宗に歸して、本山より本尊及び寺號を下附せらる。境内は壹百參拾七坪を有し、本堂・庫裏・門を存す。

本地は寛永八年より徳川氏代官の支配たりしが、承應元年中坊美作守の支配に移り、寛文四年再び徳川代官の支配に歸し、貞享三年松平伊賀守の領地に轉じ、元祿十年小笠原佐渡守の領地に換り、正徳元年再び徳川代官の支配に歸し、延享四年一橋中納言の領地となり、同家世襲して同茂榮に至る。而して其の後の管轄及び區畫の變遷は、明治十四年三月五日尾井村と二ヶ村聯合したるの外は、大字太に同じ。

大字尾井

本地は古來和泉郡に屬し、もと信太郷の内にして尾井村と稱す。寶永七年尾井千原村を分置す、今の上條村大字尾井千原是れなり。字地に上尾井・下尾井・原作といへるあり。原作は一に山の谷と呼びて大字小野の内に飛地となる。

雨降塚  
小竹宮址  
舊小竹神社

雨降塚は字下尾井にあり、シノの宮小竹宮の址ならんといふ。宮は神功皇后の紀伊國に至り、太子に日高に

會して群臣と議し、遂に忍熊王を攻めんと欲して遷り給ひし所なり。小竹神社の鎮座せし所にして、社は宮址に祀られしものなるべきも、創建の年月及び祭神等は詳ならず。壹百五拾四坪の境内を有し、明治五年村社に列し來りしも、同四十二年一月十四日大字中の信太森神社に合祀せられ、由緒ある社は民有地となりて開拓せられ、將に其の址を沒せんとす、歎すべし。

日本書紀 神功皇后の條 皇后南詣紀伊國、會太子於日高以議及群臣、遂欲攻忍熊王、更遷小竹宮、小竹宮、云之影

箱清水は同下尾井にあり、廣さ壹坪許、大旱にも涸るゝことなく、清冷掬すべし。又近く清水秀太郎氏の邸内に清水あり、滾々として清水湧出し、同氏の姓は此の清水に因めり。

和泉尾井邑清水氏甘泉記並銘

和泉之地靈井神泉頗多、其最名世者七所、土人相傳以爲行其菩薩所鑿、尾井村清水氏亦有一泉、地東去信太森三十步許、其東南三百步許有聖大明神祠、神后嘗討賊鞍於此云、其泉深僅六尺、清瑩澄澈形影可鑑、夏日最冷、冬日最溫、旱魃不滅、雨霖不溢、味甘而美、澹而能榮、有足潤滌沈澗盪除汚穢而道養心神延永壽命者、蓋其神助歟、詎客斗擻之徒至斯邦者、必先就斯泉而後敢行、何其芳名洋々流、聞四方之廣且大乎、清水氏介人請予記、且告以狀、予聞之曰、在昔先王經邦定界、詳察地理以述名號矣、此州之所以爲和泉者蓋其在斯哉、其在斯哉、而名泉中之名泉、不屬之他人、屬之此人、且立氏以爲清水者誰其預使之爾乎、顧其天地之靈賦、神明福應也、豈可不嘉賞乎、因作銘曰、

和泉之地 而有此泉 迺注迺流 非決非穿 慶起潤下 福洽吉饒 日用不竭 洋々萬年

箱清水  
清水氏邸内  
の清水



舊府神社

舊府神社は字上尾井にあり、延喜式内の神社なり。社名の舊府は、神功皇后の御し給ひし小竹宮のありし所なるより起り、社は復た其の地に鎮座せるより社名に負はせたるものならん。創建の年月及び祭神は共に詳ならず。貞觀元年五月七日官社に列し、同年八月十三日正五位上を授かり給ひ、九拾六坪の境内を有し、明治五年村社に列し來りしも、大正四年六月二十三日大字中の信太森神社に合併せられて、今は其の飛地境内末社となる。

三代實錄 貞觀元年五月七日壬戌、和泉國舊府神・聖神・比賣神等列於宮社、

同 貞觀元年八月十三日内申、授和泉國從五位下聖神從四位下・無位舊府神正五位下・比賣神從五位上

蔭涼寺

蔭涼寺は信太山の中央なる字山の谷にあり、少林山と號し、曹洞宗永平寺末にして釋迦牟尼佛を本尊とす。本尊は天徳年中より蔭涼庵に安置し來りしを、延寶七年二月鐵心和尙之を再建して寺名に改めしと。寛文二年桃山御殿破毀の際、河村瑞軒の斡旋に依りて其の材を貰ひ受けて修補し、本堂椽側の天井板は全部其の血痕あるものを用ひければ、之を血天井と呼べり。當時瑞軒は寺田を寄附せしといふ。境内は貳千九百七拾壹坪を有し、本堂・庫裏・玄關・衆寮・土藏・鐘樓・門を存す。外に禪堂及び開山堂あり。開山堂には鐵心和尙・禪堂には觀世音を安置せり。禪堂は四間四面にして、其の用材は復た前記桃山御殿の舊材なり。

本地は貞享元年より徳川氏代官の支配となり、元祿三年松平美濃守の領地に轉じ、寶永二年再び徳川代官の支配に歸し、翌二年四領に分割せらる。即ち村高參百七拾九石五斗六升六合の内、壹百四石貳斗五升九合は施藥院家領・貳拾石は麾下林大學頭の采地・貳拾壹石參斗七升は肥後細川家々臣長岡佐渡守の采地・貳百參拾參石九斗參升七合は依然徳川代官の支配たりしが、施藥院家領及び麾下林大學頭の采地は共に世襲し、明治元年五月二十四日の公布に依りて大阪府司農局の支配に移り、同年六月二十二日堺縣の管轄となる。又長岡氏の采地は同氏世襲して同帶刀に至り、明治二年六月熊本藩の支配に移り、同三年四月また堺縣の管轄となる。又徳川代官の支配地は延享四年一橋中納言の領地となり、同家世襲して同茂榮に至り、明治元年の初め新に御料となりて、岡部筑前守・渡邊丹後守の當分取締となりしも、同年五月晦日同家領に復し、同二年六月上地せり、依て一橋藩の支配に移り、同年十二月二十六日堺縣の管轄となる、是に於て全村同一管治に歸せり。而して其の後の管轄及び區畫の變遷は、明治十四年三月五日王子村と二ヶ村聯合したるの外は、大字太に同じ。

大字 富秋

本地は古來和泉郡に屬し、もと信太郷の内にして富秋村と稱す。

本地は寛文元年より徳川氏代官の支配たりしが、元祿三年松平美濃守の領地に轉じ、寶永二年再び



徳川代官の支配に歸し、延享四年一橋中納言の領地となり、同家世襲して同茂榮に至る。而して其の後の管轄及び區畫の變遷は、明治十四年三月五日小野新田と二ヶ村聯合となりたるの外は、大字太に同じ。

### 大字小野

本地は古來和泉郡に屬し、もと信太郷の内なり。聖神社の域内たる信太山にして、七拾七萬七千六百坪を有せしが、明治四年同社境内參千九百餘坪を除きて上地せしに依り、京都の人小野善助之を開拓し、同六年一月信太山の名を改め、開拓者の姓を採りて小野新田と名づけしもの即ち本地にして、明治四十三年十二月より新田の稱を用ひず、單に大字小野と稱す。

本地は明治四年十月より堺縣の管轄となり、其の後の管轄及び區畫の變遷は、明治十四年三月五日富秋村と二ヶ村聯合したるの外は、大字太に同じ。

大	字	石	高	明治八年改正 有租地反別	明治九年一月 一日現在人口	町制施行 當時の反別	町制施行 當時の人口	大正元年三月 末日現在人口	大正九年十月二日 國勢調査の人口
上	中	太	大	石	高	町	町	町	町
三、三二、二六〇	四、〇、一五三	四、四、二二〇	三、一、四〇六	二、九、九〇五	二、四、〇二二	二、七、一	四、九、五二六	三、六、一四九	三、三、一三三

舞	上	王	尾	宮	小	計
代	子	井	秋	野		
三、一、八五〇	三、三、一七〇	三、三、一七〇	三、七、九、六六〇	一、九、五、三〇〇	二、三、三、二四〇	二、七、六、三三
七	三九	一八〇	二、六、六	一、一、七	一、九、五、三	三、五、二、七
三、五、二、七	七、四、三、七	四、九、六、六	九、〇、八、六	一、六、五、〇、三	六、一、一、四、六	一、七、五、七
三	三三	三〇	三、〇	一、〇	一、七、五、七	二、三、三、二
三、三、二、二	二、三、三、二	二、三、三、二	二、三、三、二	二、三、三、二	二、三、三、二	二、三、三、二

### 第二十四項 上條村

本村は明治二十二年四月一日町村制の施行に際し、千原村・尾井千原村・綾井村・二田村・北曾根村・南曾根村・助松村・森村の八ヶ村は、其の當時に於ける同一戸長役場の所轄區域にして、地形民情共に合併するを便とするを以て、其の區域に依りて一村を設け、其の地の多くは舊上條郷の地域なるに依り、其の舊郷名を採りて上條村と名づけ、各村は其の大字となり、舊に依りて和泉郡所屬たりしが、明治二十九年四月一日泉北郡に屬す。

### 大字千原



本地は古來和泉郡に屬し、もと上條郷の内にして千原村ちばらと稱す。上條郷は舊上泉郷にして、和名抄に「和泉郡上泉（和泉郡）」と見ゆるもの是れなり。

千原城址

千原城址あり、城は玉井壹岐守行家（藤原して源）の築きし所にして、河内の高屋城に屬し、天文年間細川氏綱を輔け、同十二年七月二十五日堺の南莊に打入りしが、細川晴元の留守居せる松浦肥前守に追拂はる。後永祿四年高屋城の畠山氏に陥れらるゝに及びて當城に歸り、上條郷の内にて貳百七拾町歩を領し、天正十六年五月十四日卒して城終に廢し、今は僅に濠池の址を残せるのみなるも、玉の井は清泉湧出して昔を偲ばしむ。

玉の井

玉井源秀の墓は字四十九山にあり、山は高さ參間・周圍四拾間にして樹木鬱蒼たりしも、今は開墾せられて宅地と化し、僅に墓域の八坪許りを残せるのみ。墓碑には壹岐守玉井源秀と刻せり。

玉井源秀の墓

本地は寛永二年より諏訪若狹守の支配たりしが、同五年徳川氏代官の支配に屬し、承應元年中坊美作守の支配に移り、寛文四年再び徳川代官の支配に歸し、元祿三年更に柳澤出羽守の領地に換り、寶永二年三たび徳川代官の支配に歸し、延享四年一橋中納言の領地となり、同家世襲して同茂榮に至り、明治元年の初の新に御料となりて、岡部筑前守・渡邊丹後守の當分取締となりしも、同年五月晦日同家領に復し、同二年六月上地せり、依て一橋藩の支配に移り、同年十二月二十六日堺縣の管轄に轉す。而して同縣區畫の制定あるに及び、同五年二月和泉國第十一區に屬し、同七年一月二十二日第二大區四小

區に改まり、同年四月十三日其の三番組に入り、同九年十二月七日番組廢せられて單に第二大區四小區となり、同十三年四月十四日湊郡役所部内となり、同月二十三日第五聯合に屬し、同十四年二月七日大阪府の管轄に轉じ、翌三月五日尾井千原村と二ヶ村聯合し、同十七年七月一日第二十七戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

### 大字尾井千原

本地は古來和泉郡に屬し、もと信太郷の内にして尾井村の内なりしが、寶永七年徳川氏代官辻五右衛門支配のとき、同村より分れて尾井千原村と稱す。

本地は寶永七年より麾下林大學頭の采地となり、同氏世襲し、明治元年五月二十四日の公布に依りて大阪府司農局の支配に移り、同年六月二十二日堺縣の管轄となる。而して其の後の管轄及び區畫の變遷は、大字千原に同じ。

### 大字綾井

本地は和泉郡に屬し、綾井村と稱す。大鳥郡の舊南出村・市場村・大園村・土生村・新家村の五ヶ村は舊綾井莊にして、本地は之に接して綾井の名稱を有しながら、和泉郡に屬する所以は詳ならざれ



ども、其の綾井といへるより推すれば、もと綾井莊の内なりしも、中古郡界の錯亂に依りて當郡に轉入せしものならんか。又従前の地志に本地の名を記せるものなきは、地所のみにて人家のなかりし爲めなるべし。

本地は元祿元年より徳川氏代官の支配たりしが、同三年松平美濃守の領地に轉じ、寶永二年再び徳川代官の支配に歸し、延享四年一橋中納言の領地となり、同家世襲して同茂榮に至り、明治元年の初め新に御料となりて、岡部筑前守・渡邊丹後守の當分取締となりしも、同年五月晦日同家領に復し、同二年六月上地せり、依て一橋藩の支配に移り、同年十二月二十六日堺縣の管轄に轉ず。而して同縣區畫の制定あるに及び、同五年二月和泉國第十一區に屬し、同七年一月二十二日第二大區四小區に改まり、同年四月十三日其の二番組に入り、同九年十二月七日番組廢せられて單に第二大區四小區となり、同十三年四月十四日湊郡役所部内となり、同月二十三日第五聯合に屬し、同十四年二月七日大阪府の管轄に轉じ、翌三月五日大鳥郡大園村と二ヶ村聯合し、同十七年七月一日第二十七戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

### 大字二田

本地は古來和泉郡に屬し、もと上條郷の内にして二田村ふただと稱す。二田造・二田物部は饒速日命降臨の

とき供奉せし神なり、物部二田造鹽は孝徳天皇御宇の人にして、蘇我倉山田石川麻呂大臣の頭を斬りしを以て世に知らる、同二田氏の居りし所ならん。附近の各部落に亘りて田圃遠く連り、畦畔溝洫整然、其の間本地に屬する所に十三・廿四・廿五・廿八・三十六等の小字あり。

#### 舊事天神本紀

吾部造爲件領、率天物部天降供奉、二田造・大庭造・舍人造・勇蘇造・坂戸造、

天物部等二十五部人、同帯兵仗天降供奉、二田物部・當麻物部・芹田物部、(以下略)

#### 日本書紀

大化五年の條 三月乙巳、中天皇乃將與軍團蘇我倉山田石川麻呂大臣宅、大臣乃將二子法師與赤狛赤狛、自茅渟道逃向

於倭國境、大臣長子與志先是在倭國山、營造其寺、今忽聞父逃來之事、迎於今來大槻近、就前行入寺、中己巳、是夕木臣麻呂・蘇我臣日向・穗積臣噲以軍圍寺、喚物部二田造鹽、使斬大臣之頭、於是二田鹽仍拔大刀、刻舉其完叱咤啼叫而始斬之、中

皇太子妃蘇我造媛聞父大臣爲鹽所斬、傷心痛惋、惡聞鹽名、所以近侍於造媛者、諱稱鹽名、改曰堅鹽、

蓮花寺

蓮花寺は字屋の間にあり、寶池山と號し、淨土宗西福寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は四拾七坪を有し、本堂・庫裏・玄關・座敷・門を存す。

二田城址

東南に大門といへる字地あり、堀の址を殘せり。古老の傳ふる所に依れば、二田城のありし所なりといふ。然れども古記の徵すべきものなし。

古池

古池は南方にあり、廣さ貳町貳反八畝八歩なり。里傳に依れば、往時二田物部の掘りしものなりといふ。今も用水池なり。



本地は寛文四年徳川氏代官の支配たりしが、元祿七年土屋相模守の領地に轉じ、延享四年一橋中納言の領地となり、同家世襲して同茂榮に至り、明治元年の初の新に御料となりて、岡部筑前守・渡邊丹後守の當分取締となりしも、同年五月晦日同家領に復し、同二年六月上地せり、依て一橋藩の支配に移り、同年十二月二十六日堺縣の管轄となる。而して同縣區畫の制定あるに及び、同五年二月和泉國第十二區に屬し、同七年一月二十二日第二大區四小區に改まり、同年四月十三日其の四番組に入り、同九年十二月七日番組廢せられて單に第二大區四小區となり、同十三年四月十四日湊郡役所部内となり、同月二十三日第五聯合に屬し、同十四年二月七日大阪府の管轄に轉じ、翌三月五日聯合を離れて一村獨立し、同十七年七月一日第二十七戸長役場の管理區域に入りて、同廿二年四月一日の町村制施行に至れり。

### 大字北曾根

本地は古來和泉郡に屬し、もと上條郷の内にして北曾根村と稱す。姓氏録和泉國神別に「曾根連、神饒速日命六世孫伊香我色雄命之後也」と見ゆれば、曾根氏の居り所にして、村名も是れに因みあるものならん。

#### 曾根神社

曾根神社は南方字天神にあり、延喜式内の神社にして、伊香我色雄命・饒速日命・素盞鳴尊・表筒男命・中筒男命・底筒男命及び息長帶姫命を祀れり。曾根氏の其の祖神を祀りしものにして、素盞鳴

命以下は後の配祀ならん。國內神名帳には神位を從五位上と記せり。明治五年村社に列し、同四十二年五月十三日大字森字山王の村社日吉神社(大山咋)・大字南曾根字天神の同菅原神社(菅原)・本地字白山の無格社白山神社(白山)・大字千原字兵主原の村社菅原神社(菅原)・本地字大門の同二田國津神社(天足彦)・田物部神(菅原)、同月二十日伯太村大字池上字中泉の同池上神社(菅原)・同村同大字々上泉の同上泉神社(菅原)を合祀し、同年八月神饌幣帛料供進社に指定せらる。境内は參百拾五坪を有し、本殿・拜殿・神庫を存す。氏地は本地及び大字南曾根・同千原・同尾井千原・同森・同二田、伯太村大字池上なり。往時より源座・津守座といへる宮座ありて、座中の者毎年交代して神事を奉じ、且庶務を管理して明治の初めに至りしといふ。例祭は八月十五日なりしが、今は合祀紀念日として十月五日に變更せらる。

#### 曾根城址

曾根城のありし所なりと傳へ、古老の言に依れば、曾根神社の境外地其れなりといふ。城は壹岐守玉井源秀の築きし所にして、其の歿後廢墟となれり。今も其の地を掘りて大なる古瓦を發見することありと。

本地の領主及び區畫の變遷は、明治十四年三月五日南曾根村と二ヶ村聯合したるの外は、大字二田に同じ。

### 大字南曾根



大運寺

本地は古來和泉郡に屬し、もと上條郷の内にして南曾根村と稱す。田圃間の小字に一の坪・二の坪・十一・十四・十五・十六・二十といへるあり。

大運寺は東方にあり、日曜山と號し、淨土宗金戒光明寺末にして阿彌陀如來を本尊とす。本尊は木彫にして逸品なり。開創の年月は詳ならず。もと字村の内ありしが、明治二十三年十二月十一日當所に移轉せり。境内は貳百五坪を有し、本堂・庫裏・門を存す。

本地の領主及び區畫の變遷は、明治十四年三月五日北曾根村と二ヶ村聯合したるの外は、大字二田に同じ。

大字助松

本地は古來和泉郡に屬し、もと上條郷の内にして助松村と稱す。字地に蓮正寺といへるあり、蓮正寺の名に因めるの稱なるべし。また田圃間の小字に一の坪・二の坪・三の坪・四の坪・五の坪・六の坪・七の坪・八の坪・林六の坪・十二・十四・十七・十八・十九・二十・二連田・二十三・二十四・二十五といへるあり。

助松神社は字玉垣にあり、建甕穗命・經津主命・天兒屋根命・比咩大神及び菅原道眞を祀れり。創建の年代は詳ならざれども、菅原道眞を合祀せしは寛喜年間なりといふ。明治五年村社に列し、同四

助松神社

專稱寺

十三年十月十二日字佐女牛の村社八幡神社(品陀別命)を合祀し、大正元年十一月神饌幣帛料供進社に指定せらる。境内は四百五拾九坪を有し、古松雜木繁茂して咎影を遮り、晝尙暗し。本殿・幣殿・拜殿・社務所を存す。末社に金比羅神社あり。氏地は本地一圓にして、例祭は十月五日なり。

專稱寺は字庭尻にあり、即往山攝取院と號し、淨土宗知恩院末にして阿彌陀佛を本尊とす。天正十八年玄譽上人の開創なり。境内は貳百拾七坪を有し、本堂・庫裏・門を存す。

光秀寺

光秀寺は字五軒屋にあり、日向山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。天正十年仁海上人の開創なり。もと助松庵と號せしが、後今の寺名に改む。其の改稱せしは明智光秀の遁れ來りて居りしことあるに依れりと俗傳せり。境内は壹百貳拾七坪を有し、方五間の本堂のみを存す。

一里塚

一里塚は光秀寺の東方にあり、もと紀州街道を挟みて兩側にありしが、其の西側にあるものは明治十年の頃に取除かれて、東側にあるもののみ残り、四五尺廻りの松樹一本其の上に茂れり。

田中遠江守陣屋の址

田中遠江守陣屋の址は字遠州にあり、今の田中正治氏の邸地即ち是れなり。遠江守重景は清右衛門と稱し、其の先は新田氏に出で、上州新田郡田中村に住せしを以て田中を姓と爲し、元龜年間來りて本地を領し、天正四年五月信長の石山城を攻むるや、隣豪間部主馬兵衛と共に信長の招きに應じて、佐久間右衛門尉信盛の手に屬せしが、同年七月十五日毛利勢と戦ひて大坂川口に陣歿し、同月二十二日遺骸は牛瀧塚に歸葬せらる。塚は田中家の邸を距る約貳町の南にあり、高さ貳丈餘・周圍八拾間に

牛瀧塚



して濠池を繞らせり。塚は同家累代の墳塋にして、同家は即ち遠江守の裔なり。遠江守の陣歿後子孫郷士となりて世々大庄屋を勤め、其の邸は紀州街道に沿へるを以て、紀州侯參觀交代の時には其の休憩所に當てられ、庭園は片桐石見守貞昌の臣藤林宗源の築きしものなり。當時同家より謝儀として鯛數尾を贈りしに對する宗源の返書は、今も同家に所藏せらる。庭中に片桐且元遺愛の石燈籠あり、宗源より傳へしものなりといふ。而して同家古文書中に間部主馬兵衛及び田中遠江守に宛てたる佐久間右衛門尉信盛の令狀あれば、共に之れを掲記せん。

御庭御氣に入候由珍重に存候、御口殊更新敷鯛貳尾被贈下忝存候、先以御庭御氣に入御慰に被爲御養生にも御思召候由一段の御儀と存候□□方へも可被成御出由必待入候、萬々期面謁候、恐惶謹言、

卯月十三日

花林宗源 花押

田中淨心 様(淨心は延寶八年閏八月二十七日歿)

此度石山城追討被仰付候、其國之地士相催出陣忠戰可有之候、恐々謹言、

五月十三日

右衛門尉信盛 花押

間部主馬兵衛殿

田中遠江守殿

田中矩方

田中矩方は前記田中家の出なり、楠之助と通稱し、田中角右衛門重信の長子なり。天保十年正月二

十日に生れ、岸和田の儒者相馬一耶に師事し、大坂生玉神主屋敷に住せる水戸の浪士島男也の門に武術を學び、勤王の志深かりしが、其の二十二歳の時、京都よりの歸途河州守口附近に於て、江戸櫻田事件の謀議に與れる水戸の浪士高橋多一耶父子の遁れて大坂に来れるに會し、伴ひ歸りて自邸に潛ましめ、大坂の動靜を窺ひたる後之を島男也の邸に移らしむ。當時男也より矩方に贈りし水戸宰相齊昭自作の太刀は、白鞘に齊昭の自筆にて「伊勢海天保十三寅秋齊昭造」と記し、且絹本に自筆の「伊勢乃海清喜心遠汲志良婆玉那羅須共君拾半奈武」の和歌を添へらる。文久三年二十五歳にして大和天誅組の擧に加はりしも、其の戰敗るゝに及びて遁れ歸り、多井二郎と改名して幕吏の詮議を免れ、後庄屋となり戸長となり、老軀に至るまで名譽職を勤績せしが、深く心を産業に傾け、其の地は海に瀕せるを以て防風・風致・魚附の爲め、自ら率先して海岸の一帶に數拾萬の松樹を補植り。今の海岸に繁茂して勝景を爲せる若松是れにして、漁農共に其の恵に依れり。明治三十八年十月十四日六十七歳を以て逝き、前記牛瀧塚に葬らる。

海藏寺の址

海藏寺の址は牛瀧塚の域内にあり、もと塚よりも東方にありて、蓮池・山門・鎮先・山口などいへる小字のある所は其の寺地にして、近江國大津禪宗青龍寺末の巨刹なりしが、後田中覺右衛門重之此の牛瀧塚に移して再建し、説宗禪沙門を中興開山となして同家の祈願所となり、和泉三十三所中に於ける其の十五番札所たりしも、明治維新の際に廢寺となり、本尊阿彌陀如來及び正觀音の像は、移さ



羽衣清水の  
址

れて田中正治氏方に安置せらる。

羽衣清水は東方にありて、昔天人天降り其の羽衣を洒ぎし所なりといひ傳へ來りしも、數年前埋立てられて水田と化せり。

蓮正寺

蓮正寺は字蓮正寺の北にあり、見性山と號し、眞宗東本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。天文十一年五月三好長圓の開基なり。境内は五百八拾九坪を有し、本堂・庫裏・鐘樓・門を存す。

本地は徳川氏の初めより同氏代官の支配となり、承應二年中坊美作守の支配に移り、寛文四年再び徳川代官の支配に歸し、寶曆十三年清水中納言の領地に轉じ、寛政九年三たび徳川代官の支配に換り、文政七年また清水中納言の領地に屬し、安政二年四たび徳川代官の支配に歸し、文久二年岡部筑前守の預所となり、同氏相傳して美濃守長職に至り、明治三年十二月堺縣の管轄に轉ず。而して其の後の管轄及び區畫の變遷は、大字二田に同じ。

### 大字 森

本地は古來和泉郡に屬し、もと上條郷の内にして森村と稱す。田圃間の小字に一の坪・二の坪・三の坪・六の坪・八の坪・九の坪・十三・十四・十五・十六・十七・十八・十九・廿・廿二といへるあり、前記各大字に存する小字と共に、往時に於ける條里制の遺稱ならん。

西蓮寺

西蓮寺は字光泉寺にあり、引接山と號し、淨土宗西福寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は六拾四坪を有し、本堂・庫裏・門を存す。

日吉神社の  
址

日吉神社の址は字山王にあり、社名は明治三年山王權現の改稱なり。弘仁年中傳教大師國家鎮護の爲め大山咋命を勸請し、五臺山山王院を創建し(本尊の藥師如來像は傳教大師一刀三、禮の作・不動明王の像は智證の作)、寺僧をして祭祀を掌らしめしもの社の起原なり。後天正年間に至り劫火に罹りて久しく廢絶せしも、寛文十三年神託に依りて社殿を再興し、祭祀の典を擧げ來りしが、明治維新後の神佛分離に依りて寺は廢絶し、社は同五年村社に列し、境内七百餘坪を有して老松鬱蒼たりしが、明治四十二年五月十三日大字北曾根の村社會根神社に合祀せられて、空しく山王の字地を殘せり。

本地は徳川氏の初めより片桐市正の領地たりしが、元和七年北見若狹守の支配に移り、寛永五年徳川氏代官の支配となり、承應元年中坊美作守の支配に換り、寛文四年再び徳川代官の支配に歸し、元祿七年土屋相模守の領地に轉じ、延享四年一橋中納言の領地となり、同家世襲して同茂榮に至る。其の後の管轄及び區畫の變遷は、大字二田に同じ。

大	字	舊	石	高	明治八年改正 有租地反別	明治九年一月 一日現在人口	町村制施行 町村制施行 當時の反別 當時の人口	大正元年正月 末日現在人口	大正九年十月 一日國勢調査の人口
千	原	一、五、六、七、一	三、一、三、一、三	三、三、三	一、八、〇、七、三	三、七、四	一、六、〇、七、三	三、七、四	三、七、四
尾井千原		一、四、〇、四、八、〇	九、五、五、五	三、三	一、一、六、七、七	二、五	一、一、六、七、七	二、五	二、五



大字	石高	明治八年改正 有租地反別	明治九年一月 一日現在人口	町村制施行 當時の反別	町村制施行 當時の人口	大正元年三月 末日現在人口	大正九年十月一日 國勢調査の人口
綾井	九三・七六〇	七・〇一九	三三	七・三九五	二四	二六	
二田	二五〇・一〇七	二〇・五三八	三三	二六・七〇六	二四	二六	
北會根	八四・一八四	一三・〇三三	一三	一四・三七九	一四	一六	
南會根	一七・三九三	二・〇〇六	一七	一七・六三三	九	九	
助松	八五・七三三	六・四三三	六一	一〇・六三二	四五	四五	
森	三九・九九九	三・六二四	一五	三・三三三	一五	一五	
計	二、三二、九七六	一五、四〇〇	一、九六	二七、四〇八	二、〇八	二、六六	二、九〇

### 第二十五項 大津町

本町は明治二十二年四月一日町村制の施行に際し、下條大津村・宇多大津村の二村は、其の當時に於ける同一戸長役場の所轄區域にして、地形民情共に合併するを便とするを以て、其の區域に依りて一村を設け、兩村名の冠字を除きて大津村と名づけ、兩村は其の大字となり、舊に依りて和泉郡所屬たりしが、明治二十九年四月一日泉北郡に屬し、大正四年四月一日より大津町と改稱す。

### 大字 下條大津

本地は古來和泉郡に屬し、もと下條郷の内にして下條大津村と稱す。市街の形を爲して田中町・出屋敷町・本町・木小中町・宮本町・上市町の名あり。

大津神社は田中町にあり、もと若宮神社と稱し、應神天皇を祀れり。創建の年代は詳ならず。明治五年村社に列し、同四十一年一月十五日寺内の村社神明神社(天照皇)・宇風呂前の同事代主神社(事代主)・神(天照皇)・武(武甕槌命)・經(經)・津(津)・主(主)・命(命)・天(天)・兒(兒)・尾(尾)・根(根)・命(命)・比(比)・咩(咩)・大(大)・神(神)・宇(宇)・多(多)・大(大)・津(津)・字(字)・多(多)・大(大)・津(津)・字(字)・上(上)・之(之)・町(町)・の(の)・同(同)・宇(宇)・多(多)・神(神)・社(社)・(素戔)、同四十一年四月二十九日 大字々粟戸の同粟神社(命)を合祀し、同年八月二十四日今の社名に改め、同四十四年五月神饌幣帛料供進社に指定せらる。合祀社中に於ける粟神社は、延喜式内の舊社にして粟堂と稱せり。蓋し安房國に鎮座せる官幣大社安房神社と同神なるより、此く稱へしものならんといふ。境内は壹千參百九拾八坪を有し、老松數百繁茂して社頭を蔽ひ、本殿・拜殿・社務所・祭器庫等相並び、末社に廣良神社あり。壹基の石燈籠は和泉三郎の奉獻せしものにて、古色掬すべし。氏地は本町全部にして、例祭は十月五日なり。

大津城の址は、本町南溟寺のある所是れなり。城は齋藤民部大輔・齋藤主膳正・眞鍋主馬太夫等の相次で據守する所なりしが、天正年中に至りて廢し、南溟寺は其の址に建立せらる。

南溟寺は松岡山と號し、眞宗東本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。天正年中一向宗法橋明寂の開創なり。明寂は片桐市正の陪臣田村助右衛門の甥なるを以て、秀吉に寺地の免税を請ひしも許されず、

大津神社

舊粟神社

大津城の址

南溟寺



毎年貢米八石を以て定租と爲せりと泉州志に記せり。初め長泉寺と號し、東本願寺の別院となり、延寶年間今の寺名に改め、明治二十七年十一月寺格を別格由緒地と定めらる。伯太藩主渡邊氏代々の菩提所なり。境内は五百四拾四坪を有し、本堂・庫裏・臺所・長屋・納家・鐘樓・門を存す。もと人丸名所松といへる古松ありしも、明治三年五月十五日の大風に倒れて今はなし。

縁照寺

縁照寺は同町同字にあり、江月山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。創立の年月は詳ならず。境内は貳百四坪を有し、本堂・庫裏・客殿・玄關・鐘樓・門を存す。

強縁寺

強縁寺は同町にあり、弘誓山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。天正年間の創立なれども、其れより以前に於て大字宇多大津の農釣屋助九郎なる者、已に一の道場を開きて釣屋道場と呼びしといふ。延寶年中寂如上人より今の寺號を下附せらる。境内は壹百八拾貳坪を有し、本堂・庫裏・玄關・長屋・門を存す。

長生寺

長生寺は本町にあり、光明山二等名院と號し、眞言宗仁和寺末にして藥師如來を本尊とす。天正十九年二月僧長慶の創立にして、同年十月に至り寺號を公稱す。其の仁和寺末となりしは文政七年五月なり。境内は壹百貳拾參坪を有し、本堂・庫裏・座敷・廊下・納家を存す。外に地藏堂及び觀音堂あり。

來迎院

來迎院は同町にあり、紫雲山と號し、淨土宗大光寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。天正十八年僧貞

雲の開創なり。境内は貳百七拾四坪を有し、本堂・庫裏・座敷・長屋・門を存す。

慈眼寺

慈眼寺は宮本町にあり、妙忠山と號し、日蓮宗久遠寺末にして多寶塔を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は貳百六拾六坪を有し、本堂・庫裏・門を存す。外に妙見堂あり。

安樂寺

安樂寺は同町にあり、清淨山西光院と號し、淨土宗西福寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。創立の年月は詳ならず。元文五年六月生蓮社忍譽の中興なり。境内は參百參拾九坪を有し、本堂・庫裏・玄關・門を存す。

上品寺

上品寺は出屋敷町にあり、極樂山地藏院と號し、淨土宗知恩院末にして阿彌陀佛を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は貳百拾坪を有し、本堂・庫裏・臺所・納家・長屋・鐘樓・門を存す。外に觀音堂・地藏堂あり。

本地村高九百九拾四石四斗五合六勺の内、九百四拾五石壹斗參升壹合貳勺は元和年間より徳川氏代官の支配たりしが、寛文元年に至り其の内六百八拾參石六斗七升五合貳勺は渡邊丹後守の領地となり、貳百六拾壹石四斗五升六合は依然徳川代官の支配に残りて、貞享三年松平伊賀守の領地に轉じ、元祿十年小笠原佐渡守の領地に移り、正徳元年再び徳川代官の支配に歸し、明和六年片桐主膳正の領地となり、同氏世襲して主膳正貞篤に至り、明治二年六月上地せり、依て小泉藩の支配に移り、同四年七月十四日小泉縣に改まり、同年十一月二十二日堺縣の管轄となる。又渡邊氏領は同氏世襲して丹後守



章綱に至り、明治二年六月上地せり、依て伯太藩の支配に移り、同四年七月十四日伯太縣に改まり、同年十一月二十二日堺縣の管轄となる。又其の四拾九石貳斗七升四合四勺(大津村)は沿革不詳、岡部美濃守の預所たりしが、明治三年十二月堺縣の管轄となる、是に於て全村同一管治に歸せり。而して同縣區畫の制定あるに及び、同五年二月和泉國第十二區に屬し、同七年一月二十二日第二大區四小區に改まり、同年四月十三日其の八番組に入り、同九年十二月七日番組廢せられて單に第二大區四小區となり、同十三年四月十四日湊郡役所部内となり、同月二十三日第五聯合に入り、同十四年二月七日大阪府の管轄に轉じ、翌三月五日聯合を離れて一村獨立し、同十七年七月一日第二十八戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

### 大字 宇多大津

本地は古來和泉郡に屬し、もと宇多莊の内にして宇多大津村と稱す。市街の形を爲して上の町・下の町・西の町の名あり。和漢三才圖會に、田樂法師三人古より大津村にあり、毎歲春日・住吉の祭禮に伎藝を勤む、高履を着け刀を抜きて弄玉を爲す、未だ其の始まる所を知らずと記すれば、本地又は大字下條大津は同田樂法師の居りし所ならん。海邊は大字下條大津に亘りて謂はゆる古の大津松原なり。細波は緩かに岸と語り、白砂は遠く連りて一青なし。昔は一帯の磯馴松琴韻を洩らし、濤聲と相和して

大津松原  
大津浦

濱寺の如くなりしといふ。土佐日記には小津のとまりとし、更級日記には大津浦と記せり。

土佐日記 五日、けふからくしていつみのなたより小津のとまりをおふ、松原めもほろくなり、かれこれくるしければよめるうた、

ゆけとなほゆきやらぬはいもかうむをつの浦なるさしの松原

#### 更級日記(四)

さるへきようありて秋の頃いつみにくたり、冬になりてのほるに、おほつといふ浦に舟にのりたるに、其夜雨風いばもうこくばかりにふりふきて、神さへなりてとるくに、波のたちくるおとなひ風のふきまとひたるさまおそろしけること、いのちのかきりつとおもひまとはる、なかのうへに舟を引あけて夜をあかす、雨はやみたれと風なほ吹つゝ舟出さず、行衛もなきなかのうへに五六日をすくす、からうして風いさゝかやみたるほど、舟のすたれまきあけて見わたせば、夕しほたゝみちにみちくるさまとりもあへず、入江のたつの聲をしまぬもかしくみゆ、國の人々あつまりきて、その夜このうらを出させたまひて、石津につかされたまへらましかは、やかて此御舟なこりなくなりましたといふ、心ほそうきこゆ、

阿彌陀寺

阿彌陀寺は字下の町にあり、西金山無量院と號し、淨土宗鎮西派佐野上善寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。創立の年月は詳ならず。萬治年中雲龍上人の中興なり。境内は四百六拾坪を有し、本堂・庫裏・玄關・長家・門を存す。寺寶中、彌陀三尊來迎及び三尊の繪畫貳幅は鑑査狀附なり。

本地は元和年間より徳川氏代官の支配たりしが、貞享三年松平伊賀守の領地に移り、元祿十年小笠原佐渡守の領地に轉じ、正徳元年再び徳川代官の支配に歸し、寶曆十三年清水中納言の領地に換り、寛政八年三たび徳川代官の支配に歸し、文政七年また清水中納言の領地に復し、安政二年四たび徳川



代官の支配に歸し、萬延二年更に岡部筑前守の預所となり、同氏相傳して美濃守長職に至り、明治三年十二月堺縣の管轄となる。而して其の後の管轄及び區畫の變遷は、大字下條大津に同じ。

大字	字	舊	石高	明治八年改正 有租地反別	明治九年一月一日現在人口	町村制施行 當時の反別	町村制施行 當時の人口	大正元年三月 末日現在人口	大正九年十月一日 國勢調査の人口
下條	大津	石	九四・四五六	六四・七三九	二、七六	二、四六六	二、四四一	一、〇八九	七、六九九
字	多	大津	六八・〇七六	五五・五〇四	一、〇五三	一、七〇三五	一、〇八九	一、〇八九	七、六九九
計			一、六二・五三二	一二〇・二四三	三、八一三	四、一七一	三、五三〇	二、一七八	一五、三九八

### 第二十六項 忠岡村

本村は明治二十二年四月一日町村制の施行に際し、忠岡村・馬瀬村・高月村・北出村の四ヶ村は、其の當時に於ける同一戸長役場の所轄區域にして、地形民情共に合併するを便とするを以て、其の區域に依りて一村を設け、各村中の大村たる忠岡村の名を採りて忠岡村と名づけ、各村は其の大字となり、舊に依りて和泉郡所屬たりしが、明治二十九年四月一日泉北郡に屬す。

#### 大字忠岡

本地は古來和泉郡に屬し、もと宇多莊の内にして忠岡村と稱す。字地に生歸・濱塚・道村・下村西・

出・南出といへるあり、和泉志村里の條に「忠岡屬邑四」と記せるは、此の字地の内を指せるものならん。

#### 忠岡神社

忠岡神社は字道村にあり、もと菅原神社と稱し、菅原道眞を祀れり。由緒は詳ならず。明治五年村社に列し、同四十二年四月二十六日字南戸の村社八阪神社(素戔鳴命)・字辨天の同嚴島神社(狹依毘賣命)・字春日の同春日神社(武甕槌命・經津主命・天兒屋根命・比咩大神・栲幡千千姫命)、同年七月十六日字戎山の無格社事代主神社(事代主命)を合祀し、同年八月神饌幣帛料供進社に指定せられ、同年十一月九日更に大字馬瀬字宮の前の村社馬瀬神社(天御中主命)を合祀し、同四十三年四月二十六日今の社名に改稱せらる。境内は四百四拾四坪を有し、本殿・拜殿を存す。氏地は本地及び大字馬瀬にして、例祭は十月五日なり。

#### 常念寺

常念寺は同字にあり、無量山と號し、淨土宗鎮西派西福寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。創立の年月は詳ならず。境内は壹百四拾坪を有し、本堂・庫裏・廊下・鐘樓・長屋・門を存す。

#### 勝基寺

勝基寺は字生歸にあり、見海山實相院と號し、淨土宗鎮西派西福寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。本地に於ける最古の巨刹にして、七堂伽藍を備へたりと傳ふれども、足利氏の末に至りて兵火に罹り、堂宇舊記等悉く灰燼と化しければ、寺歴を知るに由なし。天文五年生歸和尙に中興せられて今に至る。境内は參百四拾坪を有し、本堂・庫裏・廊下・納家を存す。外に地藏堂あり。

#### 永福寺

永福寺は字下村にあり、金清山功德聚院と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。了願



の開創なり。了願は今井兼平の裔なり。兼平の本曾義仲に従ひて江州粟津に殉死するや、其の子今井兼滋は一族耶黨四十餘名を率ゐて本地に來り、鎌倉幕府の追討の難を避けんが爲め、姓を安明と改めて住し、子孫庄屋を勤めて安明五郎左衛門兼孝に至り、楠氏を扶けて千早に籠城し、正成の戦歿後本地に歸り、佛門に入りて了願と法名し、正成の靈を弔はんが爲め文明六年道場を設けしもの即ち當寺なり。延元二年九月二十四日を以て逝去し、子孫相承けて了圓に至り、寛文三年本山より長福寺の號を授けられしが、其の孫了完に至り享保元年八月九日更に今の寺名に改む。兼滋の元暦年間に栽植せる伊吹木は、枝葉繁茂して今も寺庭に存せり。兼滋は詞藻に富み、左記の詠草を遺せり。境内は貳百六拾九坪を有し、本堂・庫裏・廊下・長屋・門を存す。

涼しさの限り見よとや忠岡の浦曲の水に月のすむらん

淡路島ゆきかふ船の數見えて月澄み渡る忠岡の浦

## 萬福寺

萬福寺は字西出にあり、願行山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。天平三年の創立なりと傳ふ。足利氏の末に至りて兵燹に罹り、堂宇舊記悉く焼失して寺歴詳ならず。文明八年了貞住職となりて中興し、同十一年本願寺蓮如法主に歸依して眞言宗より眞宗に轉じ、後東本願寺に屬せしも、寛文三年西本願寺末に轉じて今に至る。境内は九拾六坪を有し、本堂・庫裏・座敷・廊下・納家・門を存す。

## 正覺寺

正覺寺は字濱塚にあり、成就山響流院と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。天文十四年の創立、本地の僧興覺の開基なり。もと寺號なかりしが、四世教西に至り天和四年初めて寺號を公稱せり。境内は貳百六拾參坪を有し、本堂・庫裏を存す。

本地は元和元年より小出大和守の領地となり、貞享三年松平伊賀守の領地に轉じ、元祿十年小笠原佐渡守の領地に移り、寶永八年徳川氏代官の支配に歸し、延享四年村高壹千壹百拾四石四斗六升七勺の内、壹千壹石貳斗參升九合四勺は一橋中納言の領地となり、壹百拾參石貳斗壹升壹合參勺は依然徳川代官の支配たりしが、一橋家領は同家世襲して同茂榮に至り、明治元年の初め新に御料となりて、岡部筑前守・渡邊丹後守の當分取締となりしも、同年五月晦日同家領に復し、同二年六月上地せり、依て一橋藩の支配に移り、同年十二月二十六日堺縣の管轄となる。又徳川代官の支配地は天明二年岡部美濃守の預所に轉じ、同四年再び徳川代官の支配に歸し、同六年渡邊丹後守の領地となり、同氏世襲して丹後守章綱に至り、明治二年六月上地せり、依て伯太藩の支配に移り、同四年七月十四日伯太縣に改まり、同年十一月二十二日堺縣の管轄となる、是に於て全村同一管治に歸せり。而して同縣區畫の制定あるに及び、同五年二月和泉國第十一區に屬し、同七年一月二十二日第二大區五小區に改まり、同年四月十三日其の一番組に入り、同九年十二月七日番組廢せられて單に第二大區五小區となり、同十三年四月十四日湊郡役所部内となり、同月二十三日第六聯合に屬し、同十四年二月七日大阪府の



管轄に轉じ、翌三月五日聯合を離れて一村獨立し、同十七年七月一日第三十戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

### 大字馬瀬

本地は古來和泉郡に屬し、上馬瀬・下馬瀬の兩村たりしが、明治八年五月合併して馬瀬村と稱す。舊下馬瀬村はもと宇田莊の内にして、同上馬瀬村はもと輕部郷の内なり。

#### 正念寺

正念寺は字中出にあり、佛法山と號し、淨土宗知恩院末にして阿彌陀佛を本尊とす。本尊阿彌陀如來は木彫の座像にして、作者不詳なれども製作甚だ佳なりといふ。由緒は詳ならず。境内は壹百參拾坪を有し、本堂・庫裏・座敷・門を存す。外に地藏堂あり。

本地は元和元年より小出大和守の領地となり、貞享三年松平伊賀守の領地に移り、元祿十年小笠原佐渡守の領地に換り、寶永八年徳川氏代官の支配に歸し、延享四年一橋中納言の領地となり、上馬瀬村高壹百七石貳斗八升五合・下馬瀬村高六拾八石九斗五升六勺、計壹百七拾六石貳斗參升五合六勺は同家世襲して同茂榮に至り、明治元年の初め新に御料となりて、岡部筑前守・渡邊丹後守の當分取締となりしも、同年五月晦日同家領に復し、同二年六月上地せり、依て一橋藩の支配に移り、同年十二月二十六日堺縣の管轄となる。而して其の後の管轄及び區畫の變遷は、大字忠岡に同じ。

### 大字高月

本地は古來和泉郡に屬し、もと輕部郷の内にして高月村と稱す、高月は一に高槻に作る。姓氏錄和泉國皇別に「輕部、倭日向建日向八綱多命之後也、雄略天皇御世獻加里乃郡、仍賜姓輕部君」と見ゆれば、輕部郷は同輕部氏の居りし所にして、輕部の郷名は古事記允恭天皇の段に、「爲木梨之輕太子御名代定輕部」と見ゆる、輕部たりしより起れるものならん。

本地は明和五年より徳川氏代官の支配たりしが、同六年村高參百四石六升壹合六勺の内、壹百四拾九石八斗九合六勺は稻葉長門守の領地となり、壹百五拾四石貳斗五升貳合は片桐主膳正の領地となり、兩氏とも世襲し、片桐氏は主膳正貞篤に至り、明治二年六月上地せり、依て小泉藩の支配に移り、同四年七月十四日小泉縣に改まり、同年十一月二十二日堺縣の管轄となる。稻葉氏は美濃守正邦に至り、同じく明治二年六月上地せり、依て淀藩の支配に移り、同四年七月十四日淀縣に改まり、同年十一月二十二日堺縣の管轄となる、是に於て全村同一管治に歸せり。而して其の後の管轄及び區畫の變遷は、明治七年四月十三日第二大區五小區内の三番組に入りたるの外は、大字忠岡に同じ。

### 大字北出



本地は古來和泉郡に屬し、もと輕部郷の内にして北出村と稱す、俗に小泉といへり。

本地は明和五年より徳川氏代官の支配たりしが、同六年片桐主膳正の領地となり、同氏世襲して主膳正貞篤に至り、明治二年六月上地せり、依て小泉藩の支配に移り、同四年七月十四日小泉縣に改まり、同年十一月二十二日堺縣の管轄となる。而して同縣區畫の制定あるに及び、同五年二月和泉國第十二區に屬し、同七年一月二十二日第二大區五小區に改まりて、同年四月十三日其の三番組に入り、其の後の管轄及び區畫の變遷は、大字忠岡に同じ。

大字	字	石高		人口	
		舊	高	町村制施行時	大正元年五月一日
忠岡	石	一、二四・四〇七	一〇五・九〇八	一、五二二	一、六二六
	高	一、七六・三五六	一五・六五〇	一、五〇〇	一、六〇〇
馬瀨	瀨	一、七六・三五六	一五・六五〇	一、五〇〇	一、六〇〇
	高	三、四〇・〇六六	三〇・二二六	三、三〇〇	三、三〇〇
北出	出	三、七〇・二九〇	一八・六〇九	一、五九〇	一、六〇〇
	計	一、八三・九九九	一、六六・三三三	一、三〇〇	一、三〇〇

### 第二十七項 穴師村

本村は明治二十二年四月一日町村制の施行に際し、豊中村・板原村・宮村・穴田村・池浦村・虫取

村・我孫子村の七ヶ村は、其の當時に於ける同一戸長役場の所轄區域にして、地形民情共に合併するを便とするを以て、其の區域に依りて一村を設け、郷社穴師神社の名に因みて穴師村と名づけ、各村は其の大字となり、舊に依りて和泉郡所屬たりしが、明治二十九年四月一日泉北郡に屬す。

### 大字 豊中

本地は古來和泉郡に屬し、豊中村と稱す。字地に中小路・門小路・西宮小路・田中小路・外宮小路・宮小路・出屋敷といへるあり。和泉志には本地を上條郷の内に記すれども、泉州志及び村志の下條郷とせるもの従ふべきが如し。同郷はもと下泉郷にして、和名抄に「和泉郡下泉」と見ゆるものはれなり、一に吾孫子莊の名あり。姓氏錄未定雜姓和泉國に、「我孫公、豊城入彦命男倭日向健日向八綱田命之後也」と見ゆれば、我孫氏の居りし所にして、莊名も是より起りしものならん。其の我孫を吾孫子となせるは、邦訓に孫は未古比古・曾孫は比比古なるも、俗に曾孫を比古と呼べるを以て、謬りて吾孫に子の字を加へしものならんといふ。

泉穴師神社は字宮小路にあり、延喜式内の神社にして和泉五大社の一なり。社名は穴師神社なれども、大和の穴師神社と區別せんが爲めに、泉の字を加へたるものならん。穴師は風の名なり、八雲御抄に「あなしはいぬる也」と見え、中臣祓義解に「戌亥は風神の座す所なり」とし、和泉志には風神級

泉穴師神社



長津彦命・級長津姫命を祭祀せりと記せり。初め風神を祀りしより起れるの社名なるべし。然れども社傳に依れば、祭神を正哉吾勝々速日天忍穗耳命及び栲幡千千姫命の二座なりとせり。創建の年月は詳ならざれども、神功皇后の御宇ならんといひ、或は天武天皇の白鳳年間ならんともいふ。元正天皇の靈龜二年四月河内國を割きて當國を置き、國內五大社の分靈を合祀して、五社總社を國府所在の府中に建て給ふに方り、當社の分靈も同社に合祀せられて泉州五社の稱起り、聖武天皇は天平四年の大早に際し、五社及び井の八幡宮に奉幣して雨を祈り給ひ、同九年神戸隸稻參千九百參拾餘束を祭祀料に充てさせられ、同十三年惡疫大に流行せしかば、國家安全鎮疫を祈願して幣帛を獻じ給ひ、五社及び總社に社領六千八百石を寄せさせられて、其の壹千參百石は之を當社に分賜せらる。ついで孝謙天皇も勅願あらせられ、仁明天皇の承和九年十月從五位下を授かりしを初めとして、清和天皇の貞觀七年二月には從五位上・同年六月には正五位下・同十年二月には從四位下に昇進し給ひ、村上天皇・崇徳天皇も勅願あらせらる。武將にありても楠正成は元弘元年勤王の旗を擧げ、其の領内たる攝・河・泉の大神に武運長久を祈りて、當社へも石燈籠を獻じ、織田信長は五社の神領を從前の如く奉納すべき旨の朱印を寄せしも、根來寺の盛なるに方り、當國の寺院は同寺と本末の關係ありしかば、同十三年豊臣秀吉の同寺征伐に際して其の燒亡する所となり、當社も亦宮寺の兵燹に罹れると共に、神像及び寶物の僅に避難せるの外は拜殿を除きて悉く灰燼と化し、社領もまた沒收せられて衰微し、慶長七年

豊臣秀頼に社殿を造營せしめられて社觀再び備はりしも、無祿の爲め祭祀の典・社頭の修補昔の如くなる能はず、領主片桐石見守は毎年祭祀料として壹石宛を寄せ、寶曆十二年六月更に壹石五斗を寄進せられて祭祀料に充て來りしが、明治五年に至りて奉還し、翌六年三月郷社に列し、同二十七年六月五日更に府社に昇格し、社頭漸次繁榮せり。其の後神社合併の議あるに及び、同四十一年十一月十二日字勅使下の村社加茂神社(別市神)・字古池の同嚴島神社(市許島神)・字宮小路の同春日神社(武彥祖命・天兒孫根命・經津主命・比咩神)・字福神の無格社福神社(大國主大神・事代主大神)・同事平神社(大物主神)・大字板原字上の久保の村社菅原神社(菅原道真)・大字虫取字村中の同八坂神社(素盞命)、同四十二年二月十二日大字辻字馬場前の同菅原神社(菅原道真)を合祀せらる。

神域は殊に神靈なるものあり、延喜玄蕃式に依れば、新羅の客來朝せしときには、朝廷より之に神酒を賜ひしが、其の醸造料の稻は大和國加茂・意富・纏向・倭文四社、河内國恩智一社及び當社のものを用ひられしといふ。老樹鬱葱として内外を蔽ひ、幽凄にして神氣自ら衣袂を襲ひ、社頭より南へ向へる馬場先は、老松其の左右を挟みて更に風致を加へ、境内は貳千七百參拾六坪を有せり。本殿は桁行四間・梁間貳間・二社相殿造向出端一大雙破風造濱椽付檜皮葺にして、古丹老碧壯麗を極む。即ち慶長七年豊臣秀頼の片桐且元を奉行として造營せるものにて、後元文三年・寶曆十二年・寛政九年・文化七年及び明治二十三年に葺替行はれて今に至る。拜殿は桁行八尺・梁間四間・船臂木流造向屋根二重唐破



風付瓦葺にして、建設の年月不詳、永徳元年三月十一日萱葺を檜皮葺に改め、後復た瓦葺に改めしと。天正十三年の兵燹を免れ來れる古建築にして、二重唐破風は慶長七年に豊臣秀頼の増築なり。其の他神饌所・神輿庫・御供所・祭具庫・社務所等相駢び、攝社に天御前(天宮貴命・古佐麻理命)・住吉社(住吉四神)・爾波比社(天照皇)、末社に熊野社・愛宕社・楠木社・大歳社・兵主社・大國主社・八幡社等あり。攝社の天御前は穴師神主の其の祖神を祀りしものならん。本社の前に建てる壹基の石燈籠は、前記楠正成の獻じたるものにして、古色掬すべし。戌亥の林中に狐掘の泉あり、口碑に依れば、往時旱魃のとき此の林中に於て狐鳴いて止まざりしかば、農民怪み來りて探りしに、狐の爪もて掘りし所を發見せしを以て、試に之を穿ちたるに、地下參尺にして清水滾々として湧出しければ、衆大に喜びて灌漑用に供し、以て早害を免れしと。是れ此の名ある所以にして、水は今も四時涸るゝことなし。又社司津守家の玄關脇に雙生梅あり、老幹槎枒たり、單辨の紅梅にして、一輪の花萼に貳個乃至五個の實を結べるは奇なり。往時獨生のものにして、試に之を他に接種すれば、壹個の實は結べるも貳個以上の實は結ばずとなん。

氏地は往時より我孫子莊の一圃たりしも、今は本村の全部となり、例祭は十月一日・祈年祭は三月四日に行はる。祈年祭は、前記聖武天皇の天平十三年惡疫流行せしを以て、國家安全鎮疫の爲めに祈願あらせられて幣帛を獻じ給ひしより例となるものにして、毎年二月四日に大祓を執行し來りしも、

明治の後に祈年祭と改稱せられ、同四十三年度より舊曆を對照して今の如く三月四日に改めらる。當社の大祭なるを以て奉幣使は參向せられ、古例に倣ひて氏子一統拜殿に參集し、大祓の詞を同音に奏し畢りて、氏子一般に盛相飯を戴き、神前に獻せる一基の眞神は氏子の各戸に其の一枝を分たれ、氏は之を播種の候苗代に建て、以て豊稔を祈るの例なり。又十月一日の例祭は、往時毎年八月十五日府中の五社總社に會幸ありて行はれたる飯山渡御の古例に倣へるものなり。五社總社に於ける飯山の渡御は、天正の後に至りて廢せられたるを以て、當社は同日神前馬場先の南端に渡御所を設けて、神輿は同所に渡御し、飯山の御饌銚を渡すの神事を行ひ、明治十年よりは新舊曆を對照して今の如く十月一日に改めて秋季の例祭とせらる。飯の山とは白米壹斗八升に糯米五升を混ぜ、蒸飯と爲して盤に盛りたるをいひ、飯の山を載せて神輿に供奉供進せる地車屋臺を御饌銚といふ。飯の山は撤饌後之を以て一夜に醴酒を醸し、以て氏子の各戸に頒たるゝは、是れ五社總社の會幸に於て、飯山の餘瀝を窮民に賑恤せし古例を紀念せるものなり。神主は姓氏録和泉國神別に、「穴師神主、天宮貴命五世孫古佐麻豆知命之後也」と見ゆる穴師神主にして、當神社に奉仕せるを以て、姓氏録に穴師神主とせるものならん。堤・津守の兩家ありしが、後藥師寺の宮寺となるに及び、寺僧は兩家と共に奉仕し來りしも、寺は其の後衰微して當社の御旅所となり、堤氏も退轉して今は津守氏のみ奉仕する所となる。社寶多し、中に八拾參體の神像あり、何れも美術上の模範又は參考たるの鑑査狀附にして、木造天忍穗耳命座像



壹軀・同栲幡千千姫命座像壹軀・同男神座像壹軀・同女神座像五軀は、明治三十二年八月一日國寶となりて、同年九月其の修繕費補助金貳百九拾五圓七拾八錢を下附せられ、東京美術學校に於て受託修理せり。

續日本後紀 承和九年十月己巳、奉授和泉國從五位下大鳥神從五位上、无位穴師神・无位積川神並從五位下、

三代實錄 貞觀七年二月廿七日己卯、授和泉國從五位下泉穴師神從五位上、

同 貞觀七年六月庚戌朔、授和泉國從五位上泉穴師神正五位下、

同 貞觀十年二月廿一日乙酉、授和泉國正五位下穴師神從四位下、

孝謙天皇繪旨

御祈禱卷數披露候處精誠之至殊以神妙之由被仰下之狀如件、

十二月十四日

(官名文字讀み難し)

村上天皇繪旨

卷數披露之處精誠之至殊以神妙之由被仰下之狀如件、

四月廿二日

右 少 辨 花押

崇徳天皇繪旨

致御祈禱之由被聞食候尤以神妙猶彌可抽精誠天氣如此悉之以狀、

七月四日

勳 鮮 由 次 官 花押

穴師社神官御中

織田信長の朱印狀

當國五社大明神領事如近年有來可有社納、次山林竹木等一切不可伐採候也、依狀如件、

天正三 十月廿日

信 長 朱印

泉州五社府中神主へ

聖徳寺

聖徳寺は同字にあり、眞言宗金剛峯寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は六拾八坪を有し、本堂のみを存す。

淨福寺

淨福寺は字中小路にあり、淨土宗知恩院末にして阿彌陀佛を本尊とす。創立の年月は詳ならず。境内は貳百七拾四坪を有し、本堂・庫裏・玄關・納家・鐘樓・門を存す。

清修寺

清修寺は部落の中にあり、眞言宗金剛峯寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は貳百八拾六坪を有し、本堂・庫裏・門を存す。

本地は徳川氏の初めより片桐主膳正の領地となり、同氏世襲して主膳正貞篤に至り、明治二年六月上地せり、依て小泉藩の支配に移り、同四年七月十四日小泉縣に改まり、同年十一月二十二日堺縣の管轄となち。而して同縣區畫の制定あるに及び、同五年二月和泉國第十二區に屬し、同七年一月二十二日第二大區四小區に改まり、同年四月十三日其の七番組に入り、同九年十二月七日番組廢せられて單



に第二大區四小區となり、同十三年四月十四日湊郡役所部内となり、同月二十三日第五聯合に入り、同十四年二月七日大阪府の管轄に轉じて、翌三月五日聯合を離れて一村獨立し、同十七年七月一日第二十九戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

### 大字 板原

本地は古來和泉郡に屬し、もと宇多莊の内にして板原村と稱す。

法藏寺

法藏寺は字上の久保にあり、淨土宗鎮西派西福寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は壹百六拾貳坪を有し、本堂・庫裏・納家・門を存す。

本地は寛永四年より徳川氏代官の支配たりしが、萬治四年渡邊丹後守の領地となり、同氏世襲して丹後守章綱に至り、明治二年六月上地せり、依て伯太藩の支配に移り、同四年七月十四日伯太縣に改まり、同年十一月二十二日堺縣の管轄となる。而して其の後の管轄及び區畫の變遷は、明治十三年四月二十三日第六聯合に入りたるの外は、大字豊中と同じ。

### 大字 宮

本地は古來和泉郡に屬し、もと下條郷の内にして穴師村と呼ばしが、後宮村と改む。村名の穴師と

いひ又宮といへるは、何れも穴師神社に因めるならん。

本地は正保元年より徳川氏代官の支配となり、貞享三年松平伊賀守の領地に轉じ、元祿十年小笠原佐渡守の領地に移り、正徳二年再び徳川代官の支配に歸し、延寶四年一橋中納言の領地となり、同家世襲して同茂榮に至り、明治元年の初め新に御料となりて、岡部筑前守・渡邊丹後守の當分取締となりしも、同年五月晦日同家領に復し、同二年六月上地せり、依て一橋藩の支配に移り、同年十二月二十六日堺縣の管轄となる。而して其の後の管轄及び區畫の變遷は、明治十四年三月五日池浦村と二ヶ村聯合したるの外は、大字豊中と同じ。

### 大字 穴田

本地は古來和泉郡に屬し、もと下條郷の内にして穴田村と稱す。

本地は寛永十六年より徳川氏代官の支配となり、寛文二年青山因幡守の領地に換り、延寶六年太田攝津守の領地に移り、貞享元年土屋相模守の領地に轉じ、延享四年一橋中納言の領地となり、同家世襲して同茂榮に至り、明治元年の初め新に御料となりて、岡部筑前守・渡邊丹後守の當分取締となりしも、同年五月晦日同家領に復し、同二年六月上地せり、依て一橋藩の支配に移り、同年十二月二十六日堺縣の管轄となる。而して同縣區畫の制定あるに及び、同五年二月和泉國第十二區に屬し、同七年



一月二十二日第二大區四小區に改まり、同年四月十三日其の七番組に入り、同九年十二月七日番組廢せられて單に第二大區四小區となり、同十三年四月十四日湊郡役所部内となり、同月二十三日第五聯合に入り、同十四年二月七日大阪府の管轄に轉じて、翌三月五日聯合を離れて一村獨立し、同十七年七月一日第二十九戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

### 大字池浦

本地は古來和泉郡に屬し、もと下條郷の内にして池浦村と稱す。

生福寺

生福寺は字フロナカワにあり、穴師山と號し、淨土宗鎮西派西福寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。

創建の年月は詳ならず。境内は七百五坪を有し、本堂・庫裏・玄關・鐘樓・門を存す。

藥師寺の址

藥師寺の址は穴師神社の馬場先なる西側にあり、今は本村尋常高等小學校の敷地となる。寺は穴師神社の宮寺にして、法相なりしといふ。俗に穴師堂と呼ばれ、本尊藥師如來は光仁天皇の寶龜年中異域より海上に漂ひ來れるを、州民之を大津浦に拾ひ得て穴師神社の祠傍に草庵を建て、安置し、後年所を経て又柱梁を海中に拾ひ得て金堂を建てしかば、蟻殻は其の後も柱梁に附着せり。世々の天皇深く崇敬あらせられて勅願所となり、村上天皇は勅して藥師堂を修造し、白河法皇は詔して丈六の藥師・大日・釋迦の三尊を修補し、崇徳天皇の御宇に阿彌陀佛を造り、二條天皇の御宇に五重の塔を建

てさせられ、後村上天皇は正平年中當寺別當阿闍梨良盛を以て和泉國惣講師職と爲し給ひしが、同年中當國松尾寺と同講師職を争ひ、應永年中に至りて再び之を争ひ、其の斷案狀及び曆應・正平・應安・應永・永享年中の繪旨證文の多くは所藏せられて、今に残れるものあり。高野山兼澄は物氏なり、當國の人にして同山正智院定兼の上足なりしが、曾て當寺を領し、後、後鳥羽院の旨に依りて當國の僧統たりしも、世紛を嫌ひて同山の寶光院に住して淨業せしといふ。されば當時にありては壯嚴無比の巨刹にして、寺門繁榮を極めしならんも、穴師神社の條に記せしが如く、天正十三年豊臣秀吉の根來征伐に際し、社と共に兵燹に罹り、漸次衰微して復舊の機なく、寛政八年出版の和泉名所圖會に、今穴師大明神の御旅所なり、荒廢して僅に一堂のみなりと記すれば、廢頽其の極に達して藥師堂のみを存して、同社の御旅所となりしを知るべし。藥師堂は存續し來りしも、明治の初年に廢寺となり、同八年までは其の儘存して住僧ありしも、同年小學校舎に充用せられて、本尊は我孫子村なる心福寺に移され、同二十一年に至り小門柳吉氏の發起に依り、有志の寄附金にて舊址の傍に小堂(其の地は大字我孫子の舊社村に屬す)を建て、安置し、小門柳吉氏堂側に住して之を守護せり。

後村上天皇繪旨

藥師寺御祈禱御卷數披覽之處特以神妙彌可致精誠之由祈仰下之狀如件、

追書（正平廿二丁未）



十二月廿六日

木工頭花押

南朝 繪旨

第三親王除病命御祈禱事特可致精誠之由被仰下之狀如件、

十二月十二日

春宮大進花押

藥師寺寺僧中

南朝 繪旨

卷數披露了懇祈之至待神妙之由被仰下之狀如件、

追書 (正平廿五庚王子御誕生御請取)

四月廿二日

春宮大進花押

後村上天皇宣旨

正平廿二年九月廿日 宣旨

藥師寺

宣令寄置阿闍梨二口

藏人頭左近衛櫻中將藤原朝臣實秀

上卿權中納言

繪旨

當寺三綱事宜下之間且可存知之由被仰下之狀如件、

左中將監花押

藥師寺々僧等中

本地の領主及び區畫の變遷は、明治十四年三月五日宮村と二ヶ村聯合したるの外は、大字穴田に同じ。

### 大字虫取

本地は古來和泉郡に屬し、もと下條郷の内にして虫取村むしとりと稱す。

淨忠寺は部落の中なかにあり、淨土宗鎮西派西福寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は五拾九坪を有し、本堂・庫裏・門を存す。

本地の領主及び區畫の變遷は、明治十三年四月二十三日第六聯合に屬したる外は、大字穴田に同じ。

### 大字我孫子

本地は古來和泉郡に屬し、もと下條郷の内にして辻村・長井村の兩村たりしが、明治二十年五月合併して一村となり、舊莊名を採りて我孫子村と稱す。



心福寺は舊永井村にあり、浄土宗鎮西派西福寺末にして阿彌陀佛を本尊とす、由緒は詳ならず。境内は壹百貳拾貳坪を有し、本堂・庫裏・廊下・門を存す。

本地村高は四百拾參石七斗貳升八合にして、内壹百貳拾五石八斗五升八合は辻村に屬し、貳百八拾七石八斗七升は長井村なり、其の管轄及び區畫の變遷は、明治十三年四月二十三日長井村の第六聯合に屬し、同十四年三月五日兩村の聯合したるの外は、大字穴田に同じ。

大字	字	舊石高	明治八年改正		明治九年一月一日現在人口		町村制施行		町村制施行		大正元年三月末日現在人口		大正九年十月二日國勢調査の人口	
			有租地	反別	當時の人口	反別	當時の人口	反別	當時の人口	反別	當時の人口			
豐中	豐中	六四・六五〇	五・六九元	五三	六・五五六	六七〇	二・六二六	二・六二六	二・六二六	二・六二六	二・六二六	二・六二六	二・六二六	二・六二六
板原	板原	四七・六〇〇	四・七七元	四七	五・〇五六	五〇	二・六二六	二・六二六	二・六二六	二・六二六	二・六二六	二・六二六	二・六二六	
宮	宮	三三・九七七	二・二三元	六	一・三〇三	八	二・六二六	二・六二六	二・六二六	二・六二六	二・六二六	二・六二六	二・六二六	
穴田	穴田	六・三三〇	五・九元	九	七・一四五	九	二・六二六	二・六二六	二・六二六	二・六二六	二・六二六	二・六二六	二・六二六	
池浦	池浦	四六・〇一〇	四・三三元	四三	六・四九二	四四	二・六二六	二・六二六	二・六二六	二・六二六	二・六二六	二・六二六	二・六二六	
虫取	虫取	二七・六〇〇	二・四二元	一四	二・四七二	一七	二・六二六	二・六二六	二・六二六	二・六二六	二・六二六	二・六二六	二・六二六	
我孫子	我孫子	四一・三六〇	三・七三元	二六	四・五〇二	二七	二・六二六	二・六二六	二・六二六	二・六二六	二・六二六	二・六二六	二・六二六	
計		二、五七・六五〇	二、五七・六五〇	二、五七・六五〇	二、五七・六五〇	二、五七・六五〇	二、五七・六五〇	二、五七・六五〇	二、五七・六五〇	二、五七・六五〇	二、五七・六五〇	二、五七・六五〇	二、五七・六五〇	

### 第二十八項 國府村

本村は明治二十二年四月一日町村制の施行に際し、府中村・井の口村・肥子村・和氣村・小田村の五ヶ村は、其の當時に於ける同一戸長役場の所轄區域にして、地形民情共に合併するを便とするを以て、其の區域に依りて一村を設け、府中村は國府と稱せられて著名なりしを以て、其の名を採りて國府村と名づけ、各村は其の大字となり、舊に依りて和泉郡所屬たりしが、明治二十九年四月一日泉北郡に屬す。

### 大字 府中

本地は古來和泉郡に屬し、もと上條郷の内なり。往古清水の湧出せしより山の井の里といひ、一に大泉又は上泉とも呼び、後國府の設けらるゝに及びて國府と唱へ、府中と稱す。然るに何れの頃よりか府中村・上泉村・輕部新田の名を生じ、表面三ヶ村たるの形を爲し來りたるも、上泉村・輕部新田といへるは名義のみにて、別に定まれる地區のあるにあらざるを以て、明治八年五月九日三ヶ村を合併して單に府中村と改めらる、古來の名邑なり。字地に南之町・小社町・馬場町(以上三字を總稱して桑畑といふ)・東町・市邊町(以上二字を總稱して頭堰といふ)といへるあり。南之町は一に南郷とも呼べり。

清水は字馬場町泉井上神社の後にありて、十數歩の小池なり。池畔に古杉あり、蟠根半は池中に入り、冷泉滾々其の下より湧出し、瀦して池を湛へ、溢れて一川をなして流る。是れなん神功皇后の新



羅を征し給ふの年、一夜に湧き出でし清水にして、其の味甘露の如くなりしかば、此の地を稱して泉郡と名づけ給ひ、三韓悉く平定して紀伊國に詣り給ふに及びて御舟より下り、此の水を覽て大に賞し給ひしといふ。後和泉の國名も是れより起れり。和泉の井又國府の清水と呼び、縁由の深きは天下に稀なる所にして、本地發展の因を爲せり。水質は清且甘、煎茶・釀酒に適し、天正年中豊臣秀吉も此の清水を汲みて、日々大坂城に輸せしめしといふ。

和泉宮址

清水の湧出せし瑞祥の地は 元正天皇の御世に至り、和泉宮の所在地となれり。宮は一に和泉の離宮とも呼び、又は珍努宮と稱し、河内國和泉・日根の兩郡を供して臨幸あらせられ、ついで聖武天皇も復た臨幸あらせらる。宮址は判明ならざれども、里傳には和泉寺のありし所を其れならんといふ。降て後鳥羽院は熊野御幸の途、建仁元年十月平松王子より此の地の新造御所に入らせらる。

續日本紀

元正天皇靈龜二年三月癸卯、割河内國和泉・日根兩郡令供珍努宮、四月甲子、割大鳥・和泉・日根三郡、始置和泉監署、

同

元正天皇養老元年二月壬午、天皇幸難波宮、丙戌、自難波至和泉宮、己丑、和泉監正七位上堅部使主石前進位一階、工匠

役夫賜物有差、十一月丁巳、車駕幸和泉離宮、免河内國今年調、賜國司祿有差、同三年二月庚午、行幸和泉宮、丙子、車駕還宮、

同

聖武天皇天平十六年閏正月乙亥、天皇行幸難波宮、二月甲辰、幸和泉宮、丁未、車駕自和泉宮至、秋七月癸亥、太上天皇

熊野御幸記

建仁元年十月六日、自平松王子停御馬、步入國府新造御所、各皆儲假屋充行、予等分三間小屋也、無板敷、九條殿大

泉莊、有實朝臣・八條院女官宇陀莊、

國府廳の址

元正天皇靈龜二年三月、河内國和泉・日根兩郡を割きて珍努宮に供せしめられしは分國の因を爲し、翌四月遂に大鳥・和泉・日根の三郡を割きて和泉國を置かれ、此の地に國府を建てられしかば、國政も此の地より出で、國司の官舎も此に存し、代々の長官は其の跡に就て、和泉一國の中樞となれり。古は國司官舎の所在地を稱して國府といひ、又は府中といひ、或は國名の一字を採りて府名とせるものあり、駿府・長府・甲府の如し、此の地は則ち泉府なり。其の村名を國府といひ、府中と呼べるは之に依る。而して國府廳のありし所は、今の御館林其れならんといふ。御館林は泉井上神社の東壹町許りにあり、東西參拾參間・南北參拾五間・廣さ參反參畝武歩、松樹雜木繁茂せり。

家集

源順は和泉守として此に居りしか、天延四年正月和泉守たりし功に依りて淡路守に補せられんことを請ひしも許されず、天元三年正月和泉守として濟せし所の功勞に依りて次第に伊賀・伊勢の守に任せられんことを請ひけるに、復た許されさりければ、

ほともなきいつみばかりにしつむ身はいかなるつみのふかさなるらん

今昔物語

大江學問は大江一節母か官望みける時に、母の赤染燈司殿にかくなんよみて奉りける、

おもへ君かしらの雪をうちばらひきえぬ先によいそく心を

御堂殿御白道此歌を御覽して、極てあはれませ給ひて、此和泉守にはなさせ給へる也、

珍努縣主の舊地

此の地は復た珍努縣主の代々相繼ぎて住せし所なり。縣主は姓氏録和泉國皇別に、「珍縣主、佐代公



同祖、豊城入彦命三世孫御諸別命之後也、日本紀漏」と見ゆるものは是れにして、其の史上に現れしものを擧ぐれば、日本書紀雄略天皇十四年夏四月の條に、「根使主逃匿至於日根、造稻城而待戰、遂爲官軍見殺、天皇命有司二分子孫、一分爲大草香部民以封皇后、一分賜茅渟縣主爲負囊者」と見え、續日本紀光仁天皇天應元年三月の條に、「戊辰、正六位下珍努縣主諸上並授外從五位下、同年六月己酉、授外從五位上」と見ゆるものは是れなり。左記の日本靈異記に依れば、聖武天皇御宇和泉郡大領直沼縣主倭麻呂の門の大樹に鳥あり、巢を作りて兒を産み之を抱て臥し、夫鳥遠近に飛び行きて食を求め、以て子を抱ける妻を養ひしが、其の食を求めに行きたる留守の間に、他の雄鳥來りて奸し、終に其の雄鳥と共に兒を棄て高く空に翫て飛去りぬ。夫鳥食を求め哺み歸りて見れば妻鳥なし。夫鳥兒を慈み之を抱きて臥し、食を求めずして數日を経たり。大領あやしみ人をして樹に登りて其の巢を見せしむるに、兒鳥を抱きながら共に死しむたり。大領は大悲愍心の人なりければ、鳥の邪淫を視て忽ち世を厭ひ、家を出で妻子に離れ官位を捨て、行基に従ひ善道を修して名を信嚴と改め、常に佛經を唱へ戒行を修し、行基と共に西方に往生せんと要語せり。大領の妻は捨てられしも悲愍の色なく、貞潔なりしが、男子病を得て死せんとす、母に語つて曰く、母の乳を飲むものは應に我が命を延ぶべしと。母は子の言に従て乳を病子に飲ましむ、子は乳を飲で歎じて曰く、噫呼母の甜き乳を捨て、我死せんやと、即ち絶命せり。依て子の死を戀ひて其の妻も同く出家して共に善法を修めにけり。然るに信嚴法

師幸なく行基に先ちて入寂しければ、行基は之を感み歌を詠じて弔ひしとなん。

日本靈異記

見鳥邪淫麻世修善緣第二 禪師信嚴者和泉國和泉郡大領直沼縣主倭麻呂也、聖武天皇御世人也、大領之門大樹鳥作巢

産兒抱之而臥、雄鳥遐邇飛行求食養抱子之妻、求食行之頃他鳥遞來與婚奸、就止其奸今夫鳥共高竈空指北而飛棄兒不聽、于時前夫鳥食物哺來見之無妻鳥、夫鳥慈兒抱之而臥不求食而經數日、大領見之使人登樹見其巢抱兒而死、大領之大悲愍心視鳥邪淫麻世出家離妻子捨官位隨行基大德修善、求名曰信嚴、但要語與大德俱死必當同往生西方、大領之妻亦直沼縣主也、領捨之終无悲賦貞潔、爰男子得病臨命終時而曰母言、飲母乳者應延我命、母隨子言乳令飲病子、子飲乳而歎之言、噫呼捨母甜乳而我死哉、即命終焉、然領之妻戀子死同共出家修習善法、信嚴禪師死幸少緣自行基大德先少命終也、大德誄歌作、からすといふおほそとりのことなみてともにといひてさきたらぬ加良酒等伊布於保乎蘇等利能去等乎美天等母邇等伊比天佐岐陀智伊奴留、

泉井上神社

泉井上神社は宇馬場町の清水の上にあり、延喜式内の神社にして一に井の八幡宮・又は水内社とも呼び、社名は清水に因めり。神功皇后・仲哀天皇・應神天皇を主神として、征韓のとき駕に従ひし勳功の臣四拾八神を配祀せらる。創立の年月は詳ならざれども、清水湧出して征韓の首途に嘉瑞を表したる所なるを以て、凱旋の後紀伊國に至り、御舟より下り此の水を見て大に賞し、其の上に石祠を設けて天神地祇に報賽し給ひしものは是れ其の初めならんといふ。元正天皇の靈龜二年和泉國を置かれて本地の國府となるに及び、當國に於ける大鳥・穴師・聖・積川・大井堰五大社の分靈を當社の東に祀り、五社總社と稱せられて兩社並立し、橘諸兄の菓子諸貞兩社に奉仕して子孫連綿せり、即ち田所氏